

2022  
保存版



緑園に輝くまち 多久  
～時流を感じる 文教・安心・交流・協働のまち～

# 多 久 市

## 市民便利帳

Taku City Guide Book

**多久市ガイド**  
多久市の魅力を再発見

**行政ガイド**  
手続き・福祉など

**生活ガイド**  
医療機関の情報など



多久市観光公使  
多久翁さん

### 緊急情報メール通知サービス

防災情報をいち早くお届けします！携帯電話・スマートフォンやパソコンに最新の防災情報をメールで配信します。災害時の情報源として活用してください。



### 緊急情報自動案内サービス

多久市では防災行政無線で緊急情報を放送しています。放送をお聞き逃しの人も、放送内容は下記の電話番号からもご確認いただけます。

☎0952-75-8558, 75-8559

多久市ガイド 6

多久市役所 24

防災・安心・安全 27

定住のススメ 31

戸籍・住民票・  
印鑑登録 33

税金 36

保険・年金 39

健康・福祉 42

出産・子育て・保育 53

教育・生涯学習・  
文化・スポーツ 60

ごみ・環境・ペット 63

住まい・暮らし 68

議会・選挙・  
広報広聴 73

相談 75

生活ガイド 76

### 多久市役所

〒846-8501  
佐賀県多久市  
北多久町大字小侍7-1

☎0952-75-2111(代表)

多 久 市  
×  
株式会社  
サイネックス



# 多久市 市民便利帳が 電子書籍に!!

## わが街 事典<sup>®</sup>

パソコンやあなたのお手持ちの携帯端末でご覧になれます!

iPadアプリ版

iPhoneアプリ版

Androidアプリ版



**無料**

閲覧に伴う通信料は  
ご負担ください



### 「わが街事典」電子書籍の特徴

お手持ちの携帯端末にダウンロードすることで、簡単に持ち運びでき、お好きなシーンで活用できます。使いやすいインターフェイスと電子書籍ならではの拡大・縮小機能で、どこでもどなたでもご利用いただけます。

いつでも  
持ち歩ける  
利便性 



ダウンロード方法や対応端末など詳しくはこちら 



# 市民の利便性を高める『便利帳』です



多久市長  
横尾 俊彦

ここに市民の皆さんに、日々の暮らしや仕事などについて、市役所で提供できる情報をまとめてお知らせする『市民便利帳』をお届けします。

今回も株式会社サイネックスのご尽力を軸に、市内事業者等のご協力で発刊することができました。ご尽力いただいた皆様に感謝を申し上げます。

最近、多くの皆さんは、知りたいことがあればスマホやパソコンなどの検索サイトを使って調べられていると思います。実にとっても便利な時代になりました。

本冊子は多くの市政関連情報を掲載しています。

市役所で申請する手続きについても紹介、説明しています。ぜひご一読いただいて、どこにどのような情報があるかを知っていただければと思います。

かといって、うっかり忘れられても構いません。「そういえば、いつか市民便利帳で見たなあ」の記憶で十分です。そうすれば、必要な時に市民便利帳を手にとってページをめくっていただければ、必要な情報に出会えます。

今後はさらにデジタルトランスフォーメーションにより、皆さんのスマホなどの端末で、より便利に迅速に分るようになるはずで、さらに将来は、市役所から自動的にお知らせするプッシュ型サービスにも進化していくと予想されます。

そこでまずはこの市民便利帳で同様の情報提供を充実させたいと思い、発行します。お気づきの点やご意見がありましたら、ご一報ください。

新たな年に向けて、皆様のご健勝ご活躍を祈念しております。

コロナ禍に負けず、お互いに頑張ってください。

令和4年12月



# インデックス



広告

わかるまで できるまで

## 育伸塾

いく しん じゅく

学校授業の補習  
定期テスト対策  
受験対策

進路相談にも  
親身になって  
対応します。

対面指導、個別指導にこだわって地元で35年

**入塾  
随時** ☎0952-76-3326  
☎090-3320-5161

✉ sakurasake15noharunisakurasake@docomo.ne.jp  
多久市東多久町別府 6029-17 (多久市営団地裏)

### ユニバーサルデザインで みんなが快適に

「ユニバーサルデザイン」とは、「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や性別、障がい、身体的能力などの違いにかかわらず、どの人にとってもわかりやすく、利用しやすく設計(デザイン)された空間や建物、製品などのことをいいます。



- 市民の利便性を高める「便利帳」です ..... 1
- インデックス ..... 2
- ライフサイクルインデックス ..... 4

### 🕒 多久市ガイド ..... 6

- ▶ 多久市はこんなまちです ..... 6
- ▶ SAGA2024 国民スポーツ大会 ..... 8
- ▶ 多久市の学校教育 ..... 9
- ▶ 多久市マップ ..... 10
- ▶ 多久の歴史文化 ..... 12
- ▶ 多久の自然・景観 ..... 14
- ▶ 多久の歳時記 ..... 16
- ▶ 多久の特産品 ..... 18
- ▶ ふれあいバス ..... 20
- ▶ ふれあいタクシー ..... 21

- 行政ガイドインデックス ..... 22

### 👥 多久市役所 ..... 24

### 🔥 防災・安心・安全 ..... 27

- ▶ いざというときは ..... 27
- ▶ 火災・救急のときは ..... 28
- ▶ 困ったときは ..... 28
- ▶ 多久市防災計画に基づく指定避難所 ..... 28
- ▶ 避難指示等発令の種類 ..... 29
- ▶ 災害に備えて ..... 29

### 🏠 定住のススメ ..... 31

- ▶ 定住政策の助成制度【実施期間:令和3年4月1日~令和5年3月31日】 ..... 31
- ▶ 空き家バンク制度 ..... 32
- ▶ 空き家リフォーム補助金 ..... 32

### 📄 戸籍・住民票・印鑑登録 33

- ▶ 戸籍の届出 ..... 33
- ▶ 住民異動の届出 ..... 33
- ▶ 火葬の手続き ..... 34
- ▶ 各種証明 ..... 34
- ▶ オンライン手続きによる証明書取得 ..... 35
- ▶ 旅券(パスポート)申請 ..... 35
- ▶ 個人番号(マイナンバー)カード ..... 35
- ▶ 印鑑登録 ..... 35

### 👤 税金 ..... 36

- ▶ 税金 ..... 36
- ▶ 市税の納付 ..... 37
- ▶ 市税の証明・閲覧 ..... 38

### 🌿 保険・年金 ..... 39

- ▶ 国民健康保険 ..... 39
- ▶ 後期高齢者医療制度 ..... 40
- ▶ 国民年金 ..... 41

  
多久市  
フォトギャラリー  
Taku City  
Photo Gallery



**健康・福祉 42**

- ▶ 健康 ..... 42
- ▶ 健診は、気づかずに進んでいる生活習慣病がわかります ..... 43
- ▶ 障害者(児)福祉 ..... 44
- ▶ 高齢者福祉 ..... 48
- ▶ 介護予防 ..... 51
- ▶ 介護保険 ..... 51

**出産・子育て・保育 53**

- ▶ 出産・子育て ..... 53
- ▶ 児童福祉 ..... 58

**教育・生涯学習・文化・スポーツ 60**

- ▶ 教育 ..... 60
- ▶ 生涯学習・文化・スポーツ ..... 61

**ごみ・環境・ペット 63**

- ▶ ごみの種類と出し方 ..... 63
- ▶ 消費生活相談 ..... 66
- ▶ 環境 ..... 66
- ▶ ペット ..... 67

**住まい・暮らし 68**

- ▶ 道路・河川 ..... 68
- ▶ 住まい ..... 69
- ▶ 上水道 ..... 70

- ▶ 下水道 ..... 71
- ▶ 浄化槽 ..... 71
- ▶ 商工業・農林業 ..... 72

**議会・選挙・広報広聴 73**

- ▶ 議会と選挙 ..... 73
- ▶ 広く報せ、広く聴きます ..... 74

**相談 75**

**生活ガイド 76**

※生活ガイドは、暮らしに役立つ情報を掲載しており、有料広告ページとなります。

- ▶ 医療機関マップ① ..... 76
- ▶ 医療機関マップ② ..... 78
- ▶ 一般社団法人 多久・小城地区医師会 ..... 80
- ▶ 小城・多久歯科医師会 ..... 81
- ▶ 多久小城薬剤師会 ..... 82
- ▶ 多久市で味わうグルメ ..... 83
- ▶ リフォームの基礎知識 ..... 84
- ▶ 葬儀について ..... 86
- ▶ 多久市商工会 ..... 88



**UD FONT**

見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

広告

**外壁・屋根の塗装なら  
一級塗装技能士のお店**

**東部塗装**  
TOUBU TOSOU  
佐賀県知事許可(般)第5601号

**東部塗装** 検索

多久市東多久町大字別府4251-4  
TEL/FAX (0952)76-2628

**生活の豆知識  
公共の相談窓口**

行政の困りごとについての相談先  
行政苦情110番(全国共通番号)へどうぞ。

**0570-090110**

この電話番号は、お近くの総務省行政相談センターさくみみ(管区行政評価局、行政評価事務所、行政監視行政相談センター)につながります。  
都府県をまたいで同じ市外局番が設定されている地域においては、隣接都府県の総務省行政相談センターさくみみにつながる場合があります。

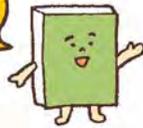
総務省HP(行政相談の受付窓口)より加工編集して作成。  
([https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/hyouka/soudan\\_n/soudan\\_wetake.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/soudan_n/soudan_wetake.html))

**多久市  
フォトギャラリー**  
Taku City  
Photo Gallery



# ライフサイクルインデックス

知りたいときに  
すぐに見つかる!



目録のマークの場合には市役所に届出が必要です

戸籍の届出・各種登録は  
市役所へ届け出てください

赤ちゃんが  
生まれたら  
**出生届…33**  
生まれた日から  
14日以内に届出

生活の豆知識  
**公共の相談窓口**

こどものSOSの相談窓口

0120-0-78310

いじめで困ったり、自分の友人のことで  
不安や悩みがあったりしたら、一人で  
悩まず、いつでもすぐ電話で相談を。

文部科学省HP「子供のSOSの相談窓口」より加工編集して作成  
([https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/06112210.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/06112210.htm))

生活の豆知識  
**公共の相談窓口**

ドメスティック・バイオレンス(DV)に  
ついての相談先

全国共通の電話番号(#8008)から  
相談機関を案内するDV相談ナビサービスをどうぞ。

#8008

配偶者からの暴力に悩んでいることを、どこに相談すればよいかわからないという方のために、全国共通の電話番号(#8008)から相談機関を案内するDV相談ナビサービスを実施しています。  
発信地等の情報から最寄りの相談機関の窓口へ電話が自動転送され、直接ご相談いただくことができます。

内閣府HP「男女共同参画局」より加工編集して作成  
([https://www.gender.go.jp/policy/no\\_violence/dv\\_navi/index.html](https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/dv_navi/index.html))

結婚したら  
**婚姻届…33**  
届け出た日  
から効力

結婚

- 戸籍の届出…P33
- 婚姻届…P33



生活

- 税金…P36
- 国民健康保険…P39
- 国民年金…P41
- 健康…P42
- ごみ…P63
- 上水道…P70
- 下水道…P71



市内で住まいが  
変わったら  
**転居届…33**  
引っ越しした日から  
14日以内に届出

prime of life  
壮年

- 税金…P36
- 国民健康保険…P39
- 国民年金…P41
- 健康…P42



市内へ引っ越し  
してきたとき  
**転入届…33**  
引っ越ししてきた日から  
14日以内に届出

市外へ引っ越し  
していくとき  
**転出届…33**  
引っ越しをする前



多々市  
フォトギャラリー  
Taku City  
Photo Gallery



emergency

# 緊急時

●防災・火災…P28



— 広告 —

真心を込めたお手伝いをお約束いたします。



## 和光 MEMORIAL HALL WAKOH メモリアル会館

大ホール 450名様収容、小ホール 100名様収容  
家族葬も対応致します 大型駐車場完備

多久市北多久町大字多久原 668-1

☎0952-76-2224

24時間受付・深夜でも  
お気軽にお電話ください。

詳しくはこちらから▶



家族葬会館 ファミリーホール **さくら** 最大30名様収容、新包葬式葬 駐車場34台



大切なあなたへ  
人生最期の贈り物を

24時間年中無休

多久斎場 **あざみ苑**

TEL0952-74-2340

佐賀県多久市北多久町大字小侍2010-1

birth

## 誕生



- 出生届…P33
- 国民健康保険…P39
- 妊娠届出と  
母子健康手帳交付…P53

child rearing

## 育児

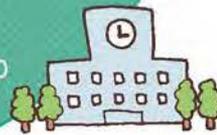
- 予防接種…P54
- 保育施設…P57
- 教育施設…P58
- 子どもの  
医療費助成…P59



education

## 教育

- 就学援助制度…P60
- 放課後児童クラブ  
(なかよしクラブ)…P60
- 相談…P75



adult

## 成人



- 税金…P36
- 国民健康保険…P39
- 国民年金…P41

old age

## 老後



- 国民年金…P41
- 高齢者福祉…P48
- 介護保険…P51



必要な方

## 印鑑登録

…35

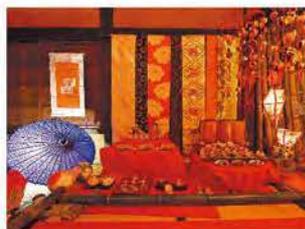
家族が  
亡くなったら  
死亡届…33

死亡の事実を  
知った日から  
7日以内に届出



## 多久市 フォトギャラリー

Taku City  
Photo Gallery





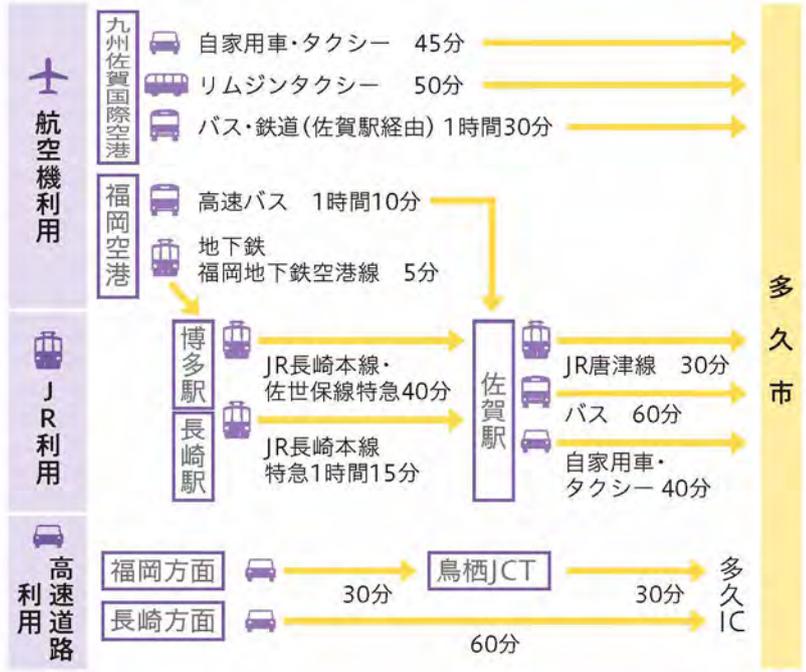
多久市は  
こんなまちです



▶ 多久市の位置

多久市は佐賀県のほぼ中央に位置し、四方を山に囲まれた盆地で、小城市小城町、佐賀市富士町、西と北は唐津市厳木町、相知町、南は小城市牛津町、杵島郡江北町、大町町、西南は武雄市と接しています。福岡県、佐賀県、長崎県からなる西九州の中央にあり、長崎自動車道多久インターチェンジ、国道203号、JR唐津線を擁し、都市部へもアクセスしやすいまちです。

▶ 主な交通アクセス



▶ 面積距離等

面積 **96.56km<sup>2</sup>**  
東西 14.96km 東経 130度06分37秒  
南北 11.6km 北緯 33度17分19秒

▶ 人口と世帯数 (令和4年4月1日現在)

総数 **18,402人**  
男 8,729人 女 9,673人  
世帯数 **7,840世帯**

広告



# 真生工業株式会社

URL <http://sinseikogyou.jp> E-mail [info@sinseikogyou.jp](mailto:info@sinseikogyou.jp)



優良  
優良産業処理業者認定

- 産業廃棄物処理分業 **優良産業処理業者認定**  
【佐賀県知事許可 第04141062263号】  
【受入可能産業廃棄物】  
がれき類、ガラス陶磁器、コンクリートくず、金属類、  
廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くず
- 総合建造物解体工事業  
特定建設業【佐賀県知事許可(特-29)第8985号】

- 一般廃棄物再生利用業  
再生輸送業・再生利用業 多久市指定(木くず類)
- 一般貨物自動車輸送業  
【九運自第490号】
- 古物商  
【第911050008354号】

**建物の解体・建物内部の解体・廃棄物の処分等御見積無料**

本社 〒846-0031 佐賀県多久市多久町757-5  
 多久営業所 〒846-0031 佐賀県多久市多久町546-1 TEL 0952-71-9010 FAX 0952-71-9007  
 福岡事業所(中間処理場) 〒818-0131 福岡県太宰府市水城2-629-2 岡事業所(最終処分場) 〒846-0031 佐賀県多久市多久町3555-53,55



## 市章



漢字で「多久」を表記し、市の大同団結と躍進を象徴したもので、昭和29年11月に決定しました。

## 市旗



市の力強く発展する姿を象徴する市の木かえでと、市の花うめを図案化したものです。かえでの七葉は、地・水・火・風・空・見・識を表徴しています。うめの花は厳しい霜雪に耐え、百花に先駆けて咲き、芳香を放ち、清楚・高潔・忍耐を表しています。幹は、剛毅と無辺なる躍進を表しています。昭和49年5月に決めました。

## 市の花 うめ



市制20周年を記念して市の花に制定されたうめは、毎年早春になると、街によい香りをただよわせはじめます。春の訪れを知らせるうめの花は、厳しい霜雪に耐え、百花に先駆けて咲き、芳香を放ち、清楚・高潔・忍耐を表しています。市内の公園などに数多く植えられており、色とりどりの花が咲き誇り、街を彩っています。うめは美しいものたとえでもあり、自然の美しい多久市を象徴しています。

## 市の木 かえで



初夏には新緑の葉がまぶしく、秋になると紅葉をはじめのかえで。市花のうめとともに市制20周年を記念して制定されました。かえでは霜が降りるころになるとと黄葉、紅葉します。盆地で温度差のある地形が、紅葉の美しさをより際立たせています。

## 市民憲章

## ▶ 多久市民憲章 (昭和52年5月1日制定)

わが多久市は、緑の山に囲まれた自然と歴史に恵まれ、輝かしい伝統と限らない発展性を持った都市です。

私たちは、多久市民であることに誇りと責任を持ち、郷土の繁栄とお互いの幸福をきずくために、みんなで力を合わせ生活向上のよりどころとしてこの憲章を定めます。

- 1 私たちは、おもいやりの心をもって、すべての人に親切にしましょう。
- 1 私たちは、働く喜びをわけあって、明るい家庭をつくりましょう。
- 1 私たちは、老人をいたわり、こどもに愛の手をさしのべましょう。
- 1 私たちは、自然と文化の調和をはかり、住みよい社会をつくりましょう。
- 1 私たちは、豊かな教養を身につけて、市民生活を高めましょう。

## 友好都市 曲阜市

曲阜市は中国の山東省西南部に位置する人口約65.3万人の都市です。偉大な哲学者で教育者であった孔子がここで生まれました。孔子が縁で1993年(平成5年)11月23日に多久市と友好都市を締結しました。孔子を祀った「孔廟」、孔子の直系子孫が住んだ邸宅「孔府」、孔子とその末裔の墓所である「孔林」の3つをあわせた「曲阜三孔」が、1994年(平成6年)にユネスコの世界文化遺産に登録されました。



平成8年に曲阜市から寄贈された孔子像は曲阜市の方向を向いて建てられています。

広 告

新築住宅設計・施工・リフォーム

**山北建設**

信用・挑戦 山北設計一級建築士事務所

多久市多久町 6019-3

FAX:0952-97-5997

お気軽にご相談ください！

インスタグラムもご覧ください！

【@yamakitakaconstruction】▶



新しい大会へ。  
すべての人に、スポーツのチカラを。

# SAGA2024 国民スポーツ大会



国民スポーツ大会(国民体育大会)は、毎年都道府県持ち回りで開催される国内最大のスポーツの祭典で、令和6年(2024年)に、佐賀県で開催されます。

スポーツ基本法の改正で、「国民体育大会(国体)」から「国民スポーツ大会(国スポ)」に名称が変わる最初の大会が佐賀県となります。また、佐賀県での開催は、昭和51年以来、48年ぶりとなります。

多久市では、弓道競技・スポーツクライミング競技の開催が決定しており、弓道場については令和3年度に完成し、令和4年4月1日から供用開始。スポーツクライミング施設についても佐賀県が整備を進めています。

## 多久市緑が丘弓道場の概要

県内最大の弓道場です。

延床面積 1,715平方メートル

構造 鉄骨造平屋建て

射場 近的10人立ち、遠的6人立ち

屋根付きの観覧席 142席

駐車場 160台



## 多久市開催競技

### 弓道競技

競技日程 10月5日(土)~10月8日(火)

場所 多久市緑が丘弓道場

### 弓道競技概要

競技には近的と遠的の2種目があります。

予選は、両種目を1チーム3人で各自4射ずつ2回行い、上位8チームが決勝に進みます。決勝はトーナメント方式で、各自4射ずつ1回行います。

#### { 近的 }

28m先の的(直径36cm)を狙う種目で、的に当たった矢の本数で競います。

#### { 遠的 }

60m先の的(直径100cm)を狙う種目で、的の中心に近くなるほど得点が高く、合計点で競います。



### スポーツクライミング競技

競技日程 10月12日(土)~10月14日(月・祝)

場所 佐賀県立多久高等学校

### スポーツクライミング競技概要

スポーツクライミングはリード競技とボルダリング競技があります。

#### { リード競技 }

高さ12m以上、幅3m以上のクライミングウォール(人工壁)のホールドを伝いながら登り、到達高度を競います。一度落下すると、そこで競技は終了となります。

#### { ボルダリング競技 }

高さ5m以下のウォールに4つのボルダー(コース)を設け、制限時間内にいかに多くのホールドを登れるかで順位を決定します。チーム2名が、まず左右2面のウォールを登り、その後、次の2面を登ります。制限時間内であれば何度でもやり直すことができます。



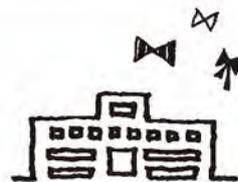
  
多久市  
フォトギャラリー  
Taku City  
Photo Gallery





悠久の時をこえ 我等の学舎「東原学舎」

# 多久市の学校教育



**東原学舎中央校**  
南多久町大字下多久2286-13

**東原学舎東部校**  
東多久町大字別府3182

**東原学舎西溪校**  
多久町1784-1

## 義務教育学校としての取り組み

### 職員の協働体制の充実

- 乗り入れ授業(専科) ○合同授業・研究
- 効果的行事の精選 ○相互参観 ○系統性整理

### 構成

区分	学年	区割り	節目	系統的な教育活動
前期課程	1年	低学年基礎期	入学式	学習・生活等連続的な指導 論語・多久学の展開 生きて働く外国語学習 学校版DXの進展・充実
	2年		1/2 成人式	
	3年			
	4年			
後期課程	5年	中学年充実期	立志式	
	6年			
	7年	高学年発展期		
	8年			
	9年			



義務教育学校ならではの  
取り組みを通して、  
9年間の豊かな学びを  
育みます。



あらゆる情報を組み合わせ、  
新しいものを創造する

## 生み出す

自分の考え方をもちつつ、考え方や  
価値観の異なる人々とも話し合う

## 伝え合う



未来に  
生きる  
学習場面



## みつめる

持続可能な地球環境を守る一員であり、  
貴重な存在であるという自覚を育む

## まとめる

協働で物事を成し遂げ、  
その成果(伸び)を振り返る



広告

“膜と鉄を技術で結ぶ、三研工業”

# 三研工業 株式会社

<http://www.sanken.kogyo.co.jp/>

〒846-0002 佐賀県多久市北多久町大字小侍 688 番地 4

お問い合わせ先 **TEL:0952-75-4101** (総務課)

設立年月日 / 1969年・創立 53年

こんな人に来て欲しい!!

何事にも前向きに取組み、プラス志向  
で進取の気性がある方を当社は求めています。更に、自分の仕事の内容に常に疑問を持ち、改良改善を押し進めて  
技術的に進歩し、職場の同僚との協調  
性を保ちながら、会社の発展に貢献出  
来る方に入社していただきます。

当社はテント倉庫メーカーとして膜構造を通じ、SDGsの目標である  
「つくる責任・つかう責任」と共に、達成すべき課題に取り組んで、  
社会のニーズに対応出来る企業としてのユーザーの意見と共に日々進歩しています。





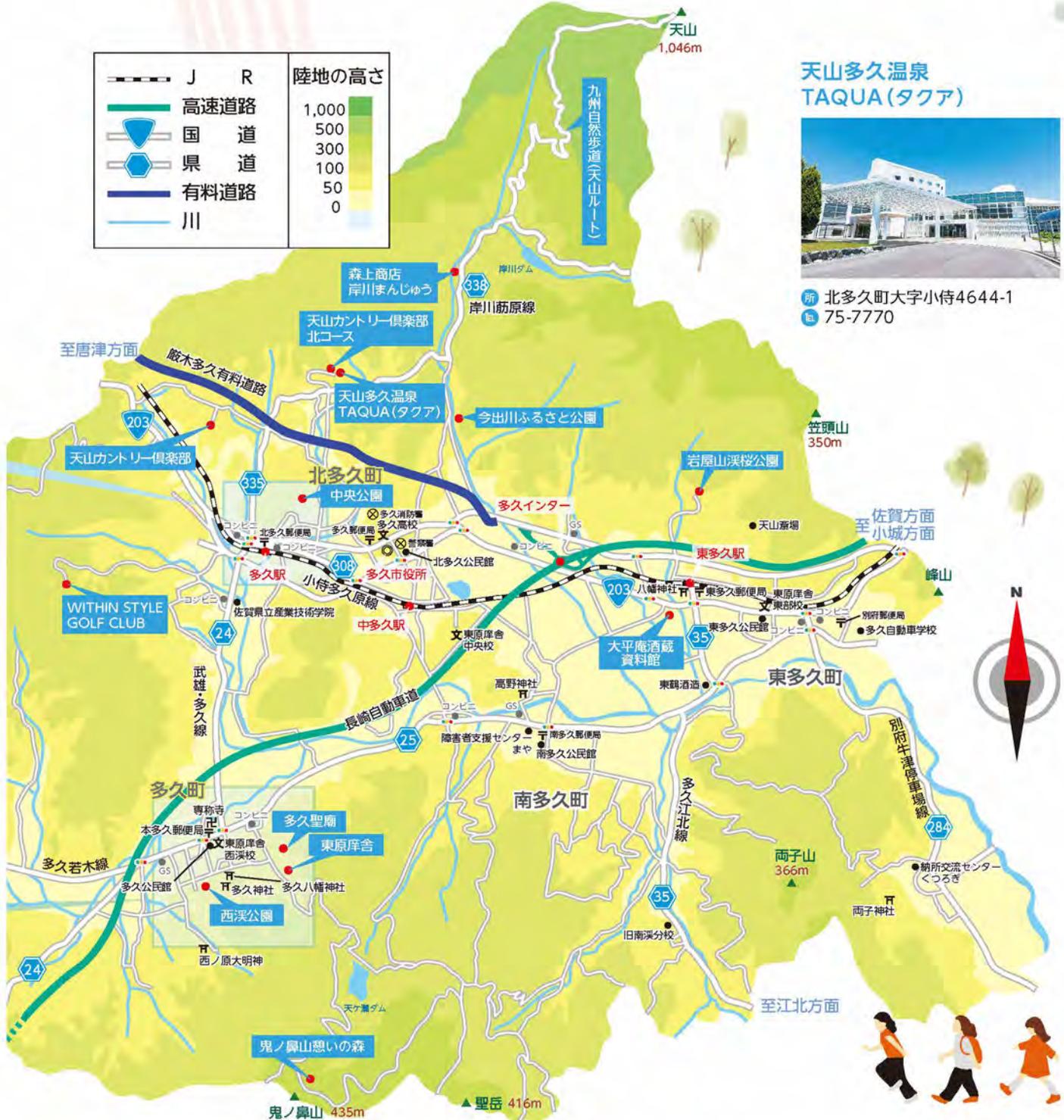
広告

浄土真宗本願寺派  
**真宗寺**  
東多久町大字別府2310  
☎(0952)76-2326

**生コンのご用命は、地元工場へ!**  
**中央生コンクリート株式会社**  
多久工場  
多久市東多久町大字別府 4224  
☎0952-76-2277  
佐賀工場  
佐賀市川副町大字早津江 1459-1  
☎0952-45-4810  
**佐賀県生コンクリート協同組合**  
多久市東多久町大字別府 2426-2  
☎0952-76-2675

プラスチック製品製造業  
**YUSEI**  
**株式会社 九州友成機工**  
〒846-0002 多久市北多久町大字小侍 287-47  
☎0952-75-8518 FAX0952-75-8517  
[社員募集中] [工場見学可・お気軽にお問い合わせください]

— J —	R	陸地の高さ 1,000 500 300 100 50 0
— 高速道路	— 国道	
— 県道	— 有料道路	
— 川		



### 天山多久温泉 TAQUA (タクア)



所 北多久町大字小侍4644-1  
 電 75-7770



多久市ガイド

広告

配管総合プレファブメーカーへ。



**株式会社 多久製作所**

多久市東多久町大字別府 1539  
 TEL 0952-76-3513  
<http://www.tak-ss.co.jp>

佐賀県知事許可 第10752号  
 コンクリート圧送 一級技能士

**株式会社 多久コンクリート圧送**

多久市多久町 2157-2

☎ 0952-75-5580  
 FAX 0952-97-6531

LIM(リム)工法

軟弱地盤及び細軟弱地盤等の地盤改良分野で  
 首像のニーズに迅速にお応えできる浅層地盤改良工法です。  
 河川、池沼のヘドロを確実に、悪化処理します。



**TAIHEI 太平基礎工業株式会社**

〒846-0031 多久市多久町3555番地132(柳ヶ岡工業団地)  
 TEL 0952-75-8430 FAX 0952-75-8431  
<http://www.taihei-kiso.com/>  
 E-mail: taihei@fine.ocn.ne.jp

多久の教育の精神と伝統文化を  
「今」につなぐ

# 多久の歴史文化



学問の象徴・孔子を祀る壮麗な聖廟

## 国指定史跡 多久聖廟

江戸時代、多久領は財政的に恵まれず、民の心は荒んでいたといわれています。多久四代領主を継いだ多久茂文は、多久領を治めるためには教育が必要と考え、宝永5年(1708年)、学問の象徴として孔子を祀る多久聖廟を創建しました。

創建以来、住民の精神的なシンボルとして今も大切に保存されています。

## 領民に学問を奨励し、東原庠舎・多久聖廟を創建

### 多久茂文(1669~1711)



若い頃より学問を好み、領内の平和と繁栄には、儒学を興し、人を育てることが肝要であると考え、身分を問わず、志あるものが学べる学問所、後の東原庠舎を1699年に開校、1708年に儒学の祖・孔子を祀る「多久聖廟」を創建し、その目的を「文廟記」に記している。領民へ学問を奨励し文教の地・多久を築いた。



## 国指定重要文化財 多久聖廟 恭安殿

宝永5年(1708年)多久茂文が孔子像を安置し、領民に「敬」の心を培わせるために建てた孔子廟。現存する聖廟としては足利学校(栃木県)、開谷学校(岡山県)に次ぐ古い建物で、数ある聖廟の中で最も壮麗といわれています。建築様式は、禅宗様仏堂形式と呼ばれる我が国の代表的な建築様式ですが、彫刻や文様で中国的な雰囲気を出しています。



## 彫刻

建物の内外には孔子に因んだ聖獣や中国で古代から吉とされる動植物が数多く彫刻されています。

多久の教育理念の礎となった、学問の象徴を祀る聖廟

広告



## 曹洞宗 万福寺

多久市多久町 2131

☎ 74-3822



## 多久市 フォトギャラリー

Taku City  
Photo Gallery



国指定重要文化財 **せいがん 聖龕**

廟内の室(奥陣)にある孔子像を収める八角形の厨子。屋根は本瓦形板葺で、柱に纏龍(まといりゅう)が彫刻されています。孔子像を外に出す時は解体しなければなりません、解体の方法は秘伝となっています。



多  
久  
の  
文  
化  
的  
な  
風  
土  
を  
築  
い  
た  
学  
校

**東原庠舎**

東原庠舎は、元禄12年(1699年)に多久茂文が建てた学問所で、明治2年(1869年)、我が国に新しい学制が施行されるまでの170年間、一貫して文武両道の学問の修得の場でした。志のある者には身分を問わず門戸を開き、学問の地として、その名は遠く江戸にまで達しました。

現在の東原庠舎は、平成3年(1991年)に宿泊型社会教育施設として、当時の面影を残しつつ現代風に再建され、学校のクラブ活動等の研修施設として利用されています。



市指定重要文化財 **青銅造孔子像**

京都の儒学者・中村楊斎(てきさい)に製作を依頼して元禄13年(1700年)に鑄造した椅坐像。高さ90cm、重さ108kg



**麒麟(本堂の床上虹梁上壁)**

麒麟は中国の空想の聖獣で、孔子生誕の時に麒麟が現れたという伝説があり、孔子を祀るところには、必ず麒麟の彫刻や絵画があります。



**歴史の散歩道(聖堂大路)**

聖廟周辺から、多久聖廟に通じる道に多久の原始から現代までの歴史を紹介した陶板およびくど造りの屋根を模した休憩所があります。

**くど造り民家**

国指定重要文化財 **川打家住宅** 市指定重要文化財 **森家住宅**

くど造りとは、屋根の棟が「コ」の字にまわり、かまど(くど)の形をしていることに由来しているといわれますが、地元では「かぎ屋」と呼ばれています。くど造り民家は佐賀県南部に分布していましたが、現在はほとんどが姿を消しており、建築学上極めて高い価値を有するものになっています。

現在は移築され見学、利用ができるように整備されています。

廣 告

多  
久  
市  
フ  
ォ  
ト  
ガ  
ャ  
ラ  
リ  
ー  
Taku City  
Photo Gallery



**曹洞宗龍雲寺**

多久市北多久町大字小侍 2058  
TEL 0952-75-2570  
FAX 0952-75-2691

こころ安らぐ景観に癒やされる場所

# 多久の自然・景観

桜ともみじの名所

## 西溪公園

西溪公園は、炭鉱王として活躍し、この公園を寄贈した高取伊好翁の立像が中央に立ち、春は梅に始まり、桜、つつじ、秋にはもえるような紅葉が公園をつつみ、1年中自然の変化が楽しめます。

周囲を緑に囲まれ新緑の中に咲き誇る約400本の桜が美しく、3月下旬から4月上旬にかけて桜まつりが開催されています。秋になれば11月中旬に紅葉まつりが行われ、約180本の紅葉で彩られた園内は、鮮やかさに心落ちつく安らぎの場として大勢の団体の観光客で賑わう観光スポットです。まつりの期間中は、特設のテントを設け、地元農産物や名物「岸川まんじゅう」など多久の特産品の販売も行われ、大勢の観光客で賑わいます。

園内は平坦部が多い山水公園で、国の登録有形文化財に指定されている『寒鷲亭』や多久の歴史や人物・生活を紹介する『郷土資料館』・『歴史民俗資料館』・『先覚者資料館』があります。また仲代達也主演映画『切腹』等の原作者である郷土の時代小説作家滝口康彦の文学碑もあるなど、お年寄りから子どもまで、ゆっくり自然と歴史を楽しめるくつろぎの場所です。

所 多久町1975-1 ☎ 75-4827(多久市都市計画課)



## 中央公園

園内には桜、つつじが多く、春は花見客でにぎわいます。児童遊具もあり市民憩いの場として都市公園の機能を発揮しています。

陸上競技場、テニスコート、アーチェリー場、体育館、野球場、県内最大の弓道場もあり、1年中楽しめる公園です。

所 北多久町大字小侍286-24  
☎ 75-4827(多久市都市計画課)  
75-8022(多久市教育振興課)



広告

漁業・陸上用の無結節網の製造、販売  
旋網、定置、生簀網、海苔網  
スポーツネット・防鳥ネット等

## 多久製網株式会社



〒846-0012  
佐賀県多久市東多久町別府 4248-1  
TEL.0952-76-2531  
FAX.0952-76-3672

DEXTECH  
FASTENING SYSTEMS



## 株式会社 佐賀鉄工所 多久工場

〒846-0002 多久市北多久町大字小侍 4409-1  
TEL(0952)74-3811

## コマツカスタマーサポート 株式会社 九州沖縄カンパニー 佐賀支店

〒846-0003 多久市北多久町大字多久原 306 番地 16

TEL:050-3486-7237  
FAX:0952-76-3686

URL:[https://home.komatsu.jp/kcsj/kyushu\\_okinawa\\_n/](https://home.komatsu.jp/kcsj/kyushu_okinawa_n/)





### 今出川ふるさと公園

川の河畔に位置し、芝生広場も広がっており、水と緑に囲まれた空間となっています。

水辺の散策を楽しんだり、ピクニック気分できつろいだり、大人から子供までゆっくりできる地域に密着した公園です。

所 北多久町大字多久原4192-1  
☎ 75-4827(多久市都市計画課)



### 宝満山公園

広くてきれいな芝生と幼児向けの遊具のある小さい子どもが安心して遊べる公園です。

夏場は公園横の川で水遊びも楽しめます。

所 西多久町大字板屋6200-4  
☎ 75-4827(多久市都市計画課)



### 九州自然歩道 天山ルート

九州自然歩道は、多種多様な植物をはじめ、涼感と呼ぶ水辺も点在しており、登山者を癒してくれます。

山頂からの展望はまさに天然のパノラマ。

南には眼下に広がる佐賀平野の向こうに、有明海、阿蘇山、雲仙岳を見渡せ、北には玄界灘を望むことができます。

廣 告



絶え間なく技術を進化させ、  
私たちは常にポンプの  
「その先」を考えています。

**TERAL**  
テラル多久株式会社  
多久市南多久町長尾 3898  
**TEL.0952-75-4123**  
**FAX.0952-74-2773**

プレハブ・ユニットハウスの  
製造・レンタル・販売

SHRC  
株式会社システムハウスR&C  
佐賀営業所・九州センター  
TEL:0952-74-9310  
FAX:0952-74-9311  
〒846-0003 多久市多久町多久原306-30

人々が集いまちが賑わう、  
お祭りやイベント

# 多久の歳時記

県指定重要無形文化財

4月18日 春季聖廟積菜

10月第4日曜日 秋季聖廟積菜・孔子祭



多久聖廟で行われる積菜は、春と秋の年2回執り行われています。市職員等が扮する「伶人」が奏でる雅楽の音が響き渡る厳かな雰囲気の中、孔子像と顔子、曾子、子思子、孟子の「四配の像」に栗や甘酒など8種の品を供える祭典で、宝永5年(1708年)の創建以来、現在まで受け継がれています。

祭典の長にあたる「献官」の市長を筆頭に、市内義務教育学校の校長らが供え物を運ぶ祭官を務め、積菜や聖廟をうたった漢詩も献上されます。

会場は大勢の観光客でにぎわい、市内の中高生による「積菜の舞」をはじめ、保育園児による太鼓の演奏や「論語朗唱」、小学生による腰鼓や参列生徒の唱歌など、多くの市民・教育者などの力によって伝えられ、まさに多久市民に息づく文教の誇りといえます。

秋の積菜では孔子祭が行われ、獅子舞などが披露されます。



多久聖廟創建以来、  
継承されている伝統行事



## 積菜の舞

積菜の舞は、市民が聖廟の祭典行事「積菜」の文化的価値を高めるために、孔子の生誕地である中国曲阜市に2000年前から伝わる「祭孔楽舞」から取り入れた舞です。本場、曲阜市の小道具や衣装を身に付け、聖廟前の境内で舞を披露します。



## 獅子舞

孔子の生誕地である中国曲阜市と友好都市関係を結び、文化交流の一環として平成6年(1994年)に、中国で1500年にわたり地域の祭典や春節の行事として伝承されてきた「舞獅」を取り入れたものです。



## 腰鼓

腰鼓は、中国の伝承民俗楽器の1つで、鼓を飾り紐で肩にかけ、腰のあたりで持ち、リズムに合わせたパチさばきで、前進、後退、転回等の演技を行います。

広告

## 梅崎金属

YKKアルミサッシ

納入業者

銅 銅線 アルミサッシ ステンレス 鉄屑 非鉄金属

多久市北多久町多久原3408-1

0952-75-3907

代表者 梅崎克昌




**1月上旬 七草かゆ会**

「西多久町を考える会」では正月の伝統行事に親しんでいただくとう鬼火焚き、七草粥・女山大根を味わう会、品評会などを開催しています。


**8月15日・16日 多久山笠**

夕方になると人形山車や提灯山車が、はやし方の笛や太鼓の音色を響かせながら、多久駅周辺を約1キロメートルにわたって練り歩きます。沿道にはたくさんの露天商が並び、祭のフィナーレには夜空を彩る花火(約800発)が打ち上げられます。

**10月最終土・日 多久まつり**

市民のまつりとして昭和45年(1970年)から始められたもの。市民総踊り、子供みこし、よさこいなど催しがあり、JAとの共催で農産物展示会なども行います。


**11月 論語カルタ大会**

論語カルタとは、孔子の教えである「論語」を百人一首形式にしたもので、楽しみながら学べるよう、平成12年に考案されました。現在では市内外を問わず多くの参加者があり、白熱した競り合いが繰り広げられ、市を代表するイベントとなっています。



## 廣 告

**事業内容**

土木工事 運送業 RC.S. 木造解体  
 家屋、木造解体  
 産業廃棄物処理・運搬  
 建設廃材 (コンクリート破砕、樹木板根、廃材、破砕)  
 堆肥製造・販売



株式会社 **森山商店**

多久市多久町 5941

TEL.0952-75-4856

FAX.0952-75-5866



  
**多久市**  
 フォトギャラリー  
 Taku City  
 Photo Gallery



果実や伝統野菜の産地、  
昔ながらの製法で作られる和菓子や漬物

# 多久の特産品

## 桐岡なす

多久町桐岡地区で昔から受け継がれてきた伝統野菜。1個約400gと普通のなすより大きく、緻密な肉質で種が入りにくく、皮がやわらかいのが特長です。



## 桃

県内有数の露地桃の産地です。ハウス栽培にも取り組んでおり、豊かな自然につつまれ、おいしく育てています。



## ピワ

100年以上の歴史を持つ県内一のピワ産地。出荷期間が短い、期間限定の旬の味覚をご賞味ください。



## 温州みかん

多久盆地の中で丹精込めて作られ、甘さにとことんこだわった『天山』などのブランド品があります。



## 女山大根

昔から西多久地区に伝わる伝統野菜。紅色の珍しい大根です。甘味があり、きめが細かく煮くずれしにくい大根です。

令和4年6月に県内農林水産物では初めてGI登録されました。



## 米【さがびより・夢しずく】

多久に会社を置く「(株)JA食糧さが」では、県のブランド米「さがびより」を卸販売されているほか、地元貢献として学問の神様「孔子」を祀る「多久聖廟」をデザインした縁起米「合格びより」がふるさと納税に出品されています。

広告

野田屋

わたしのもうひとつのキッチン

## 野田屋

手作りのお惣菜がメインの極山スーパー  
多久市東多久町大字別府 3125  
TEL.0952-76-2502 FAX.0952-76-5060

営業時間 AM10:00~PM6:30 定休日 水曜日、日曜日、祝日

# 東鶴酒造株式会社

〒846-0012 佐賀県多久市東多久町大字別府3625-1  
TEL.0952-2176124 FAX.0952-2176124  
東鶴酒造株式会社 横須賀

東鶴酒造株式会社

## 株式会社 JA食糧さが

主な事業内容

- 米の販売および挽精
- 関連商品の販売

○精米 HACCP 認定

認定番号 HS1003

多久市北多久町大字多久原 306番地 26  
TEL:0952-76-3000

## 岸川まんじゅう

天山の麓岸川地区の各家庭に古くから伝えられている酒まんじゅうを商品化したもので、今も昔ながらの製法で作られています。餡入り、餡なし、よもぎ、いしがき(サツマイモ入り)など種類も多く、冷凍保存ができ、ファンの多いまんじゅうです。



## 多久まんじゅう

明治元年に創業。多久町が多久の中心地であったころ旅人の腹ごしらえとして名物となりました。あんこ、黒砂糖、いもなどがあり、すべて手作りで作りおきをしていないこだわりがあります。



## 孔子みそ

添加物を一切使わず、佐賀県産のお米・麦、そして多久で採られた青大豆を使った手作りの味噌です。



## 青しまうり漬

昔から多久の人々に旬の漬物として親しまれてきたウリの酒粕漬。全工程が手作業で、無添加とカリッとした歯ごたえが特長。夏の贈り物に人気の季節限定商品は、全国に根強いファンを持ちます。

広告

## うれしの茶自家製造販売 (有)孔子園製茶



多久市多久町 5904-1



TEL (0952) 75-5794

FAX (0952) 75-5876

URL <https://kousien.seicha.jimdo.com/>

## market



### 多久市物産館 朋来庵

聖廟入り口にある物産館で、学問の神様「孔子」にまつわる学業成就のお守りや論語カルタ、論語日めくりこよみをはじめ、多久市の特産品を販売しています。

☎ 74-2502



### 多久市ふるさと情報館 幡船の里

女山大根をはじめ西多久町内で収穫された四季折々の新鮮な農産物はもちろん、平だご、漬物、花、手作り工芸品などを、格安で販売。県外から訪れる常連客も多く、様々なイベントも開かれる人気スポットです。

☎ 74-3239



### ボンドアートストア BOND ART STORE

アーティスト富永ボンド氏が手掛ける複合ショップ。物販のほか、カフェやイベントスペースもあり、独特の世界観が楽しめます。

☎ 0952-97-5458



広告

## 多久のお米で贅沢な時間をあなたと。

県内でも収穫量が少ない貴重なお米です!!

仁位所産

### 夢しずく

10kg 3,400円(税込)  
5kg 1,800円(税込)

仁位所産

### ひのひかり

10kg 3,500円(税込)  
5kg 1,900円(税込)

仁位所産

### 天使の詩

10kg 4,000円(税込)  
5kg 2,100円(税込)

希少米

多久産

### 夢しずく

10kg 3,200円(税込)  
5kg 1,700円(税込)

県内無料配達いたします

10kg以上ご注文分より

収穫量などで価格等が変動する場合も御座います



株式会社 Syouwa Vegecul

〒846-0012 多久市東多久町大字別府 5330-1

TEL:0952-97-6310 FAX:0952-97-6311

【店休日】日曜・祝日・GW・お盆・年末年始  
土曜不定休



# ふれあい バス

令和4年3月28日改正



- ◎バスは月曜から土曜まで運行します。  
(日曜日、元日のみ運休)
- ◎悪天候、交通事情等により遅れる場合や運休する場合があります。
- ◎バスが満員の場合は、乗車できませんのでご了承ください。

## 運賃

大人(中学生以上)	1人1乗車につき200円
小児(小学生)	1人1乗車につき100円
幼児 (1歳以上6歳まで ただし、小学生を除く)	①大人又は小児の同伴者1人につき幼児1人は無料 (ただし、幼児2人目からは小児料金) ②幼児の単独乗車は小児料金
乳児(1歳未満)	無料



- ◎身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳、被爆者健康手帳の交付を受けている人などについては、手帳を提示することにより運賃の減免措置(小児料金)が受けられます。
- ◎運転経歴証明書、申請による運転免許の取消通知書をお持ちの人は、いずれかの提示により同様の減免措置が受けられます。
- ◎タクアでの乗降に限り、多久市温泉保養宿泊施設利用者証の提示により同様の減免措置が受けられます。

## フリー定期乗車券

大人(中学生以上)	6か月	10,000円
	3か月	6,000円
小児(小学生以下)	6か月	5,000円
	3か月	3,000円

## 回数乗車券

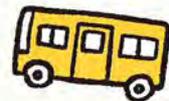
200円券(12枚綴り)	2,000円
100円券(12枚綴り)	1,000円

## 無料乗り継ぎ券

※他路線への乗り継ぎの場合に発行します。(発行当日限り有効)  
必要な人は、降車時に運転士にお申出ください。

ふれあいバス・タクシーについてのお問合せ  
多久市役所 総合政策課 ☎75-2217

路線図、時刻表はこちら



  
多久市  
フォトギャラリー  
Taku City  
Photo Gallery





利用できる人(利用登録が必要です)



ふれあい  
タクシー

令和4年3月28日改正



◎運行対象行政区にお住まいの人

運行対象行政区

東多久町	天山、羽佐間(牛津川南地区)、仁位所、宝蔵寺
南多久町	西山、井上、駄道、天ヶ瀬、平原、後野、瓦川内
多久町	岡、桐岡(西野)、西の原(梅野)、中野、石州分、しみず園
西多久町	藤川内上、板屋上、八久保、船山、平古場、猪鹿、平野、吉の尾、倉持、白仁田
北多久町	相の浦、申川内、原口、横柴折、旭町、新栄町、高木川内(西地区)、ケアハウス大地、だんらん

◎バス停まで相当距離のある人

※上記対象行政区のほか、バス停まで相当距離のある人は利用登録の対象とします。

(詳しくはお問い合わせください。)

運賃について

大人(中学生以上)	1人1乗車につき300円
小児(小学生)	1人1乗車につき200円
幼児 (1歳以上6歳まで ただし、小学生を除く)	①大人又は小児の同伴者1人につき 幼児1人は無料 (ただし、幼児2人目からは小児料金) ②幼児の単独乗車は小児料金
乳児(1歳未満)	無料

※運賃は1乗車あたり(片道)の乗車運賃です。

◎身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳、被爆者健康手帳の交付を受けている人などについては、手帳を提示することにより運賃の減免措置(小児料金)が受けられます。

◎運転経歴証明書、申請による運転免許の取消通知書をお持ちの人は、いずれかの提示により同様の減免措置が受けられます。

◎タクアでの乗降に限り、多久市温泉保養宿泊施設利用者証の提示により同様の減免措置が受けられます。

乗降場所

市内の主要箇所(市役所、市立病院、JR多久駅、HIヒロセ、TAQUA(タクア))をはじめ、市内の行政区公民館、公共施設、病院、商業施設、金融機関、路線バス停留所、JR駅などで乗降できます。

運行時間

運行時間帯		予約受付
1便	8時~9時	利用前日の 17時まで
2便	10時~11時	
3便	11時~12時	
4便	13時~14時	利用当日の 12時まで
5便	14時~15時	
6便	16時~17時	

ご予約は

昭和タクシー ☎75-2167

◎各運行時間帯での予約が可能です。

◎乗り合いのため、到着時間には十分余裕をもってご利用ください。

◎予約状況によっては、乗車希望時間の便を予約できない場合もあります。

利用するときは、タクシー会社に次のことを伝えてください。

- 1.行政区名、お名前、登録番号
- 2.利用する日、利用する便(時間)
- 3.乗る場所と降りる場所

※行きと帰りの同時予約がおすすめです。

利用登録のお願い

ふれあいタクシーをご利用いただくには、事前の利用登録が必要です。

「ふれあいタクシー利用登録申請書」に必要事項を記入し、市役所総合政策課に提出してください。

※申請書は、市役所総合政策課または市ホームページにあります。

登録が完了しましたら「利用登録証」を発行しますので、ご利用の際、運転士に提示してください。



📷  
多久市  
フォトギャラリー  
Taku City  
Photo Gallery





# 行政ガイドインデックス



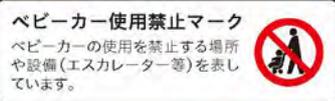
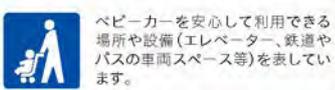
- 多久市役所 ..... 24
- 防災・安心・安全 ..... 27
- 定住のススメ ..... 31
- 戸籍・住民票・印鑑登録 ..... 33
- 税金 ..... 36
- 保険・年金 ..... 39

## 生活の豆知識

### ベビーカーマーク

ベビーカーマークを知っていますか？

ベビーカーマークは、ベビーカーを安心・安全に使用するためのマークです。



出典：国土交通省

## 広告



主催/巨大キャンバスパルーニラスト実行委員会

**【取り扱い製品】**

- ・シート加工品…各種シート・カバー類の御希望サイズ・形状での加工を承ります。
- ・農林漁業向け…遮光遮熱シート、防風ネット、野積みシート、防鳥、獣ネット
- ・建築土木向け…クロス(ブルー)シート、防災シート、防音シート、メッシュシート
- ・防災用途向け…防災たれ壁、フレコン、防災テント、簡易組立水槽
- ・工場用途向け…間仕切り、屋外製品保管カバー、装置保護カバー
- ・特殊用途向け…イベント用超大型シート、耐火・耐熱性シート、耐候性シート

**株式会社ヒカリ**

多久工場  
多久市北多久町大字小待字通山 287-55 TEL.0952-75-2429



## 多久翁さんの3つのヒミツ

- 1 もっている赤い本にさわると  
頭がよくなるらしい!?
- 2 お尻のハートマークにさわると  
恋愛運がアップするかも!?
- 3 もっている女山大根にさわると  
健康運、美容運がアップするかも!?

名前：多久翁さん(たくおうさん)  
 生まれ：2,500年以上前  
 お仕事：多久市観光公使  
 好きなこと：論語カルタの早取り  
 好きな食べ物：女山大根、みかん、まんじゅう

多久市観光公使  
 たくおう  
**多久翁さん**

## 広告



SCOLSHOP



SCOLHOUSE



SCOLCAFE

注文住宅・不動産売買・仲介・賃貸・分譲



# 菅川工建

北多久町小侍 1108-4

## 0120-75-6530

HP ▶ <https://scol.jp>





	健康・福祉	42
	出産・子育て・保育	53
	教育・生涯学習・文化・スポーツ	60
	ごみ・環境・ペット	63
	住まい・暮らし	68
	議会・選挙・広報広聴	73
	相談	75

広告

相談できる鍛冶処 **吉田刃物**



包丁・園芸用刃物など刃研ぎ、柄替えいたします。

YOSHIDA HAMONO 吉田刃物株式会社 直売所

☎0952-76-3868 〒846-0025 多久市南多久町花原2808

営業時間…平日/8:30~12:00・13:00~18:00

土曜/8:30~12:00・13:00~17:00

\*12:00~13:00は営業時間外です

店休日…日・祝※土曜不定休



**たくさん多久を盛り上げる多久翁さん豆知識**

多久翁さんは多久市の観光やイベント・特産品等をPRするために、244点の公募の中より選ばれた孔子様をイメージしたキャラクターで、2011年7月に多久市観光公使に任命されました。愛くるしい顔につぶらな瞳が印象的な多久翁さんの頭には、なんと多久聖廟があり、赤い論語の本を持ち歩いています。子どもから大人まで親しまれている多久翁さんは、多久市のイベントはもちろん、県内外のイベントに参加して多久市のPRをしています。

**多久翁さん出演依頼**

申し込み方法

まずはお電話・メールでお問い合わせください。

電話:0952-74-2502 メール:takuinfo@po.taku.ne.jp

その後、申請書に必要事項をご記入のうえ、多久市観光協会までお持ちいただくか、FAXまたは郵送にてご返送ください。



**中原商機**

代表者 中原貞男

◆ヤンマー農機(株) ◆本田技研工業(株)

◆(株)やまびこ ◆大島農機(株)

〒846-0002

佐賀県多久市北多久町大字小侍40-141

TEL (0952) 74-2812

FAX (0952) 74-2813

広告

足場工事

**P-step**  
-ピーステップ-

佐賀県知事(般-1)第12121号

〒846-0031 多久市多久町 1709-1

TEL 0952-74-2909

FAX 0952-74-2909

株式会社 P-step

豊富な経験と確かな技術で組み上げる、  
綺麗で安全な足場づくり



当社の特徴といたしましては、  
長い経験をもつ職人が多く、  
難しい足場の組み立てや、  
解体を得意としております。  
他社で断られた工事も、  
お気軽にお問い合わせください。



多久市を拠点に、佐賀県の足場工事ならお任せください

当社は多久市を拠点に、佐賀、福岡、長崎で中低層のアパート、住宅、公共の建物や施設の足場工事を承っております。大きな現場から小さな現場まで、企業様・個人様など規模問わず承っておりますので、お困りの際はお気軽にお問い合わせくださいませ。

**従業員  
募集中**



hair room

**華蓮**

open.9:00-close.18:00

定休日 毎週月曜日、第2・4日曜日

予約制 臨時休業あり

多久市北多久町大字多久原4181-1

tel:0952-74-3708



# 多久市役所



所在地 〒846-8501 佐賀県多久市北多久町大字小侍7番地1  
 代表電話 0952-75-2111  
 窓口受付 8時30分～17時15分  
 閉庁日 土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)



多久市役所

## 多久市役所電話番号表 (市外局番は0952です)

令和4年4月1日現在

階	組織名	電話番号	FAX番号	主な業務内容	
1階	市民生活課	窓口係	75-6116	75-2182	住民票、戸籍、印鑑登録、パスポート、自動車臨時運行許可、個人番号カード交付
		保険年金係	75-2159		国民健康保険、国民年金、後期高齢者医療
		生活環境係	75-6117		環境施策、エネルギー対策、廃棄物の処理、犬の登録、消費者保護、市民相談
	税務課	納税係	75-6115	75-2220	収納、市税・国民健康保険税の納税相談、督促、滞納整理
		市民税係	75-2126		個人市民税、法人市民税、軽自動車税
		資産税係	75-2176		固定資産税、地籍調査
	福祉課	地域福祉係	75-2113	74-3398	福祉振興基金、社会福祉会館、民生委員・児童委員、生活保護費の支給、災害援護、社会福祉協議会、戦傷病者、戦没者遺族援護、ユニバーサルデザイン、社会福祉法人の指導監査
		保護係	75-2324		生活保護の調査・措置、行旅病人、社会福祉法人の指導監査、生活困窮者支援
		こども係	75-6118		子ども・子育て支援、母子・父子・寡婦、児童手当・児童扶養手当、ひとり親家庭及び子どもの医療費、未熟児養育医療、家庭児童相談、児童センター、保育所、幼稚園、認定こども園、社会福祉法人の指導監査
		高齢・障害者福祉係	75-4823		高齢者福祉、身体障害者、知的障害者、精神障害者、避難行動要支援者、社会福祉法人の指導監査
	健康増進課	健康増進係	75-3355	74-3398	生活習慣病予防、結核予防、予防接種、精神保健、救急医療、献血、母子保健、難病、健康づくり、自殺予防、保健センター
	地域包括支援課	地域包括支援係	75-6033	75-8017	地域包括支援センター、介護保険、高齢者福祉
	建設課	建築係	75-2350	75-6112	建設工事の計画・設計・施工・監督、建築確認申請の受付
		建設管理係	75-4826		市営住宅、道路・河川の占用、使用許可、境界確認、法定外公共物の管理・処分、水閘門、ポンプ・排水機場
道路河川係		75-2350	公共土木事業、道路・橋梁・河川事業の計画・設計・施行・監督及び維持管理、交通安全施設の整備、公共土木施設の災害復旧、地すべり等防止		
商工観光課	商工観光係	75-2117	75-2129	観光、商工業の振興、中小企業の育成・金融対策、勤労者、採石場、計量器、市営駐車場	
	街づくり係			中心市街地活性化	
	企業誘致推進係			企業誘致、工業団地、雇用	
会計課	審査・出納係	75-6114	75-8481	現金の出納、保管・決算の調整	
2階	農林課	農政係	75-4825	75-2518	農業振興地域、農地の利用権設定、耕作放棄地、農業金融、鳥獣保護、農業担い手、内水面漁業、農薬、地産地消、6次産業化
		振興係	75-4825		水田政策、農産物、園芸作物、畜産振興、有害鳥獣対策
		農村計画係	75-8400		農業用施設、岸川ダム、天ヶ瀬ダム、鉱害復旧施設、筑後川下流土地改良事業
		農村整備係	75-8400		土地改良事業、農地・農業用施設の災害復旧、林業振興、森林整備、治山・林道、緑化、公有林野

階	組織名		電話番号	FAX番号	主な業務内容
2階	農業委員会事務局		75-4831	75-2518	農業委員会、農業者年金、農地の生前一括贈与
	財政課	管財係	75-8020	75-6113	市有財産、庁舎管理、庁用自動車、多久市土地開発公社、土地開発基金
	情報課	情報推進係	75-2114	75-2110	行政情報化、地域情報化、情報セキュリティ
		広報広聴係	75-2280		市広報、市ホームページ・SNS、行政放送、広聴、パブリックコメント、統計
議会事務局	庶務係	75-4828	75-2110	議員報酬、議員の庶務全般	
	議事係			本会議等に関する事務、議案処理、請願書・陳情書受付	
3階	総務課	行政係	75-2112	75-2110	情報公開、個人情報保護、嘱託員、国際交流、地縁団体、固定資産評価審査委員会、公益通報者保護
		人事係			職員の任免、給与、分限、懲戒、服務、職員定数、職員研修、職員の福利厚生、公務災害
		秘書係			75-2115
	選挙管理委員会事務局		75-4829		選挙事務、直接請求、検察審査員・裁判員候補者選定
	防災安全課	安心安全係	75-2181		交通安全対策、自衛官の募集、犯罪被害者支援、交通災害共済、防犯
		消防防災係			危機管理、防災、水防、消防団、自主防災組織、国民保護
	総合政策課	企画係	75-2116		総合計画、国土利用計画、行政改革、広域行政、交通政策、ふれあいバス、空き家対策、指定管理者制度
		地域づくり係			地域づくり、学校跡地跡施設利活用、定住促進、空き家バンク、市民協働、市民活動、NPO、ふるさと応援寄付
		男女共同参画係			男女共同参画、女性活躍の推進
	財政課	財政係	75-2118		75-2518
経理第1係		予算の経理事務			
経理第2係		予算の経理事務			
契約検査係		75-2132	工事等の入札・契約、工事の検査、指名審査委員会、物品・役務・建設工事・コンサルタント入札参加資格申請受付、小規模修繕工事契約希望者登録、物品の購入・売却契約事務、備品管理		
4階	教育振興課	総務係	75-8022	75-2279	教育委員会の総合的な企画調整
		文化スポーツ係			スポーツ・文化の振興、文化財保護、体育施設・文化施設の管理
	学校教育課	企画係	75-3450		学校教育財産、調査統計、学校給食センター、児童生徒の通学対策
		学務指導係	75-2227		教職員の人事、就学援助、入学、転校、放課後児童クラブ、いじめ等問題行動対策、ALT、教育支援センター(怒る〜む)
監査委員事務局		75-4830	監査の実施計画の策定、結果報告、監査資料の収集・調査		

廣 告

# 多久の街づくりの原動力



**多久TS工場**

〒846-0003 多久市北多久町大字多久原81-7  
TEL : 0952-97-7602 FAX : 0952-97-7608



**多久営業所**

〒846-0012 多久市東多久町大字別府3486-2  
TEL : 0952-76-3335 FAX : 0952-76-5112



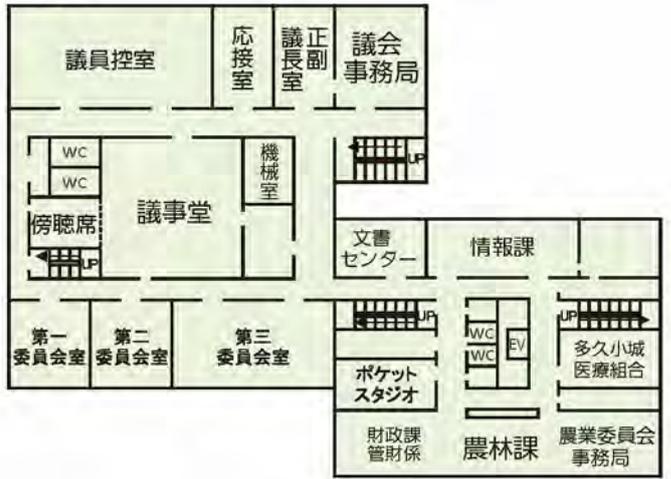
**機材センター**

〒846-0003 多久市北多久町大字多久原226-1  
TEL : 0952-20-5117 FAX : 0952-20-5118

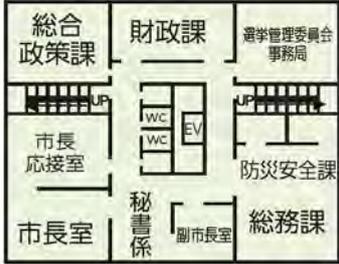
市役所本庁舎 1階



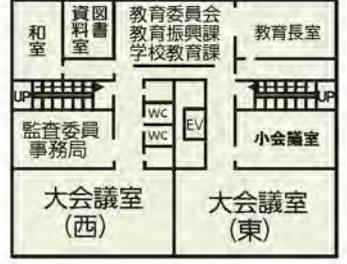
2階



3階



4階



本庁舎以外の案内

組織名		電話番号	FAX番号	主な業務内容	
東庁舎	佐賀西部広域水道企業団 多久営業所	75-3003	75-2146	水道使用量の検針、水道料金の徴収、水道給水工事、水道施設の維持管理	
	都市計画課	都市計画係	75-4827	都市計画の調整、都市計画区域・用途地域・開発行為・国土利用計画法、公園、下水道及び浄化槽の普及、下水道事業等の料金	
		区画整理係	75-8440		75-2757
	下水道係	75-2179	下水道事業の計画・企画調整、下水道工事の監理、下水道施設、都市下水路、コミュニティ・プラント、農業集落排水施設の維持管理		
第2東庁舎	国民スポーツ大会 推進課	総務係	20-0268	20-0269	国民スポーツ大会の総合的な企画調整
		競技係			競技の運営・実施
中央公民館	教育振興課	社会教育係	74-3241	74-3284	社会教育、成人教育、青少年教育
	中央公民館		74-3241		中央公民館
	市立図書館		75-2233	75-2233	図書館
	人権・同和 対策課	人権・同和 対策係	75-4824	74-3284	人権施策・同和施策
東多久公民館		76-2402	76-2402	地区公民館(東多久町)	
南多久公民館		76-2331	76-2331	地区公民館(南多久町(泉町、中多久団地1区・2区を除く))	
多久公民館		75-2519	75-2519	地区公民館(多久町)	
西多久公民館		75-2205	75-2205	地区公民館(西多久町)	
北多久公民館		75-2586	75-2586	地区公民館(北多久町及び南多久町泉町、中多久団地1区・2区)	
学校給食センター		71-2036	71-2038	学校給食センターの管理運営	
文化財発掘事務所		75-6701	75-6701	文化財の保護・調査・管理	
多久市立病院		75-2105	75-2106	内科、呼吸器内科、消化器内科、肝臓内科、腎臓内科、外科、肛門外科、整形外科、リウマチ科、リハビリテーション科、神経内科、循環器内科、耳鼻いんこう科、皮膚科、糖尿病内科	
リサイクルセンター		75-3001	75-3001	ごみの持ち込み、収集	



# 防災・安心・安全

## いざというときは

日頃から、かかりつけ医とその電話番号は目につくところに貼っておきましょう。

### 救急・困った時は

#### 99さがネット

(佐賀県医療機関情報・救急医療情報システム)

急病の時、22時以降の診療等について確認できます。

<http://www.qq.pref.saga.jp/>

※携帯用コンテンツ URL

<http://www.qq.pref.saga.jp/kt/>



#### 佐賀広域消防局医療情報センター

☎31-8899

夜間や日曜・祝日に急な病気になった際、診療できる  
医院等の紹介

#### 精神科救急医療電話相談窓口

☎20-0212

24時間・365日体制

専門スタッフが救急相談に対応し、必要に応じて当番  
病院等を紹介します。

### 子どもの急病は

休日・夜間に受診できる医療機関があります。

#### 佐賀市休日夜間こども診療所

☎24-1400

佐賀市水ヶ江一丁目12番11号(旧県立病院好生館跡地)  
365日開設

平日 20時～22時(受付21時45分まで)

土曜日 17時～22時( // )

日・祝・年末年始 9時～13時(受付12時45分まで)  
(12/31～1/3) 14時～22時(受付21時45分まで)

#### 佐賀市休日歯科診療所

☎24-1426

佐賀市水ヶ江一丁目12番11号(旧県立病院好生館跡地)  
日・祝、年末年始(12/31～1/3)

9時30分～16時(受付15時30分まで)

#### 佐賀県小児救急医療電話相談

☎#8000

ダイヤル回線などの場合 ☎24-2200

利用時間19時～翌朝8時

救急に受診すべきかどうか心配な時に、相談できる  
サービスです。

#### ウェブサイト「こどもの救急」



### 医療

問合せ 多久市立病院 ☎75-2105

場所 多久町1771-4

※令和4年12月現在

診療科目	診療日	受付時間
内科	月曜日から金曜日 (休祭日及び年末 年始を除く)	8時30分から 11時30分まで ※内科は午後 の診察あり 14時から16 時まで
整形外科		
リハビリテーション科		
外科	事前にお問い合わせください	
耳鼻いんこう科		
皮膚科		

※健康診断・人間ドックも随時受け付けています。人間  
ドックは事前予約をお願いします。

最新の情報はホームページをご覧ください。

(多久市立病院ホームページ)

<https://www.city.taku.lg.jp/site/hospital/>

(外来診療の受付時間と担当医)

<https://www.city.taku.lg.jp/site/hospital/2271.html>



### 日曜・祝日に受診したいときは

#### 在宅当番医

日曜・祝日・年末年始に受診できる医療機関(小城多久  
地区)を市のホームページに掲載しています。

[多久市トップページ]

暮らしの情報

健康づくり活動・教室

在宅当番医(日曜、祝日に診療を行う医療機関)

(多久市ホームページ在宅当番医サイト)

<https://www.city.taku.lg.jp/soshiki/9/2178.html>



防災・安心・安全

## 火災・救急のときは

問合せ 防災安全課 ☎75-2181

(通報例)

### 火事するとき

「火事です。〇〇町の〇〇ビルの北側の民家が燃えています」

### 救急のとき

「救急です。〇〇町の〇〇交差点で交通事故です。若い女(男)の人が車にはねられて倒れています」

※通報した人の**名前**と**電話番号**も忘れずに伝えてください。

### 救急車はこんなときに

病院で急いで手当を受ける必要がある病気やけが  
 ※人が倒れている現場に居合わせたら、通報する前  
 まず、声をかけ確認しましょう。  
 ※軽い病気やけがなどでの救急車の利用はやめま  
 しょう。

### 心肺蘇生法などの応急手当を学びたいときは

救急車が到着するまでの応急手当の方法を知って  
 いただくため、消防署ではAEDの取扱いなどの応急手  
 当の講習を行っています。  
 詳しくは、多久消防署(☎75-2191)か、お近くの消  
 防署へ問い合わせください。

いざというときにご利用ください

消防・防災などの案内	電話番号
佐賀広域消防局	30-0111
多久消防署	75-2191
多久市防災安全課	75-2181
多久市災害対策本部※本部設置時のみ	75-2578
救急用医療機関を知りたいとき 佐賀広域消防局	31-8899
99さがネット 小児救急電話相談	#8000
99さがネット 精神科救急電話	20-0212
消防車両の出動地域や出動種別等を知りたいとき 佐賀広域消防局 火災情報案内	0180- 999-000
防災行政無線の内容を確認したいとき 多久市緊急情報自動案内サービス	75-8558 75-8559
道路交通情報を知りたいとき 日本道路交通情報センター (佐賀情報)	050- 3369-6641

多久市防災Web

<http://taku-city.site.ktaiwork.jp/>



## 困ったときは

### 水道の故障や水漏れのときは

問合せ 佐賀西部広域水道企業団 多久営業所 ☎75-3003

- 家庭の蛇口など水道メーターから宅内の水道管の修理は佐賀西部広域水道企業団では行っておりません。指定給水装置工事事業者へ直接依頼ください。(70ページをご覧ください)
- 道路などでの水漏れは、佐賀西部広域水道企業団へご連絡ください。

### 電気が故障したときや、停電のお知らせは

問合せ 九州電力(株)コールセンター ☎0120-986-303

- 台風などの災害時には携帯電話版ホームページ(<http://kyuden.jp>)、パソコン版ホームページ(<http://www.kyuden.co.jp>)でも停電状況をお知らせしています。

## 多久市防災計画に基づく指定避難所

名称	収容人数
納所交流センター	162人
大字納所会館	61人
東部校体育館	453人
東多久公民館	93人
南多久社会体育館	453人
南多久公民館	103人
西深校西体育館	453人
多久公民館	119人
西多久社会体育館	242人
西多久公民館	96人
緑が丘社会体育館	448人
多久市緑が丘弓道場	420人
多久市体育センター	540人

名称	収容人数
北多久公民館	89人
多久市児童センター	630人
北多久社会体育館	545人
中央校前期体育館	455人
佐賀県立産業技術学院屋内運動場	288人
救護施設しみず園 地域交流センター	40人
ケアハウス大地	45人
介護老人保健施設 ケアハイツやすらぎ	30人
特別養護老人ホーム 天寿荘	45人
養護老人ホーム けいこう園	14人
有料老人ホームだんらん	70人
佐賀県立多久高等学校体育館	297人

避難所については、市災害対策本部(☎75-2578)または防災安全課(☎75-2181)へ確認してください。

## 避難指示等発令の種類

警戒レベル	避難情報	発令される状況	居住者等がとるべき行動
5	緊急安全確保	災害発生又は切迫	【命の危険 直ちに安全確保！】 ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。
4	避難指示	災害のおそれ高い	【危険な場所から全員避難】 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
3	高齢者等避難	災害のおそれあり	【危険な場所から高齢者等は避難】 ・高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ・高齢者以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者

## 災害に備えて

問合せ 防災安全課 ☎75-2181

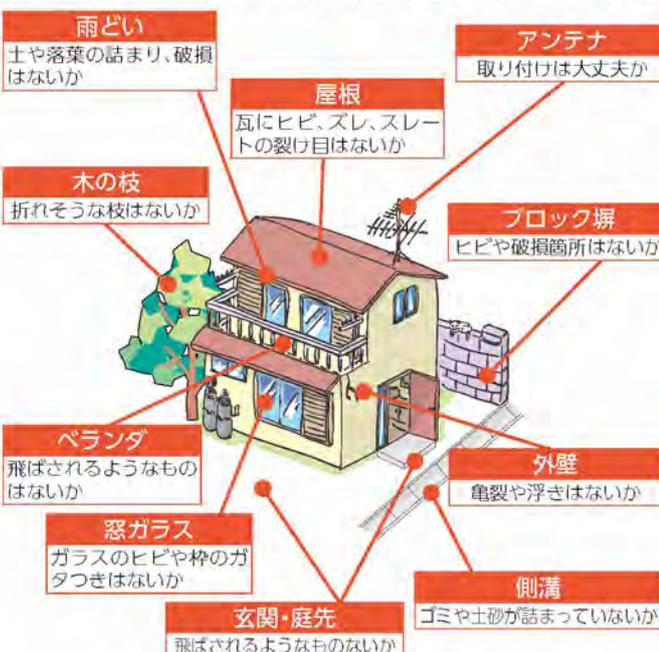
災害は突然襲ってきます。そんなときでも、あわてずに済むよう日頃から災害に備え、家族でよく話し合い、各項目をチェックしておきましょう。

### 災害に備えてのチェックポイント

家族1人ひとりの役割分担をチェック	家屋の危険箇所をチェック	家具の安全な配置や転倒防止をチェック	非常持ち出し品のチェック	避難時の連絡方法や避難場所・避難経路などをチェック
<p>予防対策上の役割と災害時の役割の両方について日頃から話し合っておきましょう。</p> 	<p>家の内外をチェックして危険箇所があれば修理や補強をしておきましょう。</p> 	<p>家具の配置換えなどをして家の中に安全なスペースをつくっておきましょう。また、家具の転倒や落下を防ぐ方法についても考えておきましょう。</p> 	<p>家族構成を考えながら必要な品がそろっているかをチェックしましょう。また、定期的に新しいものと取り替えておきましょう。</p> 	<p>災害時の連絡方法や避難場所・避難経路の確認をしておきましょう。</p> 

## 風水害に備えて

☉台風…風速おおよそ17m/s以上の風の吹く熱帯低気圧



## 集中豪雨・土砂災害に備えて

☉集中豪雨…短時間のうちに狭い地域に集中して降る雨  
1時間に20mmまたは、降り始めからの雨量が100mmを超すと土砂災害に注意

土石流の前ぶれ	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○山鳴り、木立の裂ける音、ドンという音がする</li> <li>○川の水が急激に減りはじめる</li> </ul>	
地すべりの前ぶれ	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○地面にひび割れができる</li> <li>○地面の一部が陥没したり、隆起したりする</li> </ul>	
がけ崩れの前ぶれ	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○小石がパラパラと落ちてくる</li> <li>○崖に裂け目ができる</li> <li>○崖から水が湧いてくる</li> </ul>	



## 地震に備えて 地震時の行動と心得「10のポイント」

グラツときたら、まずわが身の安全を	あわてて外へ飛び出すな	揺れがおさまったら火の始末	火が出たらすぐ消火	出入口を確保しよう
門や扉に近寄らない	室内のガラスの破片に気をつけよう	応急救護に協力しあおう	正しい地震情報をつかもう	隣り近所に声をかけあおう

## 備えあれば憂いなし

非常持ち出し品の準備をしておきましょう。

### ◎避難するときの服装



### ◎避難のチェックポイント

- 普段から家族で避難所を確認しておきましょう。  
(避難する前に)
  - 避難所の開設の有無を防災安全課(☎75-2181)に確認する。
  - 避難する前には、もう一度火の元、戸締まりを確かめる。
  - 外出中の家族には、連絡メモを。
- (避難する時に)
  - お年寄りや子ども、身体の不自由な人の手助けを行う。
  - 避難は塀やがけの近く、川べり、狭い道を避ける。
  - 歩きにくいときは、ロープを使って移動する。
  - できるだけ地域の自主防災組織と連携して避難する。

### ◎照明器具

懐中電灯(できれば大人1人に1個)

### ◎応急医薬品

救急セット、常備薬、持病薬

### ◎衣類

下着、着替え、タオルなど

### ◎ラジオ

予備の電池は多めに

### ◎非常食・飲料水

缶詰、乾パン、ビスケットなど(最低3日分)

### ◎貴重品

現金、預金通帳、印鑑、免許証、健康保険証など

### ◎非常持ち出し袋(リュックサックなど)

缶切り、手袋なども忘れずに

防災情報はこちらで

### ◎防災行政無線

気象情報、避難情報など防災に関する必要な情報を屋外スピーカーなどでお知らせします。

◇聞き取りにくい時は…

自動案内サービス(☎75-8558・☎75-8559)で放送内容を確認できます。

### ◎ホームページ「多久市防災Web」

避難所情報、防災知識、防災マップなどの情報を入手したり、防災行政無線の放送内容を確認したりできます。登録すると、携帯電話へ電子メールで放送内容を配信するサービスもあります。

[多久市防災Web]

<http://taku-city.site.ktaiwork.jp/>

※携帯電話の機種によっては、サービスが受けられない場合があります。



### ◎被災したときの多久市の相談窓口

罹災証明書(大雨、台風、地震)	防災安全課	75-2181
罹災証明書(火災)	多久消防署	75-2191
家屋浸水被害後の消毒	市民生活課	75-6117
災害後の家庭ごみの収集		
台風や大雨、火災などで全壊・半壊など、被災したとき災害見舞金支給	福祉課	75-2113

広告

**屋根外壁**  
**大丈夫ですか?**  
佐賀県知事許可(般)第6922号  
**有限会社 松岡商店**  
代表取締役 松岡高士  
多久市北多久町大字多久原 352  
お気軽にご相談ください  
**TEL 0952-76-3407**  
**FAX 0952-76-5508**



# 定住のススメ

定住政策の助成制度【実施期間：令和3年4月1日～令和5年3月31日】

問合せ 総合政策課 地域づくり係 ☎75-2116

## 子育て・若者世帯定住奨励金

- ◇対象  
申請者若しくは配偶者が40歳未満の世帯又は申請者に中学生以下の子がある世帯で多久市に定住することを目的として、新たに住宅を取得される方
- ◇奨励金の額(上限50万円)  
【定住奨励金額】…20万円  
【加算額】・転入加算…20万円(転入前5年以上市外に居住されている人)  
・地元業者加算…20万円  
・子育て加算…10万円(中学生以下の子1人あたり)
- ◇申請期限 住民登録後6ヶ月以内

## 親元同居増改築補助金

- ◇対象  
①申請者または配偶者の親族(三親等以内)が市内に所有する住宅を増改築して、市内に居住している親、祖父母世帯と同居を始める世帯  
②同居開始の前後1年以内に200万円以上の増改築工事が完了した世帯
- ◇補助金額(上限50万円)  
【増改築等補助金】増改築の代金の3%  
【加算額】・地元業者加算…30万円  
・転入加算20万円(転入前5年以上市外に居住されている方)
- ◇申請期限 同居開始後1年以内

## 移住子育て世帯家賃補助金

- ◇対象(①、②いずれも満たす必要があります)  
①中学生以下の子がいる世帯で、賃貸借契約に基づき多久市内の民間賃貸住宅に居住し、その住宅の所在地に住民登録している世帯  
②過去1年以内に転入の届出をして、転入前5年以上市外に居住していた世帯
- ◇補助金の額  
月額…家賃額から住宅手当を控除した実質家賃負担額の2分の1の額(最高1万円)
- ◇交付期間  
申し込み月から最高48月(ただし、交付要件を満たさなくなった時は、その月までとします)



## 新婚世帯家賃等補助金

- 過去1年以内に婚姻の届出をされた新婚世帯の方
- 新婚世帯家賃補助金
    - ◇対象  
賃貸借契約に基づき多久市内の民間賃貸住宅に居住し、その住宅の所在地に住民登録している世帯
    - ◇補助金の額  
月額…家賃額から住宅手当を控除した実質家賃負担額の2分の1の額(最高1万円)
    - ◇交付期間  
申込み月から最高48月  
(ただし、交付要件を満たさなくなったときは、その月までとします。)
  - 新婚世帯増改築等補助金
    - ◇対象(①②いずれも満たす必要があります)
      - ①婚姻日前後1年以内に、200万円以上の増改築か建て替え又は新築住宅か中古住宅を取得された世帯
      - ②申請者又は三親等以内の同居親族が所有する市内の住宅で、当該住宅の所在地に住民登録している世帯
    - ◇補助金額(上限50万円)  
【増改築等補助金】増改築等の代金または住宅取得価格の3%  
【加算額】・地元業者加算…30万円
- 詳しくは、総合政策課 地域づくり係 ☎75-2116 までお問い合わせください。



定住のススメ

広告

**建造物解体専門業  
産業廃棄物処理業**

**株式会社 西部解建**

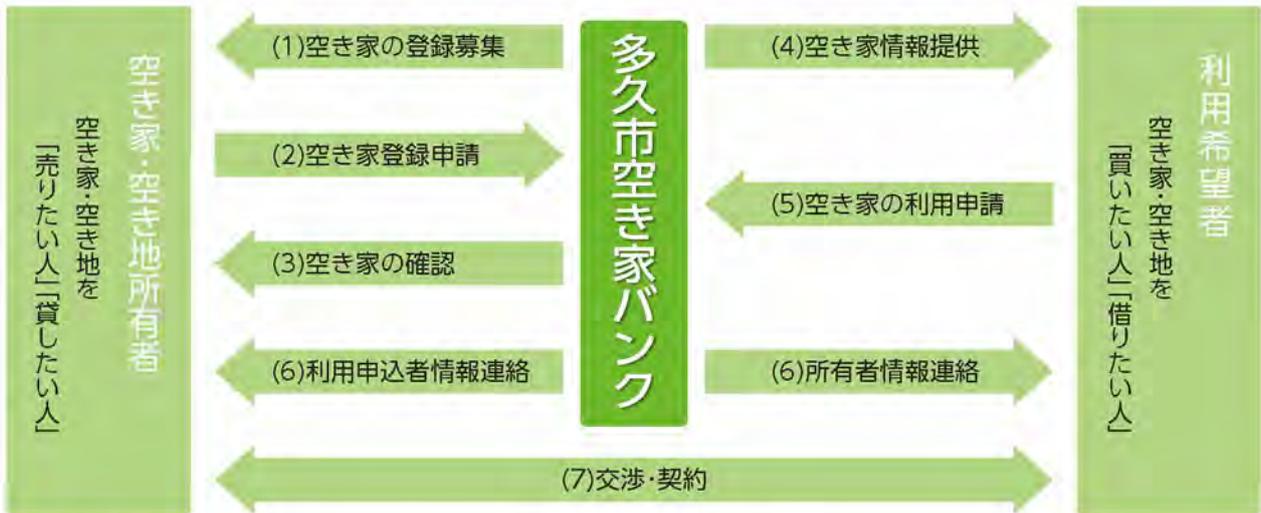
ヒツオカ マソシ  
代表取締役 権岡 正良

〒846-0041 多久市西多久町大字板屋2251-1

Tel 0952-74-2660  
Fax 0952-74-2927  
0120-74-2660

市内の空き家及び空き地の有効利用を通して、定住促進及び地域活性化を目的とする「空き家バンク」制度を開設しています。

空き家・空き地の売却・賃貸を希望する所有者からの情報を収集し、その情報を市内外の購入・借入を希望する方に提供します。



## ① 空き家・空き地の募集

(1) 市が空き家・空き地を「売りたい」「貸したい」人を、市報やホームページ等で募集します。

## ② 空き家・空き地の登録

(2) 空き家・空き地を「売りたい」「貸したい」人は、必要事項を申込書に記入の上、市に登録申請をします。

(3) 市は、申請された物件について現地調査を行います。(物件の状態によっては登録できない場合があります)

## ③ 利用希望者の募集

(4) 物件の内容を台帳に登録し、ホームページ等で情報発信します。

(5) 登録された物件の利用希望者は、必要事項を申込書に記入の上、市に利用申請をします。

## ④ 情報提供・契約交渉

(6) 利用申し込みがあった物件の所有者に対して利用申込者の情報を、利用申込者に対しては物件の所有者の情報をそれぞれ提供します。

(7) その後は、当事者間での交渉、契約を行ってまいります。

※市では、定住促進事業の一環として、空き家情報の提供を行っているものであり、不動産の斡旋や仲介をするものではありません。そのため、情報の紹介や必要な連絡調整等は行いますが、所有者と利用希望者間でを行う物件の売買、賃貸借に関する交渉、契約等に関する仲介行為は行いません。所有者と利用希望者の両者間の契約等に関する問題については、責任をもって当事者間で解決をお願いします。

# 空き家リフォーム補助金

## ① 期間

令和3年4月1日～令和5年3月31日

## ② 対象工事

空き家バンクを介して売買契約後6ヶ月以内に、市内業者を利用してリフォームする50万円以上の工事

## ③ 補助金額(上限50万円)

基本額 工事代金の50%

加算額 不要物処分加算…家財道具処分に要する経費の50%(上限10万円)

## ④ 申請期限

工事請負契約前まで





# 戸籍・住民票・印鑑登録

## 戸籍の届出

問合せ 市民生活課 窓口係 ☎75-6116

出産・結婚・死亡などの時には、戸籍の届出が必要です。

種類	届出期間	届出人	届出に必要なもの
出生届	生まれた日から14日以内	父または母	・出生届書 1通 ・母子健康手帳
婚姻届	届けた日から効力が生じます	婚姻する本人	・婚姻届書 1通 ・婚姻する本人の戸籍謄本 1通(※3) ・未成年者の場合は、父母の同意書 ・免許証等(本人確認のため)
離婚届	届けた日から効力が生じます(※2)	夫・妻(調停・裁判による離婚のときは申立人)	・離婚届書 1通 ・戸籍謄本 1通(※3) ・調停・裁判離婚のときは、調停調書の謄本または審判書もしくは判決書の謄本と確定証明書 ・免許証等(本人確認のため)
離婚の際に称していた氏を称する届出(法77条の2)	離婚届と同時に離婚の日から3か月以内	離婚後も引き続き離婚の際の氏を使用する者	・77条の2の届書 1通 ・戸籍謄本 1通(※3)
死亡届(※1) 死産届	死亡を知った日から7日以内	親族または、同居者	・死亡届書 1通
転籍届	届けた日から効力が生じます	戸籍の筆頭者およびその配偶者	・転籍届書 1通 ・戸籍謄本 1通(※4)

- (※1)火葬の手続きは34ページをご覧ください。
- (※2)調停・裁判によるときは、調停成立・裁判確定の日から10日以内です。
- (※3)本籍が多久市の場合は不要です。
- (※4)多久市内間の転籍の場合は不要です。

- 婚姻・離婚・養子縁組・養子離縁・認知届の際は、本人確認が必要となりますので、運転免許証・個人番号カード等(公的機関発行の写真付証明書)を提示してください。
- 出生・婚姻・死亡などの戸籍の届出は、土・日・祝日にかかわらず24時間受け付けます。時間外受け付けは市役所守衛室で行います。



戸籍・住民票・印鑑登録

## 住民異動の届出

問合せ 市民生活課 窓口係 ☎75-6116

住民票は、住所や家族構成などの居住関係を証明し、選挙、就学、印鑑登録、国民健康保険、国民年金などの各種行政サービスの基礎となります。

住所を移すときは、必ず届出が必要です。

種類	届出期間	届出人	届出に必要なもの
転入届 (他の市町村から多久市へ移ってきたとき)	住み始めて14日以内 ※予定では受け付けできません	本人または世帯主	・前住所地の転出証明書 ・個人番号カード(暗証番号の控えもご持参ください)
転出届 (他の市町村へ移るとき)	転出予定の14日前から転出する日まで	本人または世帯主	・国民健康保険被保険者証(加入者のみ) ・印鑑登録証(登録者のみ) ・後期高齢者医療被保険者証(加入者のみ) ・介護保険被保険者証(加入者のみ)
転居届 (多久市内で住所を移したとき)	引っ越してから14日以内 ※予定では受け付けできません	本人または世帯主	・国民健康保険被保険者証(加入者のみ) ・後期高齢者医療被保険者証(加入者のみ) ・介護保険被保険者証(加入者のみ) ・個人番号カード(暗証番号の控えもご持参ください)
世帯主変更届 (世帯主・世帯員に変更があったとき)	届けた日から効力が生じます	新しく世帯主になる人	・国民健康保険被保険者証(加入者のみ)

届出の際は、本人確認が必要ですので、運転免許証・個人番号カード等(公的機関発行の写真付証明書)を提示してください。また、これらが無い場合は、保険証・年金手帳等複数提示してもらい聞き取り調査を行います。

### 外国人住民の方

特別永住者および日本に3か月以上在住する外国人住民の方についても上記の異動については、届出が必要となります。なお届出の際は、特別永住者証明書または、在留カードを提示してください。

## 火葬の手続き

問合せ 市民生活課 窓口係 ☎75-6116

死体を火葬するときは、死体火葬許可証と天山斎場使用許可申請書が必要です。市民生活課で死亡届を提出するときに交付を受けて、斎場に持参してください。(時間外の受け付けは、市役所守衛室で行います)

### ◎天山斎場使用料

	市内の人	市外の人	
火葬料	おとな(12歳以上)	1体 6,000円	1体 60,000円
	子ども(12歳未満)	1体 4,000円	1体 40,000円
	死産児	1体 2,000円	1体 20,000円
	改葬遺骨	1体 2,000円	1体 20,000円
	人体の一部	1件 2,000円	1件 20,000円

※火葬許可証は納骨のときに必要ですので大切に保管してください。

### ◎天山斎場案内図



天山斎場 ☎76-2657

住所 東多久町大字別府2949-743

## 各種証明

問合せ 市民生活課 窓口係 ☎75-6116

### ◎証明書の種類と手数料

証明書申請時に本人確認をしています。運転免許証・個人番号カード等(公的機関発行の写真付証明書)を提示してください。また、個人番号カード・運転免許証等がない場合は、保険証・年金手帳等複数提示をもらい、聞き取り調査を行います。

	種類	内容	手数料	注意点等
戸籍	戸籍全部事項証明(戸籍謄本)	戸籍に記載されている全員を写したもの	450円	1 本人、配偶者、直系血族以外からの申請は委任状が必要 2 本籍が多久市にある場合のみ申請できます。
	戸籍個人事項証明(戸籍抄本)	戸籍に記載されている人のうち必要な人だけを写したもの	450円	
	除籍謄本・抄本	戸籍に記載されている人すべてが除籍された戸籍の全部又は一部の証明	750円	
	改製原戸籍謄本・抄本	改製される前の戸籍に記載されている人全部又は一部の証明	750円	
	戸籍記載事項証明	戸籍に記載されている事項のうち、必要な事項を証明するもの	350円	
	身分証明書	成年被後見人、破産宣告の有無を証明するもの(本人以外の申請は委任状が必要)	300円	
	戸籍の附票	戸籍に記載されている人の住所の異動経過を証明するもの	300円	
	戸籍届書受理証明書	戸籍の届出が受理されたことを証明するもの	350円	
住民票	住民票謄本	住民基本台帳に記載されている世帯全員の証明	300円	同一世帯の人以外からの申請は委任状が必要
	住民票抄本	住民基本台帳に記載されている世帯の一部証明	300円	
	住民票記載事項証明	住民基本台帳に記載されている事項のうち必要な事項を証明するもの	300円	
	広域交付住民票	多久市外に住民登録している人の証明	300円	
	印鑑登録証明書	登録している印鑑を証明するもの	300円	印鑑登録証が必要
	自動車臨時運行許可	ナンバーのない車を車検などで運行するための仮ナンバープレートを交付するもの	750円	

### ◎郵便による請求

戸籍・身分証明書などは郵便による請求もできます。請求書等は窓口またはホームページから取得可能です。請求方法などは問い合わせください。

### ◎電話予約により時間外に住民票・印鑑登録証明書を交付

本人または同一世帯の人に限り、電話予約した住民票・印鑑登録証明書を時間外に交付を受けることができます。交付を受ける際は電話した本人または同一世帯の人が来庁し、本人確認書類の提示が必要です。開庁時間内(平日の8時30分～17時15分)に電話予約をお願いします。

- ◇時間外交付ができる証明書  
住民票の写し(住民票コード、個人番号付きは不可)  
印鑑登録証明書(印鑑登録証が必要です)
- ◇交付の時間および交付場所  
平日 17時15分～20時  
休日 8時30分～20時  
交付場所…市役所守衛室

## オンライン手続きによる証明書取得

証明書取得や手続きにはスマートフォン等を使ってオンラインで申請できるものがあります。  
くわしくは、多久市ホームページをご覧ください。  
<住民票・印鑑証明書のオンライン申請>



## 旅券(パスポート)申請

問合せ 市民生活課 窓口係 ☎75-6116

多久市で申請ができる人は、原則として市内に住民登録している人です。

### ①申請窓口と受付時間

市民生活課窓口係  
平日(月～金)8時30分～17時

### ②申請に必要な書類

- ①一般旅券発給申請書…1通
- ②戸籍謄本または抄本(戸籍全部事項証明または個人事項証明)…1通  
※家族で同時に申請する場合で戸籍が同一の場合は、戸籍全部事項証明1通で構いません。
- ③写真(ふちなし縦4.5cm×3.5cm)…1枚  
持参される写真が旅券に転写されますので、なるべく写真店等で旅券用と指定してください。
- ④以前に取得した旅券
- ⑤申請者本人を確認する書類  
運転免許証・個人番号カードなど

### ③受領について

旅券(パスポート)は年齢に関係なく、本人以外にはお渡しできません。受領には必ず本人がお越しください。

### ④手数料

申請時には手数料は必要ありませんが、受領時に下表の収入印紙・県収入証紙が必要となります。収入印紙・県収入証紙は市民生活課窓口係で販売しています。

種類	収入印紙	県収入証紙	合計
10年有効旅券	14,000円	2,000円	16,000円
5年有効旅券	9,000円	2,000円	11,000円
12歳未満の人	4,000円	2,000円	6,000円

## 個人番号(マイナンバー)カード

問合せ 市民生活課 窓口係 ☎75-6116

個人番号カードは、券面に氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバーなどが記載され、本人の写真が表示されます。マイナンバーは社会保障・税・災害対策の行政手続きで必要になります。

個人番号カードは、本人確認のための身分証明書として利用できるほか、カードのICチップに搭載された電子証明書を用いて、e-Tax(国税電子申告・納税システム)をはじめとした各種電子申請が行えます。

### ①申請・交付方法

- ①住民登録をしている住所に「通知カード」と一緒に届いた「個人番号カード交付申請書 兼 電子証明書発行申請書」に必要事項を記入し、本人の顔写真を貼付して、郵送にて申請を行います。  
※スマートフォンなどで顔写真を撮影し、パソコンやスマートフォンからオンライン申請も可能です。
- ②住民登録をしている住所に「交付通知書」が届きますので、必要なものを持って、市役所市民生活課窓口係にて、交付を受けてください。(本人の来庁が原則となります)また、交付の際にはパスワード設定が必要になります。

### ②カード交付時に持ってくるもの

- (1)通知カード(初回交付時)、(2)交付通知書、(3)本人確認書類(運転免許証等)

※**初回の交付は無料**です。紛失等により再発行を受ける場合は、**再交付手数料(個人番号カード1,000円)**が必要です。

※マイナンバーサポートコーナーで、顔写真を撮影してそのままカードの申請ができます。(無料)その際に運転免許証等の本人確認書類が揃っていれば、出来上がったカードを郵送で受け取ることができますので、ぜひご利用ください。

## 印鑑登録

問合せ 市民生活課 窓口係 ☎75-6116

印鑑登録のできる人は、15歳以上で多久市に住民登録をしている人です。(ただし、成年被後見人は除きます)登録は本人が手続きすることが原則です。病気等によりどうしても来庁できない場合は、代理人による手続きができます。この場合、郵送などの手続きにより、ある程度の日数を要します。

### ①必要なもの

- ①登録する印鑑
- ②顔写真付きの官公庁発行の証明書  
(運転免許証、個人番号カード、パスポート等)  
※代理人による手続きの場合は、事前にご相談ください。

### ②手続きの方法

印鑑登録申請書に必要事項を記入し、登録する印鑑および運転免許証・個人番号カード等(公的機関の写真付証明書)を提示してください。

登録する印鑑には、サイズ・材質等に制限がありますので、詳しくは市民生活課窓口係におたずねください。

③印鑑登録証がないと印鑑登録証明書は交付できませんので、大切に保管してください。もし、なくした場合は、現在の登録を一度廃止し、新たに登録することになり印鑑登録証再交付手数料(500円)が必要になります。





# 税金

## 税金

税金は、子どもたちの学校教育費や高齢者・障害者等への福祉サービス、道路や河川の建設や改修、ごみの収集・処分など私たちの生活のさまざまな分野で使われています。税金は、みんなで社会を支えるための大切な資金です。

### 市税の種類

種類	内容		担当
普通税	個人市民税	前年の所得等に基づき、毎年1月1日現在で市内に住所がある人に課税されます。	市民税係 ☎75-2126
	法人市民税	市内に事務所や事業所または寮などがある法人(会社など)等に課税されます。	
	固定資産税	毎年1月1日現在で市内に固定資産(土地・建物・償却資産)を所有する人に課税されます。	資産税係 ☎75-2176
	軽自動車税(種別割)	毎年4月1日現在で原動機付自転車、軽自動車、小型特殊・二輪の小型自動車を所有又は使用している人に課税されます。	市民税係 ☎75-2126
	市たばこ税	卸売販売業者などが市内の小売販売業者に売り渡した製造たばこの本数にかかる税で、たばこの代金に含まれています。	納税係 ☎75-6115
目的税	入湯税	鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に課税されます。	納税係 ☎75-6115
	国民健康保険税	国民健康保険加入者のいる世帯の世帯主に課税されます。	市民生活課保険年金係 ☎75-2159

※普通税とは、その収入の使いみちが特定されていない税をいいます。  
目的税とは、その収入の使いみちが特定された税をいいます。

### 国税と県税の種類

区分	税金の種類(主なもの)	問い合わせ
国税	所得税、法人税、相続税、贈与税、消費税、酒税 その他	佐賀税務署 ☎32-7511代表
県税	(個人、法人)県民税、(個人、法人)事業税、地方消費税、不動産取得税、自動車税 その他	佐賀県税事務所 ☎30-3161代表

### 市税の納期

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
市・県民税			1期		2期		3期			4期		
固定資産税		1期		2期					3期		4期	
軽自動車税(種別割)		全期										
国民健康保険税			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期

※納期限は月末日で、12月納期分は、12月25日が期限日となります。なお、納期限が土、日曜日、祝日、その他一般の休日にあたる時はその翌日が期限日となります。



納税には「口座振替」が便利で確実です

口座振替手続きをされると、指定した口座から自動的に納税されるので手間がかからず、納め忘れもないので安心です。

- ①口座振替できる市税は  
市県民税(普通徴収)、固定資産税、軽自動車税(種別割)、国民健康保険税です。
- ②口座振替が利用できる金融機関は  
佐賀銀行、佐賀共栄銀行、九州労働金庫、佐賀東信用組合、佐賀県農業協同組合、ゆうちょ銀行です。
- ③申し込み方法は  
上記金融機関の窓口および市役所税務課窓口にて備え付けの申込用紙(口座振替依頼書)に必要事項を記載の上、ご提出ください。
- ④手続きに必要なものは、
  - 預金通帳または貯金通帳
  - 通帳のお届出印
  - 市税・国保税などの納税通知書

コンビニやスマホアプリでも納付できます

夜間・休日でも納付できるので便利です。

- ①対象となる税(料)金  
市県民税(普通徴収)、固定資産税、軽自動車税(種別割)、国民健康保険税、保育料、後期高齢者医療保険料、住宅使用料、下水道事業受益者負担金、農業集落排水事業分担金
- ②各種料金を納付できるコンビニは、  
セブンイレブン、ファミリーマート、ローソン、デイリーヤマザキ、ミニストップなど多久市と提携するコンビニ。全国どこでも納付できます。
- ③利用可能なスマートフォン決済アプリ  
・PayB(ペイビー)  
・PayPay(ペイペイ)  
・LINEPay(ラインペイ)
- ④コンビニで納める際に必要なもの  
当初、市が発送した納付書や督促状。ただし、バーコードが印字されたものしか使用できません。

※次の場合、コンビニで納付できません

- 納付期限を過ぎたもの
- 納付書1枚あたりの金額が30万円を超えるとき
- 破損、汚損などによりバーコードが読み取れないとき
- 納付金額を訂正したもの
- 納付書にバーコードが印字されていないもの



税金

生活の豆知識

巧妙化しています!! 振り込み詐欺にご注意

オレオレ詐欺



例:電話番号が変わった

息子や孫を装って、借金の返済や交通事故の示談金の名目でお金をだまし取ります。

振り込ませない詐欺



例:カードを預かります

警察官や銀行員を装って、電話で暗証番号を聞き出し、キャッシュカードをだまし取ります。

架空請求詐欺



例:身に覚えのない請求

有料サイトの利用料金をメールやハガキで請求し、郵便・宅配便を使って送金するよう求めます。

義援金詐欺



例:災害に便乗した偽の募金

役所・役場や実在する団体の職員を装って、電話や訪問により義援金をだまし取ります。

相手の話には耳を貸さず、電話を切りましょう。あわててはいけません。振り込みは絶対にしないでください。

家族・警察・消費生活センターなどに相談してください。

## 期限内納付と納税相談

市税はみなさんのさまざまな行政サービスを支える大切な財源であり、納期限内に納付しなければなりません。税収確保、税の公平性実現のため、差押等の滞納整理を推進しています。自主納税・期限内納付にご協力ください。

ただ病気やケガで働けなくなったなど、納期限内に納税できない事情のある方は、お早めにご相談ください。納税に関する相談も受けています。

## 市税の証明・閲覧

問合せ 税務課 市民税係 ☎75-2126 資産税係 ☎75-2176

種類	手数料	必要なもの	
・所得証明	1件につき 300円	・本人以外の方が申請される場合は委任状が必要です。 ※同一世帯の親族が申請される場合は委任状は不要です。 ・法人の場合は法人の印鑑 ・本人確認が必要です。運転免許証・個人番号カード等(公的機関発行の写真付証明書)の提示をしてください。	
・記載事項証明(課税証明)	1件につき 300円 証明事項、年度の異なる毎に1件とし、 税目、人数が1件増すごとに		
・納税証明	100円		
・固定資産評価証明・公課証明	土地1筆につき 300円 1筆増すごとに 100円		
	家屋1棟につき 300円 1棟増すごとに 100円		
	・固定資産名寄帳の閲覧		1件につき 300円
	・その他の証明		1件につき 300円
・評価通知書(登記申請用のみ)	無料		
・字図閲覧	1件につき 300円		
・字図付航空写真図閲覧	1件につき 600円		
・住宅用家屋証明	1件につき 1,300円	・資産税係にお問い合わせください。	
・軽自動車税継続検査用納税証明	無料	・車検証の写し	

※前年分の所得・課税証明については、6月1日から発行します。

※1月2日以降に転入された人の税諸証明は、1月1日現在居住されていた市町村で交付を受けてください。

※遠方にお住まいの人や病気の人など、直接市役所窓口にお越しになれない場合は、郵便により証明書の請求をすることができます。

※仕事の都合等で、市役所の開庁時間(平日の8時30分～17時15分)に窓口にお越しになれない場合は、事前に電話で証明書の請求をし、時間外に受け取ることができます。(電話による受け付けができない証明もあります)

## 市税の「電子申告(eLTAX:エルタックス)」のお知らせ

インターネットを利用した市税の電子申告システムが利用できます。ご利用いただけるのは次の手続きです。詳しくは、市のホームページの「税金」の中の[eLTAX]をご覧ください。

- ・法人市民税の申告
- ・個人住民税(特別徴収)の給与支払報告書などの提出
- ・固定資産税(償却資産)の申告
- ・市税に係る電子申請・届出

## 国税電子申告・納税システム(e-TAX:イータックス)のお知らせ

国税の申告、納税などの手続きもインターネットを通じて行うことができます。詳しくは、国税電子申告・納税システム(e-TAX)のホームページをご覧ください。



忙しい方には  
インターネット  
での確定申告が  
便利です!





# 保険・年金

## 国民健康保険

問合せ 市民生活課 保険年金係 ☎75-2159

国民健康保険(以下、国保)は、病気やけがをした時に、医療費の一部を負担することで医療機関に受診することができる助け合いの制度です。みなさんが住む多久市と佐賀県が共同運営しています。

### 国保に加入する人

職場の健康保険に入っている人やその扶養に入っている人、後期高齢者医療制度加入者、生活保護を受けている人を除いて、全ての人が住所地の国保に加入することになります。

加入は世帯ごと、被保険者は一人ひとりです。世帯主がまとめて資格の取得・喪失の届出や、国民健康保険税(以下、国保税)の納付を行います。

項目	説明
国保に入るのはこんな人	お店などを経営している自営業の人
	農業や漁業などを営んでいる人
	退職して職場の健康保険をやめた人
	職場の健康保険などに加入していない人
	パートやアルバイトなどをしていて、職場の健康保険などに加入していない人
住民基本台帳法の適用を受ける外国人(住民基本台帳法の適用を受けなくとも3月を超えて滞在すると認められる外国人)	

### 国保への届出

国保に加入するとき(資格取得)、やめるとき(資格喪失)は14日以内に届出が必要です。

届出をしないと、国保税をさかのぼって払ったり、払わなくてもよい期間の国保税の請求がきたりする原因になります。

項目	説明	手続きに必要なもの	窓口での交付に必要なもの
国保に加入するとき	転入してきたとき	マイナンバーが確認できるもの	本人または世帯主(国民健康保険納税義務者)が手続者のときは顔写真身分証明書(運転免許証等) ※その他の人が手続者のときは、身分証明に加え委任状が必要(身分証明または委任状がない場合は証郵送)
	・職場の健康保険をやめたとき ・職場の健康保険の被扶養者でなくなったとき	・職場の健康保険をやめた(被扶養者でなくなった)証明書 ・マイナンバーが確認できるもの	
	子どもが生まれたとき	マイナンバーが確認できるもの	

※被保険者証(以下、保険証)が無いまま医療機関に受診すると、全額自己負担となるので注意してください。

※国保へ加入せず無保険の場合は、加入資格を得た時点までさかのぼって加入していただき、その期間の国保税を納めていただくこととなります。国保税の支払いが困難な場合は、分割納付等をご相談ください。

項目	説明	手続きに必要なもの
国保をやめるとき	他市町村へ転出するとき	国保保険証、マイナンバーが確認できるもの
	職場の健康保険に加入したとき 職場の健康保険の被扶養者となったとき	国保保険証、職場の健康保険証(未交付の時は加入を証明するもの)、マイナンバーが確認できるもの
	死亡したとき	国保保険証、マイナンバーが確認できるもの
	後期高齢者医療制度に加入したとき	※この場合手続きは不要です

### 加入者が受けられる給付

項目	説明
病気やケガをしたとき(療養の給付)	病気やケガをしたときは、医療機関で保険証を提示すれば、医療費の一部負担金を支払うだけで、医療を受ける事ができます。
医療費を全額自己負担したとき(療養費)	医療費を全額自己負担したときや、治療に必要な補装具を購入したときなどは、申請することで、一部負担金を差し引いた額が給付されます。申請の際は、領収書や医師の証明書などが必要です。
医療費が高額になったとき(高額療養費)	医療機関や薬局など、窓口で支払った医療費の一部負担金が1か月間で高額になった場合、申請により自己負担限度額を超えた分が高額療養費として給付されます。該当者に診療月のおおむね2か月後に通知しています。自己負担限度額はその世帯の所得や被保険者の年齢によって異なります。
医療費が高額になったとき(限度額適用認定証)	医療費の自己負担額が高額になったときは、自己負担限度額を超えた分が高額療養費としてあとから支給されますが、事前に「限度額適用認定証」等の交付を受け、その認定証を医療機関へ提出することにより自己負担限度額までの支払いで済むようになります。住民税非課税世帯の人は、申請されることにより入院時の食事標準負担額も減額になります。世帯の所得状況によっては、申請が不要な場合もあります。※国保税の未納がある世帯は「限度額適用認定証」の交付はできません。



## 国保加入者に対する助成制度

項目	説明
出産育児一時金	被保険者が出産したときに支給されます。原則として国保から医療機関に直接支払われます。
葬祭費	国保に加入している人が亡くなったとき、葬祭を行った人に葬祭費として30,000円給付されます。
人間ドック受診助成 ※1	国保では、加入者に人間ドックの助成を行っています。1年間に1回の助成で、助成額は28,000円です。残りは自己負担となります。
はり・きゅう・あんま助成 ※2	1人年間30回までは、施術1回につき1,000円を助成します。助成券を発行します。

※1,2 国保税の未納がある世帯は助成を受けることはできません。

## 国保税の計算

- 国保税の算定基礎  
国保税は世帯ごとに次の項目の合計額を年税額として計算します。

平等割額	一世帯あたりの定額
均等割額	被保険者一人あたりの定額×被保険者数
所得割額	被保険者全員の前年中の所得に応じて計算

- 国保税の軽減制度
  - ・前年の所得が一定の基準以下の世帯の場合、国保税の均等割額と平等割額に軽減措置があります。また未就学児については別に均等割額が減額される措置があります。
  - ※国保加入者に前年所得の未申告の人がいる場合は正確な軽減判定ができないため軽減措置はできません。所得の申告をしてください。
  - ・倒産、解雇、雇い止めなど非自発的に失業し、雇用保険を受給している人には申請により国保税の軽減措置があります。

## 交通事故にあったとき

交通事故など第三者(加害者)から受けた傷病による治療費は原則として加害者が負担しなければなりません。国保を使用することも可能ですが、速やかに「第三者行為による傷病届」を提出する必要があります。その場合、印鑑、保険証、交通事故証明書が必要となります。

## 保険税の納め方

- 保険税の納め方は大きく分けて2つあります

- ① 特別徴収(年金天引き)
- ② 普通徴収(納付書または口座振替)

届出窓口 市民生活課保険年金係

## 後期高齢者医療制度

問合せ 市民生活課 保険年金係 ☎75-2159  
佐賀県後期高齢者医療広域連合 ☎64-8476

75歳以上の人と、65歳以上で一定の障害があると認定を受けた人は、後期高齢者医療制度に加入し、医療給付を受けることとなります。75歳になる前に保険証が送付されます。

後期高齢者医療制度の運営は、県内の市町が加入する佐賀県後期高齢者医療広域連合が行い、届出窓口や保険料の納付に関することは市民生活課保険年金係で行っています。

## 受けられる給付

- 病気やケガをしたとき(療養の給付)

病気やケガで医療機関等を受診した場合、保険証を提示すれば、1割もしくは3割の負担で医療を受けられます。なお、令和4年10月から2割負担となる方については、外来診療のみ3年間(令和7年9月30日まで)緩和措置があります。

- 医療費を全額自己負担したとき(療養費)

医療費を全額自己負担したときや、治療に必要な補装具を購入したときなどは、申請することで一部負担額を差し引いた額が給付されます。申請の際は、領収書や医師の証明書などが必要です。

- 医療費が高額になったとき(高額療養費)

医療費の自己負担額が高額になったときは、自己負担限度額を超えた分が高額療養費としてあとから支給されますが、事前に「限度額適用認定証」等の交付を受け、その認定証を医療機関に提出することにより、窓口で負担額を抑えることができます。世帯の所得状況によっては申請が不要の場合もあります。

※保険料の未納がある世帯は「限度額適用認定証」等の交付はできません。

## その他の助成制度

- 葬祭費(30,000円)

被保険者が亡くなったとき、葬祭を行った人に給付します。給付の手続きは、市民生活課保険年金係です。

- はり・きゅう・あんま助成

多久市独自の取り組みとして、1人年間30回まで、施術1回につき、1,000円助成します。

※保険料の未納がある方は助成を受けることはできません。

## 保険料について

後期高齢者医療保険料は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と、所得に応じて決められる「所得割額」との合計額となります。ただし、世帯や所得の状況に応じて、軽減される場合があります。

- 保険料の納め方は大きく分けて2つあります

- ① 特別徴収(年金天引き)
- ② 普通徴収(納付書または口座振替)

届出窓口 市民生活課保険年金係

満20歳以上60歳未満の日本国内にお住まいのすべての人は、国民年金に加入しなければなりません。

## ●被保険者の種別

### 第1号被保険者

自営業・農漁業・学生・無職の人など

### 第2号被保険者

厚生年金などに加入している人(会社員、公務員等)

### 第3号被保険者

第2号被保険者に扶養されている配偶者

## こんなときは届出をしましょう

- ・60歳前に退職・転職したとき
- ・引っ越したとき
- ・生活保護などを受けるようになったとき
- ・海外に居住するようになったとき
- ・基礎年金番号通知書や年金手帳を紛失・き損したとき
- ※就職・退職・結婚などによって種別が変わることがあります。
- ※届出をしなかったために将来年金が受けられなくなる場合がありますので、届出は忘れずに行いましょう。

## ●第3号被保険者でなくなる人(扶養からはずれる人)

- ・配偶者が会社をやめ、自営業や無職になったとき
- ・ご自身の収入が増えて、配偶者の扶養からはずれたとき
- ・配偶者が定年退職等により年金を受けられるようになったとき
- ・離婚したとき
- ※ご自身や配偶者が厚生年金または共済年金に加入する企業等に勤める場合、届出については「勤務先の担当部署」に問い合わせください。

## ●すでに年金を受け取っている人

- ・住所や受取機関を変えたいとき
- ・年金を受けている人が死亡したとき
- ・2つ以上の年金を受ける権利を得たとき
- ・子が年金額の加算対象から外れたとき
- ※届出の際には、マイナンバーが確認できるもの・または年金手帳(基礎年金番号通知書)、顔写真付身分証明書のほかに添付書類が必要な場合がありますので、届出をする前に確認してください。

## 保険料の納付に困ったら・・・

未納のままにしないでください。窓口で手続きが行えます。

### 1. 経済的に保険料を納めることが難しい人のための「保険料免除制度」

※保険料の免除には、所得に応じて保険料の全額の納付が免除される「全額免除」と、保険料の一部が免除される「一部免除」があります。

※申請免除の承認期間は7月から翌年の6月までです。

### 2. 学生のための学生納付特例制度

本人の所得が一定以下の学生は、申請により在学期間中の保険料を猶予できます。特例の対象となる期間は4月から翌年の3月までです。

## 3. 50歳未満の人のための納付猶予制度

本人と配偶者の所得が一定以下の50歳未満の人は、申請により保険料の納付を猶予できます。猶予となる期間は7月から翌年の6月までです。

## 4. 障害年金や生活保護を受けている人は「法定免除」の届け出をすることで保険料の全額が免除されます。

免除などは、前年の所得が基準となります。所得は正しく申告しましょう。

免除・猶予・特例制度を申請し、承認された期間は老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金を受給するための資格期間に入れることができます。

## 忘れずに！年金は請求しないともらえません

年金は、年金を受ける資格ができたとき、自動的に支給が始まるものではありません。ご自身で手続き(請求)を行う必要があります。

### ①第3号被保険者期間のある人

2つ以上の制度に加入していた人

問い合わせ

日本年金機構 佐賀年金事務所 ☎31-4191

### ②国民年金のみ加入していた人

問い合わせ

多久市市民生活課 保険年金係 ☎75-2159

## 第1号被保険者の独自給付

国民年金第1号被保険者独自の給付として、付加年金や寡婦年金、死亡一時金があります。

### ●付加年金

第1号被保険者・任意加入被保険者が定額保険料に付加保険料(月額400円)をプラスして納付すると、老齢基礎年金に付加年金が上乘せされます。

### ●寡婦年金

死亡した夫が第1号被保険者として保険料を納めた期間(免除期間を含む)が10年以上ある夫が亡くなった時に、10年以上継続して婚姻関係にあり、生計を維持されていた妻に対して60歳から65歳になるまでの間支給されます。

### ●死亡一時金

第1号被保険者として保険料を納めた月数が36月以上ある人が、老齢基礎年金障害基礎年金を受けないまま亡くなった時、その人によって生計を同じくしていた遺族に支給されます。

## 社会保険・年金相談

日本年金機構 佐賀年金事務所の職員が市役所で相談を受け付けます。

毎月第1・第3水曜日 多久市役所1階会議室

10時～16時 完全予約制

☎日本年金機構 佐賀年金事務所 ☎31-4191



# 健康・福祉

## 健康

問合せ 健康増進課 ☎75-3355

がん検診…がんは早期発見・早期治療が大切です！！

### ● 集団検診

4月

検診の流れ

各世帯への受診調査

検診前に案内通知



結果送付

検診を受診

検診項目	年齢	内容	検診料
胃がん	40歳以上	胃透視(バリウム検査)	900円
子宮頸がん	20歳以上女性	細胞診検査	800円
結核検診	65歳以上	胸部レントゲン撮影	レントゲン:200円
肺がん	40歳以上	(喀痰検査:必要な方)	レントゲンと喀痰:600円
大腸がん	40歳以上	便潜血反応検査(2日間法)	500円
前立腺がん	50歳以上男性	血液検査	500円
乳がん	40歳以上女性	マンモグラフィー検査	40歳代(二方向)800円 50歳以上(一方向)500円
骨粗しょう症	40歳以上70歳までの5歳刻みの者	手のレントゲン	300円
肝炎ウイルス	新規受診者のみ	血液検査	無料

検診会場は各町公民館と保健センターです

### ● 個別検診(要予約)

	子宮頸・体がん	乳がん	胃がん
対象者	20歳以上女性	40歳以上女性	50歳～68歳までの偶数年齢
内容	細胞診検査	マンモグラフィー検査	胃内視鏡検査(胃カメラ)
検診料金	頸部 1,700円 頸部+体部 2,500円	40歳代(2方向) 1,700円 50歳以上(1方向) 1,200円	3,000円
指定医療機関 ※年間を通して実施	佐賀県内登録医療機関 佐賀県子宮がん検診 検索	・小城市民病院 (小城町 ☎73-2161) ・ひらまつクリニック (小城町 ☎20-3663)	佐賀県内登録医療機関 佐賀県胃がん検診 検索

無料クーポン券について

子宮頸がん検診、乳がん検診の無料クーポン券を送付します。無料で検診がうけられる絶好のチャンスです。対象者や使用期間は健康増進課にご確認下さい。

# 健診は、気づかずに進んでいる生活習慣病がわかります

## 一般健診

### ◎ 集団健診のみ

※ 特定健診といっしょに実施  
**対象者** 20～39歳の市民、年度途中国保加入者、生活保護の方  
**健診内容** 問診、身体測定、血圧測定、尿検査、血液検査、診察など  
**料金** 1,000円

## 特定健診・特定保健指導

### ◎ 集団健診と個別健診

**対象者** 40～74歳の国民健康保険加入者  
**健診内容** 生活習慣病(糖尿病・脂質異常症・高血圧など)がわかる検査項目です  
 問診、身体測定、血圧測定、尿検査、血液検査、診察など  
**料金** 1,000円

### ◎ 特定保健指導

**対象者** 受診結果からメタボリックシンドロームに該当され、動機づけ・積極的支援に該当された方  
**流れ** 健診後3か月間の生活改善を保健師や管理栄養士といっしょに行います。



## 後期高齢者健診

### ◎ 個別健診のみ

**対象者** 75歳以上の市民(後期高齢者医療制度に加入されている方)  
**料金** 無料  
 ☆ 対象者の方全員へ受診券を送付します。

### 個別健診の流れ

5月下旬頃	個人ごとの健診の案内通知送付 * 受診券在中
-------	---------------------------



6～3月	登録医療機関で健診受診 ↓ 結果配布(受診医療機関より)
------	------------------------------------

## 肝炎ウイルス検査

### ◎ 集団検診と個別検診

**対象者** 20歳以上の市民で過去未検査者  
**検査内容** B型、C型肝炎ウイルスの血液検査  
**料金** 無料  
 ☆ がん検診・一般健診・特定健診時に検査できます。

## 歯周病検診

歯周病検診	
<b>対象者</b>	40歳・50歳・60歳・70歳(年度末年齢)
<b>内容</b>	問診・口腔内診査(歯科検診と歯磨きのアドバイス、ブラッシング指導)
<b>検診料金</b>	500円

医療機関名(住所)	電話番号
井本歯科医院(北多久町)	37-5181
井上歯科医院(北多久町)	74-3333
うめず歯科口腔外科医院(北多久町)	74-2505
木下歯科クリニック(東多久町)	76-4970
たく歯科クリニック(多久町)	75-6262



健康・福祉

## 高齢者肺炎球菌ワクチン定期接種について

**対象者** (1) 当該年度に65歳となる人  
 (2) 60歳から65歳未満で、心臓、腎臓、呼吸器の機能、またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障害を有する方(身体障害者1級程度)

**接種費用** 2,500円

**接種場所** 下記市内医療機関又は県内登録医療機関

**接種期間** 当該年度内

※これまでに市の助成を受けて接種したことがある方は定期接種の対象外となります。

※対象者は法律の変更に伴い、変更となる場合がありますのでお問い合わせ下さい。

接種を希望される場合には、事前予約をお願いします。

医療機関名(住所)	電話番号	医療機関名(住所)	電話番号
池田内科(北多久町)	71-9355	多久生協クリニック(東多久町)	76-3177
江口医院(東多久町)	76-2137	中多久病院(北多久町)	75-4141
太田医院(北多久町)	74-3236	諸江医院(北多久町)	75-3880
多久市立病院(多久町)	75-2105	諸隈病院(北多久町)	74-2100

## 障害者(児)福祉

問合せ 福祉課 高齢・障害者福祉係 ☎75-4823

### 身体障害者手帳

身体障害のある方に対して、指導・相談や各種の福祉サービスを受けやすくするための手帳です。

(1級～6級)

手帳交付申請に必要なもの

身体障害者手帳交付申請書

身体障害者診断書・意見書

印鑑

写真(縦4cm×横3cm、無帽正面上半身、1年以内撮影のもの)

マイナンバーカードもしくはマイナンバー通知カード

### 療育手帳

知的障害のある方に対して、指導・相談や各種の福祉サービスを受けやすくするための手帳です。

(A～B)

手帳交付申請に必要なもの

療育手帳交付申請書

マイナンバーカードもしくはマイナンバー通知カード

写真(縦4cm×横3cm、無帽正面上半身、1年以内撮影のもの)

### 精神障害者保健福祉手帳

精神障害のある方に対して、指導・相談や各種の福祉サービスを受けやすくするための手帳です。

(1級～3級)

手帳交付申請に必要なもの

障害者手帳申請書

診断書(精神障害者手帳用)または、障害年金証書(障害年金証書の理由が精神障害であるもの)などの写し

印鑑

写真は任意(手帳に貼付される場合は縦4cm×横3cm、無帽正面上半身、1年以内撮影のもの)

マイナンバーカードもしくはマイナンバー通知カード



健康・福祉

## 手当・共済

### ◎特別障害者手当

20歳以上であって、著しく重度の障害状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする障害者本人に支給されます。

### ◎障害児福祉手当

20歳未満であって、重度の障害状態にあるため、日常生活において常時介護を必要とする障害児本人に支給されます。

### ◎特別児童扶養手当

中程度以上の障害がある在宅の20歳未満の児童を監護・養育する保護者などに対し支給されます。

### ◎心身障害児(者)扶養共済制度

心身障害児(者)の保護者(加入者)が、一定の掛金を納めることにより、保護者が亡くなったり重度の障害者になられた場合に、障害者に終身一定額の年金が支給されるものです。



## 相談支援

小城・多久障害者相談支援センターでは、身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児およびその保護者の方の相談を受けます。

## 医療サービス

### ◎自立支援医療の給付

身体障害者(児)の障害の軽減や機能回復、精神障害者の医療普及を図るために以下の3つの医療があり、医療の給付を受けることができます。

自立支援医療は決められた指定医療機関で受けなければなりません。

自己負担については原則として医療費の1割を負担していただきます。ただし、世帯の所得水準によっては、ひと月あたりの負担に上限額を設定します。また、入院時の食事療養費および生活療養費(標準負担額相当)については原則自己負担となります。(所得制限があります)

#### (1)更生医療の給付

対象者 身体障害者(18歳以上)

#### (2)育成医療の給付

対象者 身体に障害のある児童(18歳未満)

#### (3)精神通院医療の給付

対象者 精神障害者・児

### ◎重度心身障害者医療助成

重度の心身障害者が病院などで診療を受けた場合に、要した医療費のうち保険診療にかかる自己負担分の一部を助成します。

住所 小城市小城町畑田750 桜楽館内  
時間 10時～19時  
小城・多久障害者相談支援センター  
☎71-1250

## 障害者福祉サービス

居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、食事・入浴・排せつの介護等を行います。
重度訪問介護	重度肢体不自由者等で常時介護が必要な人に、自宅や医療機関等で、食事・入浴・排せつの介護、外出時の移動支援を総合的に行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するとき、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人が外出するとき、必要な情報提供や介護を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、食事、入浴、排せつ、の介護を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護や日常生活の支援を行います。
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、食事・入浴・排せつの介護等を行うとともに、創作的活動や生産活動の機会の提供を行います。
施設入所支援	施設入所する人に、夜間や休日、食事・入浴・排せつの介護等を行います。



共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日に、共同生活を行う住居で、相談・食事・入浴・排せつの介護、日常生活上の援助を行います。
自立訓練(機能訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の維持、向上などのために必要な訓練を行います。
自立訓練(生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持向上のために必要な支援を、訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (A型＝雇成型)	一般企業等での就労が困難な人に、雇用して就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (B型＝非雇成型)	一般企業等での就労が困難な人に、就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	就労支援を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者に、3年間、就労の継続に必要な相談、指導等の支援を行います。
自立生活援助	施設入所支援や共同生活援助を受けていた障害者等が自宅で自立した日常生活を営む上での問題につき、1年間、定期的な巡回訪問や随時通報を受け、相談に応じ、情報提供・助言を行います。
計画相談支援	申請時(給付決定前)にサービス等利用計画案を作成し、サービス利用に対し、聞き取りや調整を行います。またサービス実施状況等の検証(モニタリング)も継続的に行います。
地域移行支援	住居の確保等、地域での生活に移行するための活動に関する相談、各障害福祉サービス事業所への同行支援等を行います。
地域定着支援	常時、連絡体制の確保し障害の特性に起因して生じた緊急事態等における相談、事業所等の連絡帳など、緊急時の各支援を行います。

## 障害児通所サービス

児童発達支援	未就学児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います。
医療型児童発達支援	未就学児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援や治療を行います。
放課後等デイサービス	就学児童(幼稚園・大学を除く)に、生活能力の向上のために必要な訓練、地域との交流などを行います。
保育所等訪問支援	専門職員が保育所、幼稚園、児童養護施設などを訪問し、集団での生活に必要な訓練やスタッフへの助言などを行います。
居宅訪問型児童発達支援	外出することが困難な児童の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、生活能力向上のための訓練などを行います。
障害児相談支援	申請時(給付決定前)にサービス等利用計画案を作成し、サービス利用に対し、聞き取りや調整を行います。またサービス実施状況等の検証(モニタリング)も継続的に行います。

## 地域生活支援事業

コミュニケーション支援事業	聴覚、言語機能、音声機能などの障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人とその他の人の意思疎通を仲介するために、手話通訳や要約筆記を行う者の派遣などを行います。
移動支援	屋外での移動が困難な障害のある人について、外出のための支援を行います。
訪問入浴サービス事業	自宅の浴槽で入浴ができない障害のある人に対して、浴槽を提供し、入浴介助を行います。
日中一時支援事業	障害のある人の日中における活動の場を提供し、その家族の就労や一時的休養を確保するため、障がいのある人の一時預かり事業を行います。
日常生活用具の給付	重度障害のある人などに対し、自立生活支援用具(ベッド、訓練用イス、入浴補助用具、盲人用体温計、点字器、ストマ用装具など)、日常生活用具の給付を行うための費用の一部を助成します。
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度利用にあたり、必要となる費用負担をすることが困難であるものに対し、市が助成を行います。

## その他サービス

補装具の交付・修理	障害のある人が、日常生活や社会生活を容易にするための補装具の交付・貸与、または修理を行うための費用の一部を助成します。(車イス、肢体装具、歩行器、盲人安全つえ、補聴器など)
自動車改造費補助事業	身体障害者本人が運転する自動車について、改造に必要な費用の一部を助成します。
障害者自動車運転操作訓練事業	障害のある方が就労など社会参加を進めるために、自動車運転免許を取得する場合、取得に要した費用の一部を助成します。
紙おむつ支給	在宅の常時失禁状態にある重度心身障害者(児)に対し、紙おむつの購入に利用できるクーポン券を支給することにより、介護者の負担を軽減します。
パーキングパーミット制度(身障者用駐車場利用証)	障害のある方などに対して、佐賀県パーキングパーミット制度の利用証を交付します。
難聴児補聴器購入助成事業	18歳に達する日の属する年度までに、聴覚障害による身体障害者手帳の交付対象とならない人に対し、補聴器の購入及び修理に必要な費用の一部を助成します。
小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業	小児慢性特定疾病医療費助成制度の認定を受けた人に、歩行用支援用具や車いすなどの日常生活用具の給付を行います。

## 障害者の料金割引制度

### ◎JR運賃

障害のある人が、単独または介護者とともに、JRを利用する場合に、運賃が割引されます。(片道100km以上)

相談窓口 JR九州案内センター  
☎050-3786-1717

手続き 乗車券購入時に窓口で手帳を提示します。

### ◎バス運賃

相談窓口 各バス事業者

手続き 自動販売機で切符購入する場合は5割引の切符を購入し、降車時に手帳を提示します。

### ◎航空運賃

相談窓口 各国内航空会社

手続き 航空券購入時に身体障害者手帳または療育手帳を販売窓口で提示します。

### ◎タクシー運賃

相談窓口 各タクシー事業者または佐賀県バス・タクシー協会 ☎31-2341

対象 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳保持者

割引率 メーター器表示額10%

手続き 降車時に手帳の提示が必要です。



### ◎福祉タクシー利用券の給付

重度の心身障害者等を対象に、タクシー料金の助成として定額のタクシー利用券を交付します。(自動車税等の減免を受けていない人)

相談窓口 福祉課 高齢・障害者福祉係

### ◎自動車税等の減免

歩行することが困難である身体障害者、戦傷病者、知的障害および精神障害者の人が日常生活に不可欠な生活手段として使用される自動車について、一定の要件(障害の程度、自動車の名義、使用目的等)を満たす場合は、申請に基づき自動車税・軽自動車税、自動車取得税の減税が受けられます。

自動車税・自動車取得税の相談窓口

佐賀県税事務所 ☎30-3162

軽自動車税の相談窓口

多久市税務課 ☎75-2126

### ◎有料道路通行料金

高速道路株式会社や都道府県の道路公社等が管理する有料道路の通行料金が5割引になります。

相談窓口 福祉課 高齢・障害者福祉係

手続き 事前に福祉課 高齢・障害者福祉係で身体障害者手帳または療育手帳に「割引対象者である旨」「自動車登録番号」「割引有効期限」の記載を受けます。料金所では手帳を提示し、記載事項などについて確認を受けることが必要です。



## ◆NHK放送受信料

相談窓口 NHK放送受信料窓口

☎0570-077-077

対象

### 全額免除

- ・「身体障害者」「知的障害者」「精神障害者」が世帯構成員であり、世帯全員が市民税非課税の場合

### 半額免除

- ・視覚・聴覚障害者が世帯主の場合
- ・重度の障害者(身体障害者、知的障害者、精神障害者)が世帯主の場合

## ◆携帯電話基本使用料等

相談窓口 各携帯電話取扱店

対象 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者

## 高齢者福祉

問合せ 地域包括支援課 地域包括支援係 ☎75-6033

### 多久市地域包括支援センター

高齢者の生活を総合的に支えていくための拠点として、介護予防に関するマネジメントや日常生活の支援など高齢者への総合的な支援を行います。

- 介護予防ケアマネジメント  
介護予防の相談やケアプランの作成を行います。
- 総合相談・支援  
介護予防だけでなく、様々な制度を利用した総合的な支援を行います。
- 権利擁護、虐待早期発見・防止  
高齢者の人権や財産を守る権利擁護事業の拠点として、総合的な対応を行います。
- 包括的・継続的マネジメント  
ケアマネジャーのネットワークの構築や困難事例に対する助言などを行います。



### ◆多久市地域包括支援センター(おたっしや本舗)◆

多久市のみなさんに「多久に住んで良かった」と思われるように、「かゆいところに手が届く」支援を目指しています。

みなさんの役に立ちたい気持ちはだれにも負けません!!!



### ◆在宅介護支援センター◆

在宅介護支援センターとは、寝たきりや認知症・一人暮らし・虚弱などで不安に思ったり、困っていらっしゃる高齢者やその家族などのニーズに対応した、各種医療・保健・福祉などのサービスが適切に受けられるよう、連絡・調整等を行います。地域にお住まいの高齢者やそのご家族が、安心して暮らせるようお手伝いします。

### ◆下記の在宅介護支援センターで相談に応じます。

#### ・天寿荘在宅介護支援センター

北多久町大字小侍132-6

☎74-4818(直通)

#### ・いこいの里在宅介護支援センター

北多久町大字多久原2512-24

☎75-3558(直通)

### 在宅福祉サービス

在宅福祉サービスを利用する際は、事前の申請・調査が必要です。

#### ◆配食・見守りサービス

食事の準備が困難な高齢者や重度障害者の人へ月曜から土曜(祝日も実施)まで昼食・夕食を自宅へお届けするとともに、本人に直接手渡しすることで毎日の安否確認などを行います。

料 金 820円/1食(個人負担410円/1食)

委託事業所 天寿荘

#### ◆生活管理指導員派遣事業

掃除や洗濯、買い物などの簡単な日常生活上の家事をいっしょにお手伝いするサービスです。(2時間/週まで)

対象 ひとり暮らしの高齢者

料 金 2,050円/1時間(個人負担400円)

委託事業所 いこいの里・多久市社会福祉協議会・天寿荘

## 緊急通報システム事業

ひとり暮らしの高齢者や身体障害者の人等が、急病や事故などの時、緊急ボタンを押すことにより、消防署へ連絡が行き、迅速な救急活動を行います。

料金 個人負担399円(税別) / 1ヶ月

## 生活管理短期宿泊事業

心身の状況、その置かれている環境等に応じて、一時的に施設でのサービスが必要になった人に対し、養護老人ホーム・特別養護老人ホームの空き部屋に短期入所させ、健全で安らかな日常生活を送れるよう、また家族の介護負担の軽減を目的に支援します。

対象者 おおむね65歳以上の人で、身の回りの事が自分でできる人

料金 3,800円 / 1日(個人負担1,900円)

## 成年後見制度利用支援事業

身寄りのない認知症高齢者等の後見人選定の申し立てを市長が家庭裁判所へ行います。また、必要な人には経費および後見人等の報酬の一部を助成します。

## 愛の一声ネットワーク事業

ひとり暮らし等の病弱な高齢者に対し、地域の民生委員を中心に安否確認・見守りのネットワークをつくり、声掛けなどを行いながら高齢者の孤独感の解消と安否確認を行います。

## 日常生活用具の給付

### 紙おむつ等の支給

在宅の高齢者で、住民税が世帯全員非課税の方で、介護保険3・4・5の認定をお持ちの方になります。月6,375円分のおむつクーポン券を配布します。

\*障害の紙おむつ支給とは別になります。

### 電磁調理器・火災報知器の給付

65歳以上で防火の配慮が必要なひとり暮らしの高齢者等に対し、電磁調理器・火災報知機を給付します。

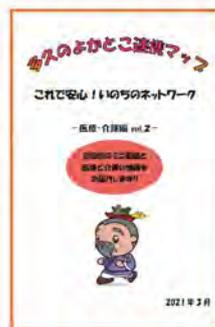
対象 65歳以上のひとり暮らしの高齢者等で所得税非課税の人



## 医療と介護、福祉のことがよくわかります

### 多久のよかところ連携マップ

市内の医療と介護の情報をまとめた「多久のよかところ連携マップー医療・介護編vol.2ー」を地域包括支援課の窓口で配布しています。



### 介護保険べんり帳

介護保険各種サービスや介護保険料を含めた手続きについては「介護保険べんり帳」に詳しく記載されています。

各世帯に配布していますが、地域包括支援課の窓口でも配布しています。



## これからの時代、お互いさまでさえあう地域づくりが大切です



地域支援コーディネーター  
北川奈生子さん  
支え合いの輪が広がり、高齢になっても住み慣れた地域で楽しく生活が続けられる。そんな地域を目指し皆さんと一緒に取り組んでいければと思います。どうぞよろしくお願ひします。



お家に届けました「暮らしのお助け連絡帳」、市内で利用できるサービスを一冊にまとめています。

電話の近くに下げて、使ってください！



あれ…物忘れ？ 私って認知症？？？  
「多久はみんなでみまもりみまもられ」っで応援しています。

認知症ケアパス：認知症になりたくないあなたへ

予防のこと、はやくめに見つけるためのチェックリスト、もしなったときはどうするの？などくわしく示しています。



認知症地域支援推進員や認知症オレンジコーディネーターが地域で認知症のこと、啓発や相談に応じます。

認知症の方を介護されている家族の方へ  
あんしん見守りシールを使いませんか？  
持ち物や洋服には、このラベルを張ります。  
もし、今後、道に迷って帰ってこれないなどに  
備えて、事前に登録しましょう。



## 生きがい対策等

### 老人クラブ

老人クラブは、60歳以上の方が地域で自主的に作られた会員組織で、高齢者の運動教室や講演会、奉仕作業など生きがいと健康づくりの活動を行っています。

問い合わせ

多久市老人クラブ連合会  
(多久市社会福祉協議会館内)

### シルバー人材センター

高齢者(おおむね60歳以上)が身につけた能力を生かし、働くことを通して、人とのふれあいや生きがいを高めるための会員組織として運営されています。仕事内容は、屋内外の一般作業、技術を必要とする分野など臨時的、短期的な仕事を引き受け、会員に提供します。

問い合わせ

多久市シルバー人材センター ☎75-4787  
(多久市社会福祉協議会内)

## 長寿のお祝い

### 敬老祝金・高齢者訪問

当該年度の9月15日現在、多久市民でかつ当該年度の3月31日で、88歳の人に10,000円、100歳の人に30,000円、101歳以上の人に10,000円の敬老祝金を支給します。

また、100歳および最高齢者の方を訪問し、長寿をお祝いします。



## 多久市生活自立支援センターへ ご相談ください

生活を立て直したい、仕事や家計に関する相談をしたいがどこに相談したらよいかわからないなど、経済的に困りの人の相談に対して、専門の支援員が相談者に寄り添いながら、問題解決に向けて支援します。ひとりで悩まずにまずはお気軽にご相談ください。

### 自立相談支援事業

#### 主な支援内容

あなたの状況に応じたプランの作成、あなたの意思を尊重した対応、寄り添った伴走型支援など自立に向けた人的支援を行います。

### 家計改善支援事業

相談者が自ら家計を管理できるよう、家計の立て直しをアドバイスしていきます。

### 就労準備支援事業

就労することに不安がある方に対し、一般就労に向け個別にサポートしていきます。

### 住居確保給付金の支給(所得制限あり)

#### 対象者

離職などにより住居を失った方、または失うおそれの高い方

#### 相談料 無料

#### 相談日時

月～金曜日8時30分～17時  
※お休み:土・日・祝日・年末年始

#### 問い合わせ・相談窓口

多久市生活自立支援センター ☎75-3593  
(多久市社会福祉協議会内)

## 生活にお困りの方

問合せ 福祉課 ☎75-2113 ☎75-2324

### 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、厚生労働大臣の委嘱を受けて、生活にお困りの方や心身に障害がある方・児童・高齢者などのことで問題を抱えている方々の相談を受けています。

### 生活保護

病気やその他の事情により生活に困窮している世帯に対して、最低限度の生活を保障して再び自分の力で生活できるように援助する制度です。

## 介護予防

問合せ 地域包括支援課 地域包括支援係 ☎75-6033

### 元気にすごすために(一般介護予防事業)

65歳以上で介護保険認定をうけられていない方等が利用できるサービスです。市、地域の住民が主体となった教室があります。

- ・地域) いきいき百歳体操教室  
(筋力向上・転倒予防)
- ・地域) かみかみ百歳体操教室  
(口腔機能低下予防)
- ・地域) ふれあいサロン(通いの場)
- ・市) パソコン教室
- ・市) 趣味の作品展
- ・市) 元気アップさーくる(ストレッチ教室)
- ・市) おたっしゃクラブ(筋力向上・転倒予防)
- ・市) 思い出クラブ(認知症予防)
- ・市) わっか脳教室( // )
- ・市) 歌おうドレミクラブ(口腔機能低下予防)

### 介護予防・生活支援サービス

要介護認定で、要支援1・2と認定された人や事業対象者が利用できるサービスです。(要契約)

- ・日常生活の手助けとなる訪問型サービス
- ・筋力向上、生活行為向上となるための支援を利用できる通所型サービス
- ・病院等の付き添い支援を含む移動支援サービス

(生活支援サービスや移動支援サービスは社会福祉協議会にある「暮らしサポートセンター☎75-3593」に連絡をしてください。)

### 介護予防サービス

要介護認定で要支援1・2と認定された人が利用できるサービスです

- ・訪問リハビリ: 医師の指示の下での理学療法士や作業療法士等による在宅でのリハビリサービス
- ・訪問看護: 看護師による療養上の世話や診療の補助となるサービス
- ・デイサービス(通所型サービス)、デイケア(通所リハビリ)、ショートステイ(短期入所サービス)などのサービス
- ・住宅改修や福祉用具などの利用もできます

自立に向けた支援が受けられるように担当のケアマネジャーと相談し、介護予防プランを作成します。(要契約)

## 介護サービス

要介護認定で介護1~5と認定された人が利用できるサービスです。

- ・居宅で受けられるサービスや施設サービスがあります。
- ・身体の状態に応じて利用できるサービスを担当ケアマネジャーと相談し、ケアプランを作成します。(要契約)
- ・地域包括支援課は、担当ケアマネジャーや施設の紹介をします。

## 介護保険

問合せ 地域包括支援課 地域包括支援係 ☎75-6033  
佐賀中部広域連合 ☎40-1111

中部地区(多久市・佐賀市・小城市・神崎市・吉野ヶ里町)では、介護保険事業を佐賀中部広域連合が保険者となって運営しています。各種申請受付、相談については地域包括支援課地域包括支援係で行っています。

### 介護保険のしくみ

40歳以上の人全員が被保険者(加入者)として保険料を負担し、介護が必要と認定されたときには費用の一部(原則として1割~3割)を支払ってサービスを利用します。

65歳以上の人を第1号被保険者、40歳から64歳までの医療保険に加入している人を第2号被保険者といいます。

### 介護保険の対象者

#### ①65歳以上の人(第1号被保険者)

原因を問わず、介護や日常生活の支援が必要となったとき、要介護認定を受けて介護保険のサービスを利用できます。

#### ②40歳から64歳の人(第2号被保険者)

老化が原因とされる病気(特定疾病)により、介護や日常生活の支援が必要となったとき、要介護認定を受けて介護保険のサービスを利用できます。



## 介護サービスを利用するには

介護保険のサービスを利用するには、申請をして要介護認定を受ける必要があります。

本人または家族が地域包括支援課の窓口で申請を行います。本人または家族が申請できない場合は、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、介護保険施設などに申請を代行してもらうことができます。詳しくは地域包括支援課まで問い合わせてください。

### 申請に必要なもの(申請書は、地域包括支援課窓口にあります)

(65歳以上の人)

印鑑、介護保険被保険者証、マイナンバーカード

(40歳から64歳の人)

印鑑、医療保険証、マイナンバーカード

詳しくは、全戸配布している「介護保険べんり帳」をご覧ください。

## 保険料の納めかた

### 65歳以上の人(第1号被保険者)

老齢(退職)年金、障害年金、遺族年金が年額18万円以上の人は年金からの天引きで納めます。

年度の途中で転入した人や65歳になった人、老齢(退職)年金、障害年金、遺族年金が年額18万円未満の人は納付書または口座振替で納めます。

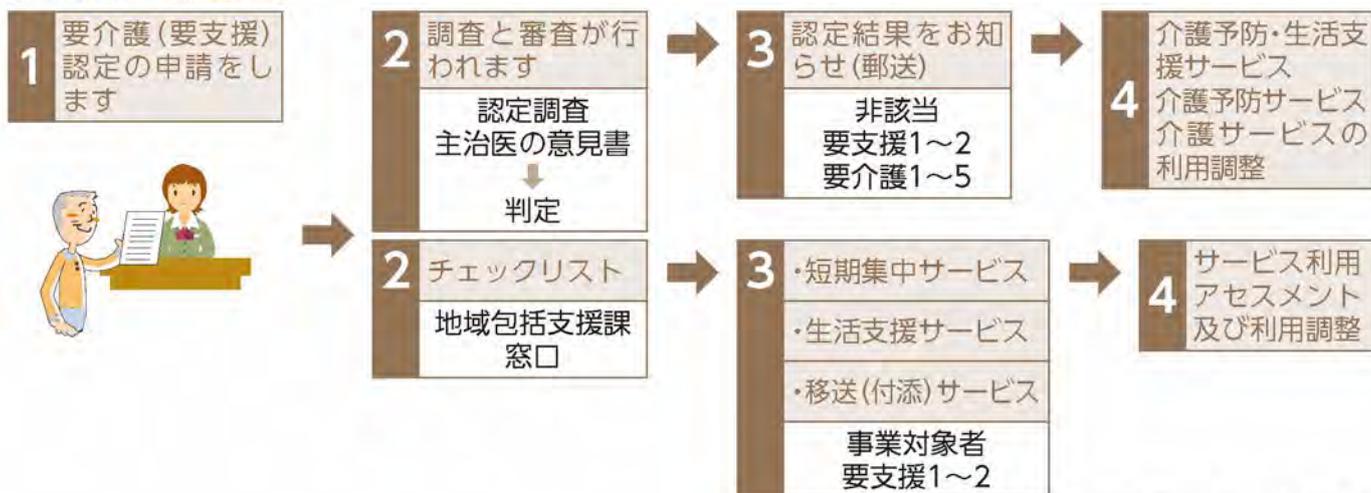
### 40歳から64歳の人(第2号被保険者)

加入している医療保険と一緒に納めます。



## 利用までの流れ

### 申請から認定まで



※結果が届いたら、地域包括支援課担当者や居宅介護支援事業者に連絡してください





# 出産・子育て・保育

## 出産・子育て

問合せ 健康増進課 ☎75-3355

毎月発行の市報多久「健康のすゝめ」のページをご確認ください。

### 妊娠届出と母子健康手帳交付

母子健康手帳は、お母さんとお子さんの健康を守るためのものです。妊娠したら早めに届け出て、母子健康手帳、妊婦健診補助券をもらいましょう。

必要なもの 妊娠届出書、マイナンバーカード

届け出るところ 市役所1階 健康増進課

交付されるもの 母子健康手帳、妊婦健診補助券 等

- 「赤ちゃんを育てるためのお母さんの身体の変化」「妊娠中の体重管理」のお話があります。妊娠、出産、育児に関する相談も行っています。



### 赤ちゃんが生まれたら

市民生活課で出生届を済ませられたあと、健康増進課までおいでください。

必要なもの 母子健康手帳

### 赤ちゃん訪問(生後2か月児頃)

担当保健師がご自宅へ訪問します。身体計測や育児に役立つ「子どもノート」を使いながら「お子さんの発育・発達状況の確認」「これからの健診や予防接種等についての説明」等を行います。

また、生後3～4か月頃に多久市健康推進員による訪問も行っています。

### 乳幼児の健診

個人通知があります

集団健診	乳児健診 (3～5か月児) (9～11か月児)	実施回数:年6回 身体計測、診察(内科)、栄養相談、歯科指導	☆赤ちゃん訪問時、個別健診の無料券2枚配布
	1歳半児健診・フッ化物塗布 (1歳6～8か月)	実施回数:年5回 身体計測、検尿、診察(内科・歯科)、栄養相談、歯科指導、フッ化物塗布(希望者)	☆健診後のフォローとして、発達やことばの相談を紹介いたします。必要な場合は、病院での精密健診票をお渡しします。
	2歳半児健診・フッ化物塗布 (2歳6～8か月)	実施回数:年5回 身体計測、診察(内科・歯科)、栄養相談、歯科指導、フッ化物塗布(希望者)	
	3歳半児健診・フッ化物塗布 (3歳6～8か月)	実施回数:年6回 身体計測、検尿、耳・眼科検査、診察(内科・歯科・耳鼻科)、歯科指導、フッ化物塗布(希望者)	

※むし歯予防のフッ化物塗布は健診のときに行います。

広告

社会福祉法人 太陽の子

## あおいとりこども園

北多久町小侍 837-1

☎ 74-4077 FAX 74-4079

社会福祉法人 明日香

美しい心を幼な子に

## 杉の子保育園

多久市北多久町大字小侍238番地1

TEL0952-74-3580

E-Mail:info@suginoko-hoikuen.net

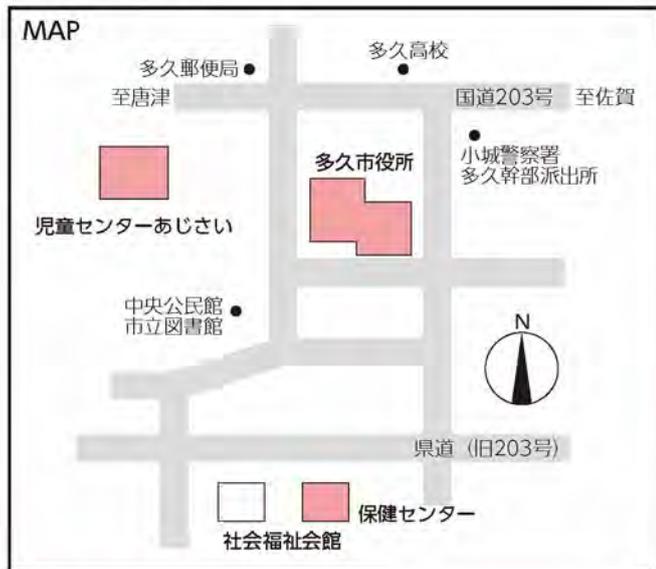


出産・子育て・保育

## 育児相談

こどもの発達・成長を確認したり、子育てのいろいろな心配事・悩みを相談しませんか。  
 気軽な相談場所として活用してください。

場所:健康増進課



**すくすく子育て相談会**  
 子どもの行動で気になること、子育てってこんな感じでいいの等、子育ての悩みに対応します(要予約)

1歳から6歳(就学前)の幼児  
 毎月1回 年12回実施(要予約)

子どもの遊ぶ様子を観察しながら相談を実施します。(ひとり1時間程度)  
 臨床発達心理士が対応します。

**発達相談**  
 ことばや発達などについて、専門職による個別相談を行います(要予約)

1歳から6歳(就学前)の幼児  
 年10回実施(要予約)

ことばに関すること:  
 言語聴覚士  
 発達や行動に関すること:  
 医師

## 予防接種の受け方

全世帯に配布している、こども編母子健診等年間計画表にも掲載していますので、ご確認ください。

定期予防接種	対象者(おすすめ接種年齢)*年齢は接種当日の年齢です	接種回数
B型肝炎	生後2か月から1歳になるまでの間にある人	3回
ヒブワクチン	生後2ヶ月から5歳に至るまでの間にある人	2ヶ月~6ヶ月 4回 7ヶ月~11ヶ月 3回 1歳~5歳未満 1回
小児用肺炎球菌ワクチン	生後2ヶ月から5歳に至るまでの間にある人	2ヶ月~6ヶ月 4回 7ヶ月~11ヶ月 3回 1歳~2歳未満 2回 2歳~5歳未満 1回
ロタウイルス感染症	生後2か月から生後24週に至る日の翌日までの間にある人	ロタリックス2回
	生後2か月から生後32週に至る日の翌日までの間にある人	ロタテック3回

出産・子育て・保育

広告

NORIKO DENTAL CLINIC

### のりこ歯科医院

小児歯科・歯科・矯正歯科

虫歯ゼロを目指すなら、ゼロ歳からの歯医者さんデビューをおすすめします。離乳食の食べさせ方の指導も行っています。ぜひ御相談ください。院長 藤本慎子

平日/9:00~12:30 14:00~18:30  
 土曜/9:00~14:30 休診/木・日・祝

予約診療のため、来院前にお電話をお願いします。  
 武雄市北方町大字大崎1318-3 1F(まつもと内科前)  
 Tel 0954-36-3535 www.norikoshika.com

思いやりを育てていきます。

社会福祉法人

### 多久保育園

多久市多久町2127  
 TEL/FAX(0952)75-2740



定期予防接種	対象者(おすすめ接種年齢)*年齢は接種当日の年齢です	接種回数
BCG(結核)	1歳に至るまでの間にある人	1回
麻しん・風しん (はしか)(三日ばしか)	1期:生後12月(1歳)から24月(2歳)に至るまでの間にある人	1回
	2期:5歳以上7歳未満で就学前1年間にある児(年長児)	1回
四種混合:DPT-IPV ジフテリア 百日せき 破傷風 不活化ポリオ (急性灰白髄炎)	1期初回 生後3月から90月(7歳半)に至るまでの間にある人	20日~56日の間隔をおいて、 3回
	1期追加 生後3月から90月(7歳半)に至るまでの間にある人	1期初回接種終了後 12~18ヶ月後、1回
水痘(水ぼうそう)	生後12月~生後36月(3歳)に至るまでの間にある人	2回
不活化ポリオ	初回接種 生後3月から90月(7歳半)に至るまでの間にある人	20日以上の間隔をおいて、3回
	追加接種 生後3月から90月(7歳半)に至るまでの間にある人	初回接種終了後12~18ヶ月後、 1回
二種混合:DT ジフテリア 破傷風	11歳以上13歳未満の者	1回 (但し、幼児期の接種回数により その後に追加接種が必要)
日本脳炎	1期初回 生後36月(3歳)から生後90月未満(7歳半)に至るまでの間にある人(3歳)	6日~28日の間隔をおいて、2回
	1期追加 生後36月(3歳)から生後90月未満(7歳半)に至るまでの間にある人	1期初回接種終了後 11~13ヶ月後、1回
	2期 9歳以上13歳未満(9歳)	1回
	※H14.4.2~H19.4.1生まれは、未完了回数分を接種できます (ただし20歳の誕生日の前々日まで)	
子宮頸がん 予防ワクチン	小6~高1相当の女子 ※H9.4.2~H18.4.1生まれの人は未完了回数分を接種できます (令和4年4月から令和7年3月まで)。	3回

※詳しくは、多久市役所ホームページをご覧ください

## 予防接種の対象年齢の考え方

- 「〇歳以上」・「〇歳から」……〇歳の誕生日の前日から
  - 「〇歳未満」……〇歳の誕生日の前日まで
  - 「〇歳に至るまで」……〇歳の誕生日の前日まで
- ※対象年齢を過ぎた場合は、法に基づかない予防接種となり有料となりますのでご注意ください。

## 医療機関での接種の流れ



※接種間隔を確認しますので、母子健康手帳がないと接種できません。

## 異なる種類のワクチンを接種する場合の間隔

予防接種間隔を確認しましょう。

注射 生ワクチン  
BCG、麻しん風しん、水痘

▼27日以上あける▼

注射 生ワクチン  
BCG、麻しん風しん、水痘

同じ種類のワクチンを何回か接種する場合には、それぞれ定められた期間がありますので、間違わないようにしてください。

※新型コロナワクチン接種の前後13日間は他の予防接種はできません。(新型コロナワクチンとインフルエンザワクチンのみ同時接種ができます)





広 告



●一人ひとりを大切に、子どもの意欲を引き出す

**保みどり保育園**

◆子どもの心に寄り添ったおだやかな保育  
 多久市東多久町大字別府5487-3  
 (東多久駅より小城方面へ徒歩3分)  
 TEL 76-2216 FAX 76-2228  
<http://midori-hoiku.com/>



社会福祉法人 同朋  
 幼保連携型認定こども園

**なごみこども園**

多久市東多久町大字別府2304  
 TEL:0952-76-2473  
 FAX:0952-76-2399  
<http://www.nagomi-hoikuen.com>

社会福祉法人 東保会

**とうぶ保育園**

ひとりひとりを大切に  
 自主性を育むあたたかい環境づくり  
 思いやりのある子ども  
 のびのびと楽しい集団生活

延長保育  
 一時保育  
 地域活動(異年齢児交流支援事業・育児講座など)



多久市東多久町別府4158-2  
 TEL 0952-76-3608

社会福祉法人 南山会

**双葉保育園**

保 育 内 容

- 🌱 延長保育
- 🌱 乳児保育
- 🌱 一時保育事業

北多久町大字小侍1181-2  
 TEL0952-74-3450  
 FAX0952-75-3139  
<http://www.ans.co.jp/n/takufutaba/i/>

社会福祉法人 高野会

**こぼと保育園**



多久市南多久町大字長尾 3118-3  
 TEL. 0952-76-2027  
 instagram/facebook:@kobatohoikuen.taku



出産・子育て・保育



国民の祝日



- 元日 1月1日
- 成人の日 1月第2月曜日
- 建国記念の日 2月11日
- 天皇誕生日 2月23日
- 春分の日 3月20日から3月21日  
ごろのいずれか1日
- 昭和の日 4月29日
- 憲法記念日 5月3日
- みどりの日 5月4日



- こどもの日 5月5日
- 海の日 7月第3月曜日
- 山の日 8月11日
- 敬老の日 9月第3月曜日
- 秋分の日 9月22日から9月23日  
ごろのいずれか1日
- スポーツの日 10月第2月曜日
- 文化の日 11月3日
- 勤労感謝の日 11月23日



※「国民の祝日に関する法律」より

## 保育施設

問合せ 福祉課 こども係 ☎75-6118

保護者が病気や働いている等の事情で、昼間、家庭において養育できない児童が、保育所及び認定こども園(保育所部分)に入所できます。

### ① 申し込み

申し込みは随時受け付けていますが、11月から次年度の新規・継続入所の受付を一斉に行います。

### ② 入所決定

保育の必要性を認定し、利用調整を行った後、通知書により入所の決定をお知らせします。

### ③ 保育時間

保育を必要とする理由により、保育標準時間(11時間)と保育短時間(8時間)となりますが保護者の仕事の都合により7時ごろから19時ごろまですべての保育所及び認定こども園(保育所部分)で延長保育を実施しています。

### ④ 市内保育施設一覧

保育所名	住所	電話番号	定員
のうそこども園	東多久町大字納所6429-1	76-2591	50
なごみこども園	東多久町大字別府2304	76-2473	75
とうぶ保育園	東多久町大字別府4158-2	76-3608	40
みどり保育園	東多久町大字別府5487-3	76-2216	50
こばと保育園	南多久町大字長尾3118-3	76-2027	50
和光保育園	北多久町大字多久原2758-1	75-3405	50
杉の子保育園	北多久町大字小侍238-1	74-3580	80
双葉保育園	北多久町大字小侍1181-2	74-3450	40
あおとりこども園	北多久町大字小侍837-1	74-4077	90
のぞみ保育園	多久町7071-95	75-2303	60
多久保育園	多久町2127	75-2740	40
ひしのみこども園	南多久町大字長尾4064-10	75-2706	70
認定こども園 さくらんぼ	西多久町大字板屋6519-1	74-3358	60

## 特別な保育サービス

問合せ 福祉課 こども係 ☎75-6118

### ① 特別支援保育

集団保育が可能で、日々通所できる支援が必要な児童をお預かりします。全保育所で実施しています。

### ② 一時預かり保育

日ごろは家庭で保育している小学校入学前の子どもが対象です。保護者が、パート勤務や病気の介護、農繁期の農作業、社会文化活動に参加など一時的に保育ができなくなったときや、育児に伴う心理的・肉体的負担の解

消のために、保護者に代わって子どもを保育所で保育する事業です。

多久市が委託した保育施設で実施しています。利用できる期間・時間は、月13日を限度とし、8時から17時30分までとなっています。(利用希望施設に関することはこども係までお問い合わせください)

### 利用料

市内在住者	日額 1,500円	半日 750円
-------	-----------	---------

※給食ありの場合は別途給食代がかかります。

※半日とは、午前のみ、午後のみでの利用で、保育時間が概ね4時間を超えず、かつ食事の時間を挟まない利用です。

### 手続き

原則として利用される2日前までに、福祉課 こども係で利用登録をし、保育園に連絡してください。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

### ③ 病児・病後児保育

病氣中または病氣回復期にある児童の一時的な保育および看護を行う事業です。佐賀市、武雄市、小城市、江北町の医院または施設に委託しています。

施設名	住所	電話番号
ぞうさん保育室 (橋野こどもクリニック内)	佐賀市高木瀬東4丁目14-3	31-0022
かるがもの部屋 (福田医院内)	佐賀市木原2-23-1	26-4114
テトテ (遊学舎武雄こども園敷地内)	武雄市武雄町大字富岡12415番地1	080-4328-2020
スマイルルーム (古賀小児科内科病院内)	杵島郡江北町大字上小田280-1	86-3890
ひつじさんの部屋 (ひらまつ病院敷地内)	小城市小城町1000-4	37-0900

### ④ 子育て短期支援事業(ショートステイ事業)

保護者が病気になった場合等に、短期間(1週間程度)児童を預かる事業です。佐賀市の施設に委託しています。

施設名	住所	電話番号
みどり園	佐賀市金立町大字金立453番地	98-0247
佐賀清光園	佐賀市呉服元町5-18	23-3295
聖華園	佐賀市金立町大字金立3931番地	98-1075

### ⑤ 休日保育

日曜、祝日などに保護者の勤務等により家庭での保育が受けられない児童をお預かりします。

施設名	住所	電話番号	実施時間	料金
愛あい	北多久町大字多久原1652	75-5797	8時30分から17時 ※延長可	・1時間当たり300円～600円(年齢による) ・食事代(おやつ含む)300円～500円(年齢による)(弁当持参可) ・延長料金 1時間100円

### 手続き

原則として利用される前日までに、利用される施設に直接申し込みをしてください。

### ⑥ 乳児院、養護施設

やむをえず家庭で児童を養育できないとき、児童を養護する施設です。乳児院は必要により2歳まで継続できますが、その後は、養護施設、里親の制度があります。



教育施設

問合せ 福祉課 こども係 ☎75-6118

○幼稚園及び認定こども園(幼稚園部分)(私立)の入園申し込み

直接申し込んでください。

幼稚園名	住所	電話番号	定員
ひしのみこども園	南多久町大字長尾4064-10	75-2706	25
なごみこども園	東多久町別府2304	76-2473	15
のうそこども園	東多久町納所6429-1	76-2591	10
あおいとりこども園	北多久町小侍837-1	74-4077	15

児童センター「あじさい」

多久市の子育て支援施設を集約し、各事業の連携と強化を図り、子育て支援を行っています。

「あじさい」は、子どもの遊び場、子育て支援、多世代交流の場として、多くの人に親しんでいただける施設です。

場 所	北多久町大字小侍40番地2
開館時間	9時～18時
休 館 日	月曜日(月曜日が祝日の場合は、その翌日) 12月29日～1月3日
対 象	0歳～18歳まで(乳幼児は保護者同伴)
利 用 料	無料
電話番号	75-6621



- 児童館 ☎75-6621  
子どもの健康と豊かな心を育てるための施設です。  
催し:にこにこサロン 毎週火曜日10時～12時  
対象:0歳から就学前までの幼児とその保護者  
催し:すこやかタイム 毎週土曜日14時～  
対象:小学生  
催し:ぼかぼかタイム 第2・第4金曜日  
対象:乳幼児
- 子育て支援センター「でんでんむし」☎37-1117  
利用対象:就園前の子どもとその保護者  
・子育て中の人にふれあいやいこいの場を提供します。  
・子育てで困っていることや悩みの相談に応じます。  
・地域の子育て情報を提供します。  
・子育てイベントや教育講演会等を行います。  
このほか、ママカフェ、赤ちゃん広場、食育相談会などを開催しています。
- 利用者支援事業「パラソル」☎75-5120  
子育て世帯や妊婦が、保育施設や医療、福祉などをスムーズに利用できるよう相談や情報提供、助言などを行っています
- ファミリー・サポートセンター事業「にじいろ」☎75-5111  
子育てを手伝いたい人と子育て手伝いが必要な人をマッチングします。  
利用には会員登録が必要で、子どもの送迎や一時預かりなどをサポートします。
- 子どもの療育訓練事業「ほっとカフェ多久」  
発達が気になる就学前の子どもに対し、早期から適切な支援を行います。  
子どもの特性にあった支援を行い、できることを増やしながらか社会で生きていくスキルを学びます。  
・内容の問い合わせ  
心と発達の相談支援 another planet  
☎0954-28-9056  
・利用の問い合わせ  
福祉課高齢・障害者福祉係 ☎75-4823
- 佐賀県西部発達障害者支援センター「蒼空～SORA～」(県事業) ☎37-1251  
専門相談員が発達障害児(者)やその家族などの相談を受ける事業。  
対象者:佐賀県にお住いの人



出産・子育て・保育

広 告



医療法人 アイクレセント

**いなだ小児科・アレルギー科**

日本小児科学会認定 小児科専門医  
日本アレルギー学会認定 アレルギー専門医  
医学博士

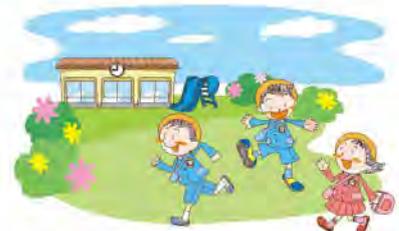
理事長 稲田 成安

小城市三日月町長神田2173番地3  
メディカルモールおぎ

TEL0952-72-7800

www.inada-kids.com





## 児童手当

児童手当は、中学校修了(15歳到達後最初の3月31日)前の児童を養育している人に支給されます。出生、転入などにより新たに受給資格が生じた場合で、児童手当を受給するには福祉課(公務員の場合は勤務先)に『認定請求書』の提出が必要です。

認定請求をした日の属する月の翌月分から、支給事由の消滅した日の属する月分まで支給されます。

### 支給金額

児童1人につき(月額)

0歳～3歳未満(一律)	15,000円
3歳～小学校修了前(第1子、第2子)	10,000円
3歳～小学校修了前(第3子以降)	15,000円
中学生(一律)	10,000円
特例給付(所得制限限度額以上所得上限限度額未満)	5,000円

### 対象者

中学校修了前の児童を養育している人で、前年(1～5月は前々年)の所得が一定額未満の人

### 給付時期

6月、10月、2月に前月までの4か月分を支給します。

## 児童扶養手当

ひとり親家庭の生活の安定と健全育成のために手当を支給する制度です。

次の要件にあてはまる18歳到達後最初の3月31日までの児童(中度以上の障害があるときは20歳未満)を監護し、生計を同じくしている父(母)または養育している人に申請により支給されます。

- ①父母が離婚した児童
- ②父または母が死亡した児童
- ③父または母が重度の障害の状態にある児童
- ④父または母の生死が明らかでない児童
- ⑤父または母が引き続き一年以上拘禁されている、父または母から遺棄されている児童
- ⑥父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- ⑦母が婚姻によらないで生まれた児童

※前年の所得が一定以上ある時は支給できません。

## 子どもの医療費助成

問合せ 福祉課 こども係 ☎75-6118

### 0歳～小・中学生

《県内の医療機関》

病院窓口で子どもの医療費受給資格証を提示してください。

通院の場合…1医療機関あたり1か月に上限500円を2回まで病院窓口で自己負担額として支払う。

入院の場合…1医療機関あたり1か月に1000円を自己負担額として支払う。

調剤は無料

《県外の医療機関》

病院の窓口で出された領収書を、申請書に添付し、福祉課こども係まで提出ください。自己負担額を超えた額を助成します。

### 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者

入院・通院(歯科も含む)・調剤の自己負担金(保険診療分)が助成の対象になります。病院でいったん一部負担金を全額支払い、病院の窓口で出された領収書を、申請書に添付し福祉課こども係まで提出してください。1か月につき1医療機関あたり自己負担額を超えた額を助成します。

※小・中学生までのような「子どもの医療費受給資格証」はありません。

※医療費助成の申請ができる期間は、支払日より1年以内となります。領収書は、個人ごと医療機関ごとに1か月分をまとめて申請してください。

※助成できないもの

健康診断、予防接種、入院時食事療養費、おむつ代など保険診療にならないもの

### 未熟児養育医療

出生時の体重が2,000グラム以下か身体の発育が未熟な状態で生まれ、治療を必要とする乳児の医療費を助成する。(満1歳未満まで)

世帯の所得税に応じて自己負担額が生じるが子どもの医療費を併用することでひと月あたり上限1,000円となる。

## ひとり親家庭の医療費助成

問合せ 福祉課 こども係 ☎75-6118

### 助成対象者

母子家庭の母、父子家庭の父、その養育する児童、父母のいない児童

※公的年金の受給者も該当します。ただし、前年の所得が一定額以上あるときは助成できません。

### 申請方法

医療費の自己負担金(保険診療分)の一部を助成します。

支払った際の領収証を添えるか、申請書にある医療機関証明欄を記入してもらうか、いずれかの方法で申請してください。

### 助成期間

1. 児童…18歳到達後最初の3月31日まで
2. 母・父…養育している児童が20歳に達する前日まで

### 更新手続きについて

この助成を受給中の人は、毎年8月に母子家庭等医療費助成受給資格証の更新手続きが必要です。更新を行わないと9月診療分からの助成ができませんのでご注意ください。

## 母子・父子・寡婦福祉資金貸付、就学の援助

対象者 母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦、40歳以上の配偶者のいない女性

償還方法 期限内に月賦

※原則連帯保証人が必要です。

### 就学の援助

修学資金、就学支度資金等の貸付制度の他、育英資金、奨学金などの就学援助の相談を受けることができます。



出産・子育て・保育



# 教育・生涯学習・文化・スポーツ

## 教育

### 多久市立義務教育学校

#### トウゲンショウシヤ 東原庫舎東部校

☎76-2002 ☎76-2007  
〒846-0012 多久市東多久町大字別府3182番地

#### トウゲンショウシヤ 東原庫舎中央校

☎75-2516 ☎74-3971  
〒846-0024 多久市南多久町大字下多久2286番地13

#### トウゲンショウシヤ 東原庫舎西溪校

☎75-2826 ☎75-2827  
〒846-0031 多久市多久町1784番地1

### 義務教育学校への入学・転校手続き

問合せ 多久市教育委員会 学校教育課 学務指導係 ☎75-2227

#### 入学手続

4月から小学生になるお子さんがいる家庭には、入学  
校名などを記載した「入学通知書」を1月末に送付しま  
す。なお、次の場合はご連絡ください。

1. 市内で転居する予定の方
2. 市外への転出を予定している方
3. 入学通知書の氏名・生年月日などに誤りがある方
4. 入学通知書が届かない方
5. 市内の義務教育学校に入学しない方

#### 義務教育学校での転入学・転出

市内での住所変更(転校の場合)

前の学校から「在学証明書」を発行してもらい、転入先  
の学校へお持ちください。

市外へ転出の場合



市外から転入の場合



### 就学援助制度

問合せ 多久市教育委員会 学校教育課 学務指導係 ☎75-2227

経済的な理由から市内の義務教育学校に通うお子様  
の学用品費や給食費の支払いにお困りのご家庭に対し  
て、その費用の一部を援助する制度を設けています。

援助を受けられる方

生活状態が生活保護世帯に準ずる程度に困窮してい  
る家庭

援助の内容

(新入学)学用品費・給食費・医療費(学校保健安全法に  
規定されている疾病の治療に限る)修学旅行費・宿泊訓  
練費

申請方法

多久市教育委員会備え付けの「就学援助申請書」に必  
要事項を記入し、必要な書類をそえて多久市教育委員会  
学校教育課へ提出してください。

認定

世帯全員の収入、家族構成や健康状態等総合的にヒア  
リングを行い、教育委員会に諮り認定の可否を決定しま  
す。

### 児童・生徒の指定学校変更、区域外就学

問合せ 多久市教育委員会 学校教育課 学務指導係 ☎75-2227

特別な理由がある場合には、教育委員会が指定してい  
る学校以外への入学または通学を認めています。希望さ  
れる場合は、ご相談ください。

### 放課後児童クラブ(なかよしクラブ)

問合せ 多久市教育委員会 学校教育課 学務指導係 ☎75-2227

#### 放課後児童クラブのご案内

保護者が働いているなどの理由で、昼間家に誰もいな  
い家庭の児童の安全と健全育成を図るため、放課後児童  
クラブを開設しています。入会希望の方は、各児童クラ  
ブへお申込みください。

対象児童 児童が下校する時間帯、家に誰もいない家庭  
の1年生から6年生までの児童

開設時間

平日(月~金)	学校下校時~18時
夏・冬・春休みの平日(月~金)	8時~18時
土曜日	8時~18時
延長(土曜日除く)	18時~19時

開設しない日 日・祝日、8月13日~15日及び12月29  
日~1月3日

負担金(1人当りの負担額)

継続利用	負担金	おやつ代	合計
4月~3月 (7,8月除く)	4,400円/月	1,000円/月	5,400円/月
7月(平日)	3,000円	700円	3,700円
7月(夏休)	2,500円	500円	3,000円
8月(夏休)	4,800円	1,500円	6,300円
8月(平日)	1,400円	300円	1,700円

長期休業のみ利用	負担金	おやつ代	合計	
夏季休業	7月	2,500円	500円	3,000円
	8月	4,800円	1,500円	6,300円
冬季休業	2,000円	—	2,000円	
学年末休業	2,000円	—	2,000円	
春季休業	2,000円	—	2,000円	
延長(日額) 18:00~19:00(土曜日は除く)			100円	
土曜日(日額)			300円	

※同一世帯から2人以上の児童が入会している場合、2人目以降の児童について、半額とします(延長(日額)、おやつ代、保険料を除く)。  
 ※令和6年度の料金です。令和4、5年度は金額が異なります。

申し込みに必要なもの

- ①放課後児童クラブ入会申込書 ②就労証明書
- ③児童票 ④誓約及び承諾書
- ⑤傷害保険料(年額800円)

注意事項

- ①土曜日のおのみ入会はできません。
- ②17時以降は、保護者のお迎えかスクールバスでの下校となります。(スクールバスは通常期平日のみ)
- ③給食のない日は、弁当、水筒持参となります。
- ④土曜日・冬休み・春休みのおやつは、持参となります。

連絡先

- ・中央校なかよしクラブ ☎080-1725-1124  
☎080-1725-1224
- ・東部校なかよしクラブ ☎080-1725-1123
- ・西溪校なかよしクラブ ☎080-1728-7651

公民館施設

施設名	所在地	備考
中央公民館 ☎74-3241 FAX74-3284	北多久町大字小侍7-1	<ul style="list-style-type: none"> <li>●申込方法 各公民館で申請手続きをされるか、電話で仮予約をされた場合は、その後速やかに各公民館で申請手続きをしてください。</li> <li>●利用時間 8時30分~22時</li> <li>●休館日 ・12月29日~1月3日</li> <li>●施設使用料(有料) 使用料減免がありますので対象となる団体・サークルについては各公民館にお尋ねください。冷暖房使用料(コイン式タイマーを設置)</li> <li>●Free Wi-Fi</li> </ul>
東多久公民館 ☎/FAX76-2402	東多久町大字別府3286-7	
南多久公民館 ☎/FAX76-2331	南多久町大字下多久6063-1	
多久公民館 ☎/FAX75-2519	多久町2144-1	
西多久公民館 ☎/FAX75-2205	西多久町大字板屋6176-2	
北多久公民館 ☎/FAX75-2586	北多久町大字小侍7-14	

文化施設

施設名	所在地	備考
とうげんしょうしゃ 東原庁舎 (問い合わせ) 公益財団法人孔子の里 ☎75-5112 FAX75-5320	多久町 1843-3	<ul style="list-style-type: none"> <li>●申込方法 使用許可申請書を提出してください。</li> <li>●受付時間 8時30分~17時</li> <li>●利用時間 ・宿泊 9時~翌9時 ・日帰り 9時~22時</li> <li>●休舎日 ・8月14日~8月16日 ・12月26日~1月4日 ・月曜日(月曜日が祝日の場合は翌日)</li> <li>●有料</li> </ul>
かんおうてい 寒鷺亭 (問い合わせ) 都市計画課 ☎75-4827	多久町1975 (西溪公園内)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●申込方法 使用許可申請書を提出してください。</li> <li>●利用時間 8時30分~17時</li> <li>●休館日 ・毎週月曜日(月曜日が祝日の場合は翌日) ・12月29日~1月3日</li> <li>●有料</li> </ul>
郷土資料館 ☎/FAX75-3002		<ul style="list-style-type: none"> <li>●入場無料</li> <li>●開館時間 9時~16時</li> <li>●休館日 ・12月25日~1月5日 ・毎週月曜(月曜日が祝日の場合は翌日)</li> </ul>
歴史民俗資料館		
先覚者資料館		

3つの資料館が隣接しており、多久の風土と歴史、そこから生まれた人物を知ることができます。

生涯学習・文化・スポーツ

多久市立図書館

問合せ 多久市立図書館(多久市中央公民館2階) ☎75-2233

●利用時間

9時~19時(火曜日~日曜日)

●休館日

毎週月曜日  
 毎月最終木曜日(館内整理日)  
 年末年始(12/28~1/4)  
 特別図書整理期間(日程が決まり次第、館内掲示とホームページでお知らせします)

●利用について

- ・佐賀県内にお住まいの方であれば、どなたでも利用することができます。
- ・図書館の資料を借りるためには利用カード(登録無料)が必要です。ご本人確認できるもの(運転免許証や健康保険証など)をお持ちください。
- ・貸出しは10冊まで、2週間借りることができます。

●イベント等

・おはなし会やイベントも開催しております。館内掲示やホームページをご覧ください。



施設名	所在地	備考
くど造り民家 (森家・川打家住宅)	西多久町 大字板屋 6200-1	●申込方法 利用は5人以上の団体で責任者を定め、事前に申し込みください ●申込先 教育振興課 ☎75-8022 ●利用時間(有料) 9時～22時 ●見学時間(無料) 9時～16時30分 ●休館日 12月29日～1月3日

## スポーツ施設

施設名	使用時間	申込先	備考
多久市緑が丘弓道場	8:30～21:30	・教育振興課文化スポーツ係 ☎75-8022 団体利用 ・(一財)多久市体育協会 ☎75-5385 個人利用	
多久市陸上競技場	8:30～日没		
多久市庭球場(ナイター設備あり)	8:30～21:30	(一財)多久市体育協会 ☎75-5385	
多久市アーチェリー場	8:30～日没		
多久市野球場			
東多久運動広場		東多久公民館 ☎76-2402	旧東部小学校運動場
東部ふれあい運動広場			旧納所小学校運動場
納所運動広場		南多久公民館 ☎76-2331	旧南部小学校運動場
南多久運動広場			
西多久多目的運動広場 (ナイター設備あり)	8:30～21:30	西多久公民館 ☎75-2205	人工芝グラウンド、屋根付レクリエーション広場、相撲場 旧西部小学校跡地
北多久運動広場	8:30～日没	(一財)多久市体育協会 ☎75-5385	
緑が丘運動広場(ナイター設備あり)	8:30～21:30		旧緑が丘小学校運動場
東部照明施設	日没～21:30	東多久公民館 ☎76-2402	東部校運動場
西溪照明施設		多久公民館 ☎75-2519	西溪校西運動場
多久市体育センター	8:30～21:30	(一財)多久市体育協会 ☎75-5385	
東多久社会体育館		東多久公民館 ☎76-2402	旧東部小学校体育館
納所社会体育館			旧納所小学校体育館
南多久社会体育館		南多久公民館 ☎76-2331	旧南部小学校体育館
西多久社会体育館		西多久公民館 ☎75-2205	
北多久社会体育館		(一財)多久市体育協会 ☎75-5385	旧北部小学校体育館
緑が丘社会体育館			旧緑が丘小学校体育館

### ◎定期休日

- 月曜日(月曜日が祝日の場合は翌日)  
12月29日～1月3日
- ※庭球場、弓道場、アーチェリー場の個人使用の場合は体育協会(☎75-5385)へ申し込みください。
- ※体育センター、野球場、庭球場をご利用で、大型バスでご来場される場合は、事前に教育振興課までご連絡ください。
- ※この他にも、各義務教育学校の体育館などについて以下のとおり利用できます。
  - ◎学校が休みのとき
  - ◎月～金曜日(祝日を除く)  
学校行事終了後～21時30分まで
- ※事前に各学校へ問い合わせ、使用可能か確認してください。
  - ◎申し込み・問い合わせ  
東原庁舎東部校  
東多久公民館 ☎76-2402  
東原庁舎西溪校  
多久公民館 ☎75-2519  
東原庁舎中央校  
教育振興課 文化スポーツ係 ☎75-8022

### ◎総合型地域スポーツクラブ 多久スポーツピア

- 21世紀において、明るく活力に満ちた社会を維持していくためには、国民誰もが主体的、継続的にスポーツに親しめる環境をつくるのが効果的であるといわれています。
- こうした時代要請にこたえるのが総合型地域スポーツクラブです。
- ここ多久市でも、地域の特性を活かしたスポーツクラブの育成で、よりよい生涯スポーツ社会と地域コミュニティ形成の実現をめざしています。

### ◎健康づくりルーム

- 利用時間 9時～12時  
13時～21時30分
- 休業日 月曜日(月曜日が祝日の場合は、翌日)  
12月29日～1月3日
- 問い合わせ 多久スポーツピア  
〒846-0002 多久市北多久町大字小侍286-24  
多久スポーツピア事務局 ☎75-2225



# ごみ・環境・ペット

## ごみの種類と出し方

問合せ 市民生活課 生活環境係 ☎75-6117

多久市では、現在6種類のごみの分別・収集を行っています。6種類のごみの収集日は、行政区によって異なりますので各世帯に配布している「多久市ごみ収集カレンダー」をご覧ください。

### 燃えるごみ

(収集)週2回 曜日指定

- 生ごみ類 (料理くず、貝殻など)
- 布類 (衣類、靴など)
- プラスチック類 (ビデオテープ、CD、バケツ、おもちゃなど)
- 紙類 (紙くず、紙おむつ、資源物以外)
- 草木類
- その他 (使いすてカイロ、アルミはくなど)



ごみが散らばらないように、袋の口はしっかり閉めましょう。



生ごみはひとしぼりして、水分を切ってから捨てましょう。



### 天ぷら油

食用油は紙や布などにしみ込ませるか市販の固化剤で固めて捨てましょう。



ガラスなど、野生生物にごみを荒らされないよう集積箱、防護ネット、ポリ容器、コンテナ箱など、各自で対策をしてください。

### 金物類

(収集)月1回 曜日指定

- 空き缶類 (中身を使い切って、軽くゆすいで出しましょう)
- スプレー缶 (完全に使い切って出しましょう)
- 乾電池 (ひとまとめにして、わかるように明記してください)
- コード類
- 鍋類
- 傘 (分解不要)
- カミソリ ● ライター (刃物やとがった物などは、むきだしにならないようにし、紙に包んだりして「危険物」と明記してから出しましょう。 ※袋の口は必ずしっかり閉めましょう。)



### ガラス・びん類

(収集)月1回 曜日指定

- 空きびん (中身を使い切って軽くゆすいで出しましょう。容易に外せるキャップ、フタ、ラベルは外して出しましょう)
- 陶磁器類
- ガラス類
- 蛍光灯・電球 (割らずに、新品が入っていた包装容器に入れて出しましょう) 割れたガラスや陶器などは、むきだしにならないようにし、紙に包んだりして「危険物」と明記してから出しましょう。 ※袋の口は必ずしっかり閉めましょう。



広告

## (株)佐賀クリーン環境ではこのような仕事もお引き受けいたします!

### 粗大ゴミの回収



不用品、粗大ゴミなんでも回収します

### グリストラップ、汚水ます清掃 排水管洗浄



排水管の詰まりは悪臭、害虫の発生原因となります

年2回程度の清掃をおすすめします

### 機密書類の処分



シュレッダーにかけると時間も費用もかかります。機密文書も安心してお任せください

### 側溝清掃、しゅんせつ工事



側溝に溜まった泥や枯葉を清掃します



人と自然に快適な環境を作る  
株式会社 佐賀クリーン環境

〒840-0214 佐賀県佐賀市大和町大字川上149-1

営業時間 / (日曜を除く) 8:30 ~ 17:00 ☎0952-62-3800



まずは、お気軽にご相談下さい。お見積もりは無料です。

株佐賀クリーン環境 検索

ごみ・環境・ペット

## ペットボトル

(収集)月1回 曜日指定

### ● ペットボトル、マークがあるもの

- ① ペットボトルのマークを確認  
必ずペットボトルマークが  
ついているものだけを出し  
てください。



- ② キャップとラベルをはずして洗う  
中の異物やキャップ、ラベル(プラス  
チック製容器包装ごみになります)を  
取り除き、水でよくすすいで乾かしま  
す。



※ペットボトルは、横につぶしても構いませんが、縦につぶしたり切ったりしないでください。  
また、キャップとラベルは必ずはずして  
出してください。



※袋の口は必ずしっかり閉めましょう。

※汚れが取れないペットボトルは「燃えるごみ」に出  
してください。



## マイバッグを使いましょう

環境に配慮した生活を

レジ袋の代わりにマイバッグ  
やかごの持参。

詰め替え商品の購入。

過剰包装を避ける。

ゴミ出しの分別回収に協力。

など環境に配慮した生活を心  
がけましょう。



## プラスチック製容器包装

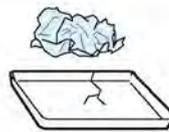
(収集)月2回 曜日指定

### ● プラマークがあるもの(それ以外のプ ラスチック類は燃えるごみ)

- ① プラマークを確認  
プラマークがついてい  
るものが対象となりま  
す。



- ② 異物を取り除く  
中身を使いきり、異物を取り除い  
てください。



- ③ 洗って乾かす  
よく洗って乾かしてから出さな  
いと、異臭を放ってしまいま  
す。



※風の強い日は、飛ばされないように  
口をしっかり閉め、重し等でとばされないようにし  
てください。

※汚れが取れないものは「燃えるごみ」に出してくだ  
さい。

## 古紙類 各行政区公民館で(無料)

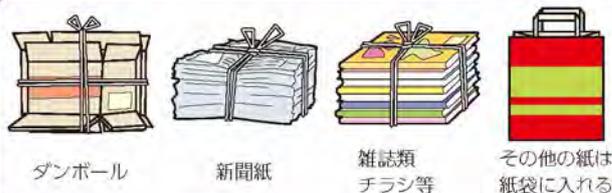
(収集)月1回 曜日指定

### ① 紙だけを出す

金属製やプラスチック製のクリップ類、粘着テー  
プ類などが混じると、再生するための機械を傷めるこ  
とがあります。このような異物は、きちんと取り除いて  
から出しましょう。



### ② 種類別に分け、紙ひもで十文字に束ねる



紙でも混ぜてはいけないもの

- 窓のついた封筒
- 感熱紙(ファックス用紙など)
- ワックス加工紙(紙コップ・紙皿など)
- 裏カーボン ● ノーカーボン紙 ● 油紙
- 写真 ● 合成紙 ● 防水加工紙

※一部のイラストは「経済産業省HP」より引用しております。



## リサイクルセンターへ持ち込む物

問合せ 多久市リサイクルセンター ☎75-3001

### 粗大ごみ

- ・タンス類
- ・テーブル類
- ・建具類
- ・ベッド類
- ・戸棚類
- ・机類
- ・米びつ(二俵以上)
- ・リヤカー
- ・座イスなど

### 解体手数料が必要な物

(令和4年9月現在:1個700円)

- ・ソファー
- ・オルガン
- ・マッサージチェアー
- ・スプリングマット
- ・座イス(多機能)
- ・その他解体が必要な物

### 持込み受付

搬入時間	月曜日～金曜日(祝日 及び1月1日～1月3日 は持ち込めません)	8時30分～12時 13時～16時15分
	第2・第4土曜日(祝日 は持ち込めません)	8時30分～11時45分

### ごみ持ち込み手順(分別されたものに限ります)

1. まず、ごみの減量化およびリサイクルに努めてください。
2. 可燃物、金属類、ガラス類、資源物、粗大ごみを種類別に分別し搬入してください。
3. トラック等で搬入される場合は必ずシート掛けをしてください。
4. 多久市内在住であるという証明(免許証等)を提示していただく場合があります。
5. リサイクルセンターへ到着後、事務所にて受け付けをし、計量してください。
6. 係員の指示に従い、指定の場所にごみを降ろし、再度計量してください。
7. 料金を支払ってください。

※分別されていない場合は、一旦持ち帰り分別していただく場合があります。

### 料金(令和4年9月現在)

重量区分	料金(消費税込)
0kg～100kgまで	400円
100kgを超え150kgまで	450円
150kgを超える分について50kgにつき ※50kg未満は50kgとする	150円
粗大ごみ解体手数料 ※解体物1台あたり	700円

## 市では回収しないごみ

処理が困難、またはリサイクルが義務付けられているものは市では回収できません。購入店や、販売店もしくは専門の処理業者に依頼してください。

### ●家電リサイクル法対象機器

エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機については購入した小売店で引き取ってもらってください。小売店での引き取りが難しい場合は市民生活課生活環境係(☎75-6117)へお問い合わせください。

### ●家庭用パソコン

パソコンについてはメーカーに直接引渡しをしてください。回収するメーカーがないパソコンはパソコン3R推進協会(<http://www.pc3r.jp/>)が有償で回収します。また、リネットジャパンリサイクル(株)(<http://www.renet.jp>)もしくは☎0570-085-800が宅配便による無料回収も行っています。詳しくはホームページまたは専用窓口にお問い合わせください。

### ●事業所のごみ処理について

市が収集するごみは基本的には家庭から排出されるものに限ります。

事業活動により排出されるごみについては事業者自らの責任で処理をしてください。

## ごみの減量

多久市では、年間約5,000トン(家庭から約3,700トン、会社・お店から約1,300トン)の燃えるごみが出されています。

1世帯のごみ出し1回につき100gを削減すると、市全体で年間約450万円削減できます。

重さの目安を把握して、できることから取り組みましょう。

### 100gってどれくらい?

卵(M)だと2個、レモンだと1個、ノートだと1冊、新聞紙だと5枚、Tシャツだと1枚、タオルだと2枚

また、燃やしたゴミの4割は古紙類です。古紙類はリサイクルをすれば立派な資源となるため、燃えるゴミとの分別(燃えるゴミの減量化)に更なるご協力をよろしくお願いします。



## 消費生活相談

問合せ 市民生活課 生活環境係 ☎75-6117

### 「出前講座」出張します！！ ～被害にあわないための対処法を学ぼう～

老人会、地区の集会やPTAの研修会などへ専門家が向かい、特殊詐欺、悪質商法やネットトラブルなどへの対処法を学ぶ出前講座を行っています。

ぜひご活用ください。

- 【費用】 無料
- 【時間】 30分～1時間程度
- 【申し込み】 開催日の約1か月前までに電話で申し込みください。

## 環境

問合せ 市民生活課 生活環境係 ☎75-6117

### 不法投棄は犯罪です

河川や道路・個人の所有する土地等に無断で廃棄物を捨てる不法投棄が後を絶ちません。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の罰則が強化されて、廃棄物を不法投棄すると5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金が科せられます。(法人の場合は3億円以下)

国は廃棄物処理法の規制を強化し、市でも様々な対策を講じていますが、一部の心ない人々による市内の道路、河川敷、空き地などへの不法投棄は、依然として後を絶たないのが現状です。不法投棄のない美しい街を守るには、市民のみなさんの協力が不可欠です。

不法投棄をしない、させない環境づくりに力を合せて取り組みましょう。

不法投棄の現場を発見したときは、直ちに市役所、警察にご連絡ください。

## 野焼きは禁止されています

焼却設備を用いずに廃棄物を焼却する、いわゆる「野焼き」は、廃棄物の処理および清掃に関する法律で、一部の例外を除き禁止されています。

コンクリートブロックや鉄板で囲っただけといった設備による廃棄物の焼却はもちろんのこと、焼却の基準に適合しない焼却設備(焼却炉等)による廃棄物の焼却も禁止されています。

庭先のたき火などでも悪臭や煙害などで近隣住民へ迷惑をかける場合があり、また火災を引き起こす可能性もあります。周辺地域への生活環境の配慮、安全という観点から、家庭から出されるごみは野焼きをしないで「ごみ収集日」に出して処理してください。

市民の皆さまのご理解とご協力をお願いします。

### ★ 環境と健康を守るために ★

一人ひとりが地球温暖化の防止、ダイオキシン類の抑制、地域環境の保全のため、野外焼却の禁止、ごみの分別・減量化の推進に取り組みましょう！

## 蜂の駆除

夏は蜂が活発に活動を行う季節です。この時期蜂の巣駆除について市に問い合わせをいただきますが、市では宅地内や民有地の蜂の駆除は行っておりません。駆除は土地の所有者や管理者にお願いをしております。

なお、事故防止のためにも専門業者に依頼し、駆除を行ってください。

## し尿

下水道が整備されていない地域、下水道へ接続が済んでいない家庭、し尿の汲み取りが必要な家庭には、市の許可業者がお伺いします。

### ◎し尿汲み取りについて

汲み取りの申し込みは、各家庭より直接、市の許可業者へ申し込みしてください。

市の許可業者	電話番号
多久環境整備センター	☎74-2233

広告

## 害虫・害獣駆除



お気軽に  
お電話ください

【24時間】

☎0952-48-0531

コウエイキカク  
幸栄企画

〒846-0031  
佐賀県多久市多久町 1798  
URL <https://koeikikaku.com/>



住みよい生活環境づくりに奉仕する

Tk 有限会社 多久環境整備センター

主な営業内容

- し尿収集運搬
- 浄化槽維持管理、清掃
- 公共下水道、維持管理、清掃
- 農業集落排水処理維持管理、清掃
- 宅内汚水升維持管理、清掃

多久市南多久町大字長尾4125番地32

☎0952(74)2233

FAX0952(74)2234



## 飼い犬に関すること

### 《犬を飼うときは》

生後91日以上経過した犬には、生涯1回の飼犬登録と毎年1回の狂犬病予防注射を受けることが法律で義務付けられています。

### ①犬の登録および狂犬病予防注射

犬の登録は、市民生活課生活環境係窓口で行っていただくか、毎年4月頃に市内の各地区で行われる集団注射の際に、犬の登録手続きと狂犬病予防注射を受けることができます。登録を受けた犬には、鑑札をお渡ししますので、首輪に着けてください。

※マイクロチップを装着している犬を飼う場合、環境省サイトでの情報登録とあわせて市民生活課生活環境係窓口での登録手続きが必要です。

集団注射会場へ来られない場合には、動物病院でも通年にわたり狂犬病予防注射を受けることができます。注射後、動物病院が発行する狂犬病予防注射済証(証明書)を持参し、市民生活課生活環境係で手続きを行ってください。

#### ●費用(1頭あたり)

- 犬登録手数料(生涯に1回)……………3,000円
- 狂犬病予防注射料金(毎年1回)…2,600円
- 狂犬病予防注射済票交付手数料(毎年1回、注射毎に交付)……………550円

※狂犬病予防注射料金は、集団注射会場での料金です。動物病院で受けられる場合には、それぞれの動物病院へお問い合わせください。

### ②狂犬病予防注射(集団注射)のご案内

毎年4月の市報に狂犬病予防注射の日時と会場を掲載します。登録をされている飼い主の方へは、ハガキでご案内します。

## 犬と散歩するときのマナー

動物と楽しい暮らしを

- ・散歩中に排泄したフンは袋に入れて家に持ち帰りましょう。
- ・電柱などにオシッコをしたときは、ペットボトルなどに入れた水で流しておきましょう。
- ・散歩中はリードを付けましょう。付近に人がいるときは短めにリードを持って注意してください。



### ③犬の登録変更

次のように、犬の登録事項に変更があった場合には、市民生活課生活環境係へ届出を行ってください。

- ・犬が死亡した
- ・市外から転入した、犬を譲り受けた(犬・飼い主の所在地変更)…前所在地の鑑札を持参
- ・鑑札、注射済票をなくした…再発行手続
- ・市外への転出や市外者へ犬を譲り渡した場合は、転出先・譲渡先の役場へ届け出てください。

## 犬を飼っているみなさまへ

市で保護した犬の中には飼い主が分からず、やむなく県の管理センターに引き取られていく犬もいます。

犬の鑑札や狂犬病予防注射済票は飼い主に連絡を取る大事な手がかりとなります。

不幸な犬たちをなくすためにも、犬は必ず登録をして、鑑札や注射済票を首輪に着けておくようにしましょう。

## 犬・猫について

### ④迷惑をかけていませんか？あなたもペットも…

道路、玄関先、公園など、ペットのフンで迷惑を受けている人は少なくありません。他人のペットのフンを始末することは不愉快なものです。ペットのフンの始末は、飼い主の最低限のマナーです。必ず飼い主が責任を持って始末しましょう。

- ・ペットを散歩させるときに、必ずフンを取る用具(紙、ビニール袋、スコップなど)を携帯しましょう。
- ・散歩中にペットがフンをしたときは、必ず飼い主がその場で拾い、自宅に持ち帰りましょう。

### ⑤野良猫にエサを与えないでください

野良猫にエサを与えることは、近所に野良猫が増えることにつながり、フン・尿による悪臭がただよい、近所の住民にも大変迷惑となります。

エサを与えることは、「飼い主としての責任」を負うこととなります。最後まで責任を持ってないようであれば、「かわいそう」とか、「野良猫に罪は無いのだから」といった一時的な感情で野良猫にエサを与える事の無いようにお願いします。





# 住まい・暮らし

## 道路・河川

問合せ 建設課 建設管理係 ☎75-4826 建設課 道路河川係 ☎75-2350

### 道路

種類	管理しているところ	電話番号
市道	多久市建設課 (道路河川係)	75-2350
県道 (多久若木線等)	佐賀土木事務所 (管理課・道路担当)	24-4346
国道 (203号)	国土交通省佐賀国道事務所唐津維持出張所	0955-78-0058

### 河川

種類	管理しているところ	電話番号
市河川	市役所建設課 (道路河川係)	75-2350
県河川 (今出川等)	佐賀土木事務所 (管理課・河川担当)	24-4406
直轄河川 (牛津川)	国土交通省武雄河川事務所牛津出張所	66-0315

### 道路(市道)の占用をするときは

道路に管類を埋設するときや、電柱、照明等工作物の設置など道路(市道)を占用するときは、道路管理者(市長)の許可が必要で占用料金がかかります。(道路法第32条)

なお、占用工事の一週間前までに占用手続きを行なってください。また、工事の際には、警察の許可も必要な場合もあります。

道路の占用とは

道路の地上または地下に一定の工作物、物件または施設を設けて継続して道路を使用することを「道路の占用」といいます。

### 道路(市道)の構造を変更をするときは

市道より宅地等への乗入れ、開発等に伴う法面埋め立てなどの目的のための道路の構造・形状を変更する場合には、道路管理者(市長)の許可が必要になります。(道路法第24条)

宅地造成をする場合などは、側溝設置などの条件がつくことがありますので建設管理係へご相談ください。

### 市道に関する要望は

市道に穴が開いていたり側溝の蓋が壊れている箇所を発見された場合は、道路河川係にご連絡ください。

また、市道の新たな舗装、側溝の設置、道路の改良等を要望される場合は、囑託員(区長)を通じてご連絡をお願いします。

### 材料支給を受けたい場合は

市道や地域の生活道路の舗装工事等に対しては、生コンクリート等の原材料を支給しています。

支給要件および手続き等については、道路河川係にお問い合わせください。

### 橋などを架けたい場合は(公有水面・里道)

公有水面(河川・水路)や里道は市の財産であり個人が勝手に橋を架けたり、物を造ったり、土地の形状を変えたりしてはいけません。

必要が生じた場合は、市長の許可が必要になりますので、手続きを行ってください。

詳しくは建設管理係にお問い合わせください。

### 道路愛護、河川愛護助成金について

市道や市河川の除草、清掃等を地域で行われる行政区には、助成金を支給しています。

詳しくは、建設管理係にお問い合わせください。

### 道路使用許可について

道路工事、作業、工作物の設置、露店等の出店、祭礼行事等の道路使用に対しては道路使用許可を得る必要があります。(道路交通法第77条第1項)

詳しくは、小城警察署(☎73-2281)にお問い合わせください。

### 車両通行止めを行ないたい場合は

工事などのために市道通行に危険があり通行を禁止、または制限するときは、市長の許可が必要となりますので、手続きを行なってください。

詳しくは、道路河川係にお問い合わせください。

### 市道、河川敷地との境界を確定したいとき

工事等のため道路敷や河川敷との境界を確定したいときは、境界復元を行なってから「官私有地境界確定・確認願」により、確認を受けてください。

詳しくは、建設管理係にお問い合わせください。

※市道以外の手続きは、それぞれの管理者にお問い合わせください。

### 各種手続き及び申請につきましては、所定の用紙が建設課にありますので手続きをして下さい。

なお、各種申請書につきましては、多久市ホームページからもダウンロードできます。



市営住宅

市営住宅一覧表

令和4年4月1日現在

市営住宅	建設年度	所在地	戸数(戸)	備考
中多久駅前改良住宅	H1~H2	南多久町大字長尾4090-10	46	
砂原団地	S52~S53	北多久町大字小侍749-1	48	
梅木団地	H9	北多久町大字小侍881	50	
多久ステーション南ハイツ	H18	北多久町大字小侍1046-16	20	エレベーター、オール電化
			10	特定公共賃貸住宅、 //
別府団地	S56~S58	東多久町大字別府5462-4	72	
東多久駅前団地	H6	東多久町大字別府5273-1	32	

入居者の資格条件

- (1) 入居世帯収入月額が法で定められた収入基準に該当すること。
- (2) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。(原則、持ち家のある方は、入居できません。)
- (3) 市町村民税等を完納している者であること。
- (4) 申込者もしくは同居しようとする親族が暴力団でないこと。

入居者募集

毎年2月頃に、次年度分の入居順番を決める抽選会を行っています。  
 なお市営住宅に関する相談・申し込みは、随時受け付けています。

提出書類等

- (1) 市営住宅入居申込書
  - (2) 申立書
  - (3) 暴力団員排除照会書
  - (4) 市税・使用料負担金調査同意書
  - (5) 事前説明兼同意書
  - (6) 納税証明書(未納がない証明)
  - (7) その他追加書類が必要なときもあります。
  - (8) 所得証明書
  - (9) 住民票謄本
- ただし、(8)、(9)の提出はマイナンバー(個人番号)の利用同意で省略できます。



多久ステーション南ハイツ



中多久駅前改良住宅



東多久駅前団地



別府団地



砂原団地



梅木団地

※詳しくは建設課建設管理係(75-4826)へお問い合わせください。

県営住宅

問合せ 佐賀県営住宅指定管理者 株式会社マベック 佐賀管理室 ☎20-2500

多久市内にある県営住宅は砂原団地、北多久団地、筋原団地の3団地です。  
 詳しくは、佐賀県営住宅指定管理者へお問い合わせください。



住まい・暮らし

# 上水道

問合せ 佐賀西部広域水道企業団 多久営業所 ☎75-3003

## 各種手続き

水道を使用開始するときや中止するときなど、上水道に関する手続きは、佐賀西部広域水道企業団へご連絡ください。

- 1.水道の使用を開始するとき(開栓)
- 2.水道の使用を中止するとき(閉栓)
- 3.転居するとき(転居先の開栓、転居元の閉栓)
- 4.使用者の名義が変わるとき(名義変更)
- 5.料金のお支払い口座登録について

※1から5の申請は、佐賀西部広域水道企業団ホームページからWEB申込みできます。

※受付時間は、営業時間内(平日の8時30分~17時)となります。時間内に来庁できない方は、事前にご連絡ください。

### 給水装置の工事は

ご家庭の給水装置の新設・増設・改造・修繕工事は、必ず「指定給水装置工事事業者」へ依頼してください。

### 漏水のときは

「いつもより使用水量が増えている」、「節水しているのに使用水量が減らない」場合などは、どこかで水が漏れている(漏水)可能性があります。簡単に漏水の有無を調べることができますので、水量に異常を感じたときなどは次の方法を参考にしてください。

- ①宅内と外水栓の蛇口をすべてしめた後、水道メーター内の銀色のパイロットを確認する。



- ②パイロットが少しでも回っていたら、漏水です。非常にゆっくり回る時もあります。しばらく注視してください。
- ③漏水を確認したら『指定給水装置工事事業者』に至急修理を依頼してください。修理費用は、お客さまのご負担となります。
- ④漏水の際の水道料金については、一部減免になる場合がありますので、問い合わせください。

## 大雪に備えよう

降雪時の注意

- ・気象庁からの最新情報に気を配りましょう。
- ・不要不急の外出はできるだけやめておきましょう。
- ・やむを得ず外出する際は、できるだけ早く帰宅しましょう。



### 道路上の漏水を見つけたら

普段水が出ていないところから急に水が出てきた場合は、漏水の可能性があります。すぐに佐賀西部広域水道企業団までご連絡ください。

### 検針にご協力を

犬は放し飼いにしないで、出入り口や水道メーターボックス、玄関やポストから離してつないでください。



水道メーターボックスの上には、車や物を置かないでください。



水道メーターボックスの周囲は、ときどき掃除をして、周りの雑草やゴミを取り除いてください。



### 指定給水装置工事事業者(多久市内)

	名称	電話番号
1	㈱アイワ設備	75-2431
2	(有)中垣設備	74-3505
3	(有)森下水道工事店	75-4854
4	モロドミ建設㈱	76-2661
5	タナカ設備	74-3342
6	黒髪設備	75-8008
7	永井不動産	71-9555
8	㈱鳥井組	75-2526
9	(有)西村プロパン	76-2106
10	細谷水道	75-5197
11	アクアライン	080-1772-1861

市外の指定工事店については、佐賀西部広域水道企業団ホームページをご覧ください。か、佐賀西部広域水道企業団へお問い合わせください。



## 下水道

問合せ 都市計画課 下水道係 ☎75-2179

多久市には「公共下水道」「農業集落排水」の2つの下水道があります。

### ◎受益者負担金制度

下水道が整備された地域の土地には、受益者負担金が賦課されます。これは、下水道建設費の一部を下水道が利用できるようになった土地の所有者(または使用者)に負担していただく制度です。

納付方法は、5年20期分割納付(報奨金付一括納付制度あり)となっています。

### ◎下水道が整備されたら

下水道接続(水洗化)の義務があります。

お住まいの地域に下水道が整備されると下水道処理区域として公示され、処理区域になると速やかに水洗化しなければなりません。なお、公共下水道は、下水道法により、3年以内に水洗便所に改造するように定められています。

また家を新築したり、増改築したりする場合には、水洗便所でないと建築が許可されない場合があります。

### ◎下水道への接続工事の申込みと手続き

下水道への接続工事については、多久市下水道条例により多久市の下水道排水設備指定工事店でなければ施工できません。

工事を行う場合は、必ず指定工事店に依頼してください。指定工事店は設計見積りから工事申請・施工まで一切を代行いたします。

### ◎下水道使用料

下水道に接続されると、下水道使用料を支払っていただくことになります。

下水道使用料は、下水道施設の維持管理費用になります。

### ◎次のような場合には、必ず届出をお願いします。

- ・下水道の使用を開始・休止・廃止される時。
- ・使用者に変更があった時。
- ・上水道や井戸水等の利用を開始・休止・廃止される時。

### ◎多久市下水道排水設備指定工事店一覧(多久市内)

工事店名	電話番号
(株)アイワ設備	75-2431
大石建設(株)	74-2031
黒髪設備	75-8008
(有)佐々木建設	74-2264
(株)勝永建設	75-4969
西部建設(株)	75-3155
(有)貴工務店	75-3288
多久建設(株)	75-2776
(株)鳥井組	75-2526
(株)トリゴエ	74-2347
(有)中垣設備	74-3505
(株)丸廣建設	76-4146
(有)森下水道工事店	75-4854
モロドミ建設(株)	76-2661

※指定工事店は随時更新されます。

市内・市外の下水道指定工事店は、多久市ホームページより確認できます。

## 浄化槽

問合せ 都市計画課 都市計画係 ☎75-4827

多久市では浄化槽設置費用に対する補助を行っています。

### ◇補助金額

対象浄化槽	補助限度額
5人槽相当(延べ床面積130㎡未満)	332,000円
7人槽相当(延べ床面積130㎡以上)	414,000円
10人槽相当(2世帯・大家族用)	548,000円

※予算がなくなり次第、受け付けを終了します。

### ◇補助の対象

1. 公共下水道事業計画区域、農業集落排水処理区域以外に浄化槽を設置する方
  2. 年度内に補助金制度を利用して、申請から設置まで確実に完了できる方
- ※申請される前の工事(事前着工)については補助金の対象となりません。
3. 販売目的以外で住宅を新築、改築する場合



多久みず環境保全センター



## 商工業・農林業

### 商工業

問合せ 商工観光課 商工観光係 ☎75-2117

#### 《中小企業融資制度》

市内に事業所があり、営業実績1年以上の中小企業者に資金の融資をします。

この制度は、市内の中小企業に対する融資の円滑化を図り、中小企業の振興に資することを目的に市が金融機関に預託した一定額を原資として融資する制度で、運転資金や設備資金があります。

限度額	運転資金:500万円 設備資金:600万円
期間	運転資金:5年以内 設備資金:7年以内
利率	年利1.3%
取引金融機関	佐賀銀行、佐賀共栄銀行、佐賀東信用組合
利用条件	・市内に店舗等を有し、1年以上継続して同一の事業を営んでいる方 ・市税およびその他の税を完納している方

詳しくは、多久市商工会(☎74-2144)に問い合わせください。

#### 《勤労者福利厚生資金》

市内に居住する勤労者の生活の安定を図ることを目的に、労働金庫と協調して資金の融資をします。

限度額	300万円
期間	10年以内
利率	年利2.00%
取引金融機関	九州労働金庫
利用条件	・多久市に居住している人 ・年間の所得金額が800万円以下の世帯の人 ・申込人の年収が150万円以上の人 ・保証機関の保証が得られる人 ・福利厚生資金等生活資金を必要とする人

※詳しくは、九州労働金庫小城多久支店(☎72-3131)に問い合わせください。

### 求職相談や職業紹介

問合せ 多久市ふるさとハローワーク ☎75-2144

多久駅に隣接した多久市まちづくり交流センター「あいぱれっと」内に「多久市ふるさとハローワーク」を開設しています。

求職検索パソコン端末を配置し、職業相談員が求職相談や職業紹介を行っています。

※雇用保険や失業保険(失業手当)に関する手続きは、居住している所管のハローワークをご利用ください。(多久市はハローワーク佐賀)

開設 月曜～金曜日

時間 9:00～17:00

休み 土、日曜日、祝日、年末年始



多久市ふるさとハローワーク

### 農地を売買・賃借・転用する場合

問合せ 農業委員会事務局 ☎75-4831

農地を売買、贈与、相続、貸し借りをするときは、農業委員会で手続きが必要です。

また、農地以外(住宅、店舗、駐車場、山林など)に転用する場合は、農業委員会に転用許可申請書を提出し、県知事の許可が必要です。

目的	受付条件	必要書類
農地を耕作目的で売買や贈与、貸し借りをするとき(農地法第3条)	1. 譲受人が農業に従事する見込みがあること 2. 譲受後の耕作面積が5000㎡以上になること(※) 3. 多久市空き家情報登録制度(空き家バンク)に登録された家に付随する農地は、1㎡から可能(農振農用地以外)(※) 4. 譲受後において権限を有する農地すべてを効率的に利用すること 5. 周辺地域と調和すること	1. 申請書(農業委員会にあります) 2. 登記簿謄本・字図(法務局) 3. 位置図 4. その他参考となるべき書類
自己用の農地を農地以外に転用するとき(農地法第4条)	1. 許可基準に見合うこと 2. 転用することが確実であり、必要に迫られていること 3. 申請地以外には、農地以外(宅地等)の適当な場所がないこと	1. 申請書(農業委員会にあります) 2. 登記簿謄本・字図(法務局) 3. 位置図・土地利用計画図・建物平面図 4. 見積書・融資証明または残高証明 5. 事業計画書・地区の承認書・隣接農地所有者の承諾書
他人名義の土地を売買、又は貸し借りにより農地以外に転用するとき(農地法第5条)	※農業振興地域内の農用地区域である土地については、農用地区域から除外後でないと転用申請ができません。申請される前に農林課(☎75-4825)でご確認ください。(除外手続きには約半年以上の期間を要します。)	6. 法人が申請者の場合は法人関係書類 7. 土地改良区の意見書 8. その他参考となるべき書類

農地の無断転用は、法律違反です。無断で転用を行うと、罰則等を受けます。

農地法第3条の受付条件2、3について、令和5年4月1日より面積要件は撤廃されます。



# 議会・選挙・広報広聴

## 議会と選挙

### 議会

問合せ 議会事務局 ☎75-4828

#### 市議会のしくみ

市議会は市民を代表する15人の議員で構成され、市政運営の方針である予算や、条例等を審議し、議決する重要な機関です。議会は、年4回の定例会(3月、6月、9月、12月)と必要に応じて開かれる臨時会があります。いずれも市長が招集しますが臨時会においては、招集請求に対し市長が招集しない時は、議長に招集権があります。

#### 傍聴

本会議、委員会は、一般に公開され、自由に傍聴できます。傍聴を希望する人は、議場入口の傍聴規則に則って傍聴ください。

#### 市議会の権限

市議会には、法律によって多くの権限が与えられています。主なものは、条例の制定、改正、廃止、予算を定めること、決算を認定すること等です。市長や議員から提出された議案などを審議して、議会の意思を決めることを議決といいます。議決する事項は、地方自治法第96条に定められています。

#### 請願・陳情書

市民の皆様が行政に対して要望や意見があるときは、市議会に請願書や陳情書を提出することができます。

#### 請願書

請願の趣旨、提出年月日、請願者の住所および氏名を記載した文書を市議会議長あてに提出してください。(紹介議員が必要)

#### 陳情

提出の方法は請願書と同じです。(紹介議員は必要ありません)

#### 議事録公開

多久市議会の議事録を閲覧できます。なお、本会議の議事録については、ホームページ、各町公民館、市立図書館、議会事務局でご覧いただけます。また、市議会定例会の様子はケーブルテレビ・ホームページでご覧いただけます。

#### 議会基本条例

議会および議員の活動原則を明らかにすると共に、議会と市民および市長等との関係並びに議会に関する基本条項を定めています。条例は、前文と7つの章(全17条)からなっています。議会基本条例では、議会報告会を年1回以上開催するように定めています。

### 選挙について

問合せ 選挙管理委員会事務局 ☎75-4829

#### 選挙で投票するためには

##### 選挙人名簿の登録

選挙で投票するためには、選挙人名簿に登録されている必要があります。

選挙人名簿の登録は原則住民基本台帳に基づき行いますので、住所を変更した場合は必ず市民生活課に届出を行ってください。

##### 在外選挙人名簿の登録

海外に住んでいる人も、外国にいながら国政選挙に投票することができます。

外国に住んでいる人が国政選挙で投票するためには、外国への転出届提出時に在外選挙人名簿への登録や居住地の在外公館等で申請し、在外選挙人名簿に登録され、在外選挙人証の交付を受ける必要があります。

#### 投票日当日に投票できないとき

##### 期日前投票

仕事やレジャー等で投票日に投票することができないと見込まれる人は、期日前投票をすることができます。

##### 不在者投票

県選挙管理委員会が指定した病院、老人ホームなどに入院・入所している人は、その施設内で不在者投票ができます。また、仕事や旅行などで市外に滞在している人は、滞在先の市区町村の選挙管理委員会での不在者投票ができます。

##### 郵便投票

身体に重度の障害がある人や要介護状態区分が5の人などは、郵便による投票ができます。事前に選挙管理委員会に申請し、郵便等投票証明書の交付を受ける必要があります。

#### 代理投票・点字投票

身体の不自由な人や文字を書くことができない人は「代理投票」を、目の不自由な人で点字ができる人は、「点字投票」をすることができます。投票所で係員に申し出てください。

#### 選挙の3ない運動

「贈らない! 求めない! 受け取らない!」

お金のかからない選挙実現のため、政治家や候補者が選挙区内の人に、お金や物を贈ることはもちろん、有権者がこれを求めることも禁止されています。違反すると処罰されます。

寄附禁止のルールを守って、明るい選挙を実現しましょう。



議会・選挙・広報広聴

## 広く報せ、広く聴きます

### 多久市のお知らせや情報を知りたい

問合せ 情報課 広報広聴係 ☎75-2280

#### ◎ 広報誌 「市報たく」

市からの情報を毎月お伝えする広報紙を嘱託員を通じて配布しています。(市の施設にも設置してます)

また、視覚障害者向けに音訳した「声の市報」を貸し出しています。これは、ボランティアグループ「ひまわりの会」のみなさんのご協力で録音しています。

詳しくは、多久市社会福祉協議会(☎75-3593)へお問い合わせください。

※「はいぼ〜ず」募集中!

「はいぼ〜ず」のコーナーでは、就学前の子どもさんの登場を随時受け付けています。たくっ子のご応募お待ちしております!

※有料広告の募集

多久市の歳入増の取り組みとして、有料広告を掲載しています

※スマートフォンでも読むことができます。



#### ◎ 多久市ホームページ

観光、暮らしなどの情報をインターネットで配信しています。

多久市ホームページ



#### ◎ YouTube

多久市公式チャンネル



#### ◎ 多久市公式SNS



Facebook



Instagram



Twitter



LINE

#### ◎ 多久市行政放送 「TAKU-SUNインフォメーションプラス」

ケーブルテレビで毎日20分番組として市政の情報を配信しています。

多久ケーブルメディア(11ch)

放送時間 1日5回(同じ内容)

6時、8時30分、12時30分、18時、22時30分

※『TAKU-SUNインフォメーションプラス』に出演してみませんか

出演の申し込みおよび原稿などの提出は、収録日の1週間前までにお願いします。収録日は毎週水曜日です。みなさんのご出演をお待ちしています。

### まちづくり出前講座

問合せ 教育振興課 社会教育係 ☎74-3241

#### ◎ まちづくり出前講座

消費者問題・健康や税に関すること・軽スポーツ指導等、市役所各課が行っている業務について、職員等が出向いて皆様に説明や情報を提供いたします。お聞きになりたい講座がありましたら教育振興課までお申し込みください。

対象者 市内に在住、在勤、在学で10名以上の団体

開催日・時間 原則として平日の9時~21時30分(2時間以内)

場所 地区公民館や公民分館(区の公民館)等  
※個人の住宅等ではできません。

料金 無料(材料費等を除く)

申込み方法 2週間前までに、教育振興課または地区公民館に申し込んでください。

講座内容 応急手当講習会、年金について、介護保険サービス、軽スポーツの指導など

### 多久市に質問、意見や要望をしたい

問合せ 情報課 広報広聴係 ☎75-2280

#### ◎ 問い合わせ

手続きの方法や市政に対しての質問などをホームページで受け付けています。



#### ◎ 市政に対しての提案

よりよいまちにするための意見や提案を「市長へのメール」や「市政への提案箱」で受け付けています。



市長へのメール



市政への提案

#### ◎ パブリックコメント

主要な計画などを作るとき、素案を公表し、意見や提案を募集します。それらを参考にして計画などを決定します。



市報たく



多久市ホームページ



行政放送「TAKU-SUNインフォメーションプラス」収録風景



# 相談

◎こんな相談がありました(秘密はかたく守ります)

相談名	日時	場所	内容	問い合わせ ※市外局番0952	
身体障害者相談	毎週1日(土・日・祝日の場合は第1月曜日) 10時～15時	社会福祉会館	身体障害者を対象とした相談	福祉課 高齢・障害者 福祉係	75-4823
社会保険・年金相談	毎月第1、第3水曜日 10時～15時 ※完全予約制	1階小会議室	佐賀年金事務所の職員による社会保険・年金相談	市民生活課 保険年金係	75-2159
女性総合相談	毎月第3水曜日 10時～16時	電話で問い合わせください	DV(ドメスティックバイオレンス)に関する相談	多久市 相談窓口	75-2116
心配ごと相談★	毎月第3水曜日 9時30分～12時	社会福祉会館	心配ごとなら何でも	多久市社会福祉協議会	75-3593
法律無料相談(弁護士)	毎月第3木曜日(要予約) 13時30分～15時30分	1階小会議室	法律的な相談	総務課 行政係	75-2112
行政相談人権相談	毎月1回 10時～15時	大会議室東	国や県、市など行政機関の業務に関する苦情・要望人権などに関わる困りごとや心配ごとなど	総務課 行政係	75-2112
相続、遺言、終活、家庭の法律相談(司法書士)	毎月1回 13時～15時	4階小会議室	相続、遺言、終活、成年後見、多重債務など	総務課 行政係	75-2112
健康相談★	毎週月曜日(祝日の時は翌日) 13時～16時	健康増進課	健康に関すること メールでの相談も実施中 (kenkozoshin@city.taku.lg.jp)	健康増進課 健康増進係	75-3355
心・ストレス相談	偶数月 13時～15時30分 要予約 奇数月 10時～13時 要予約	保健センター	ひとりで悩まず話してみませんか? 臨床心理士が対応します	健康増進課 健康増進係	75-3355
消費生活相談★	月～金曜日(祝日・休日を除く) 10時～16時	市民生活課	月・水・木曜日は専門相談員が対応します。 悪徳商法や訪問販売の契約トラブルなど	市民生活課 生活環境係	75-6117
子育て相談★	毎週火～日曜日 10時～17時	子育て支援センター	子育てに関する相談なら何でも	子育て支援センター(児童センター内)	37-1117
家庭児童相談★	毎週月・水・金曜日 9時～16時	福祉課	家庭相談員が相談に応じます	福祉課 こども係	75-6118
ひとり親相談★	毎週月・水・金曜日 9時～16時	福祉課	母子父子自立支援員がひとり親家庭の悩みなどの相談に応じます	福祉課 こども係	75-6118

★印は電話による相談もお受けします。相談はすべて無料です。祝日は休みです。



広告

**柴田事務所**  
土地・建物の測量、登記  
土地家屋調査士 柴田 浩輔  
行政書士 柴田 藤男

不動産の測量・登記手続き  
官公署への各種申請手続き業務

土地分筆・地目変更  
建物新築・増築・取壊しの登記  
多久市東多久町大字別府 3539 番地 3  
TEL:0952-76-3951

**半田法律事務所**  
弁護士 半田 望  
(佐賀県弁護士会所属)  
弁護士 江藤 豊史  
(佐賀県弁護士会所属)

交通事故・借金問題・離婚・相続・契約トラブル・労務コンプライアンスなど、法律や労務問題に関するご相談  
でお困り事がありましたら、お気軽にご相談下さい

〒840-0825  
佐賀市中央本町1番10号  
ニュー寺元ビル4F  
TEL 0952-97-9292  
(電話受付時間9:00～17:00)  
<https://www.handa-law.jp>



相談



# 医療機関マップ①

地図のページに関しましては、該当ページに広告をご掲載いただきました施設の情報のみ表示しています。

## 池田内科胃腸科

院長 池田 英雄

診療時間	月	火	水	木	金	土
9:00~13:00	●	●	●	●	●	●
14:30~18:00	●	●	●	●	●	休

休診日:日曜・祝日

北多久町大字小侍40-5(多久高校グラウンド前)

☎71-9355

内科・神経内科・外科・整形外科  
リハビリテーション科・人工透析内科



多久市北多久町大字多久原2414-70 ☎74-2100

併設:訪問看護ステーション

居宅介護支援事業所 通所リハビリテーション

訪問リハビリテーション 患者様の送迎有

医療法人 高仁会

## 中多久病院

多久市北多久町多久原 2512-24 ☎75-4141

老人保健施設  
多久いこいの里 ☎75-3551

グループホーム「悠々」 ☎75-3550  
※介護保険事業所

グループホーム  
すずかけ荘 ☎75-2041  
※障害者自立支援事業所



生活ガイド

### 生活習慣病チェック

「生活習慣病」とは、生活習慣が発症や進行に大きく関係する慢性の病気。

遺伝的になりやすい人もいますが、生活習慣を見直すことでかなり予防することができるのです。

#### 自発的な改善を!

医師の指示などで強制的に生活を改善しようとしても、ストレスがたまって効果が薄いことがあります。ですから、自ら進んで健康習慣を身につけることが望ましいといえます。「右の表」で自分の健康習慣の数をチェックしてみましょう。数が多いほど生活習慣病発症のリスクが少なくなります。

かかりつけ医・薬局をもちましよう



ここは有料広告掲載ページです

## りゅう整形外科

整形外科、小児整形外科  
腰痛治療、腰関節痛治療、ボトックス治療  
短時間型通所リハビリテーション(1~2時間)

診療時間	月	火	水	木	金	土	日祝
8:30~12:30	○	○	○	○	○	○	休
14:30~18:30	○	○	○	休	○	休	休

(午前の受付)平日12:00まで (午後の受付)平日18:30まで  
土曜12:30まで

東多久町別府 4156-7 (代)76-2101



歯科・小児歯科  
矯正歯科  
歯科口腔外科

## 行武歯科医院

院長 行武正昇

☎72-8511

小城市町晴気11-1

### 糖尿病

予備軍も急増!  
早めの対策を

糖尿病のこわいところは、重症になるとさまざまな合併症が現れることです。

動脈硬化による心筋梗塞や脳卒中、網膜症による視力障害・失明、腎症によるむくみや尿毒症・腎不全、神経障害による手足のしびれなど。

太らないことが  
予防の第一歩

- ファーストフードやスナック菓子を避け、油、砂糖、アルコールの余分なエネルギーのとりすぎに注意しましょう。
- 血糖値の上昇を緩やかにする食物繊維をとる。海藻類、きのこ類、根菜類、全粒粉のパンや玄米など。

- |  |   |  |
|--|---|--|
| <input type="checkbox"/> 毎日朝食を食べている        | <input type="checkbox"/> たばこは吸わない                             | <input type="checkbox"/> 労働は1日9時間以内にとどめている |
| <input type="checkbox"/> 1日平均7~8時間は眠っている   | <input type="checkbox"/> 定期的に運動・スポーツをしている                     | <input type="checkbox"/> 自覚的なストレスはそんなに多くない |
| <input type="checkbox"/> 栄養バランスを考えて食事をしている | <input type="checkbox"/> 毎日そんなに多量の酒は飲んでいない(日本酒1合以下かビール大瓶1本以下) |  |

守っている健康習慣の数が健康習慣指数 7~8:良好 5~6:中庸 0~4:不良

生活ガイド



# 医療機関マップ 2

地図のページに関しましては、該当ページに広告をご掲載いただきました施設の情報のみ表示しています。

**SHINODA**  
医療法人 恕心会  
**篠田皮膚科・形成外科**  
篠田美容皮膚科

診療時間	月	火	水	木	金	土
午前 9:00~12:30	●	●	●	●	●	●
午後 14:30~18:00	●	●	17時まで	●	●	16時まで

武雄市武雄町大字昭和 106  
ゆめタウン武雄近く インターネットで診療予約が出来ます。  
TEL **0954-23-1240** 篠田皮膚科 検索

内科・糖尿病内科  
**なかがわちクリニック**  
NAKAGAWACHI CLINIC

診療時間	月	火	水	木	金	土
午前 9:00~12:30	●	●	●	●	●	●
午後 14:00~18:00	/	●	●	●	●	/

休診日：日曜日・祝日・月金午後  
〒843-0021 佐賀県武雄市武雄町大字永島 13273 番地 1  
TEL:0954-20-1555 FAX:0954-20-1567

医療法人 北士会 **北川眼科 武雄本院**  
武雄コンタクトレンズ  
日曜診療・送迎有り(休日・木・祝日)

●診療カレンダー

診療時間	月	火	水	木	金	土	日
午前 9:00~13:00	○	○	○	/	○	○	○
午後 15:00~18:00	○	○	※	/	○	○	/

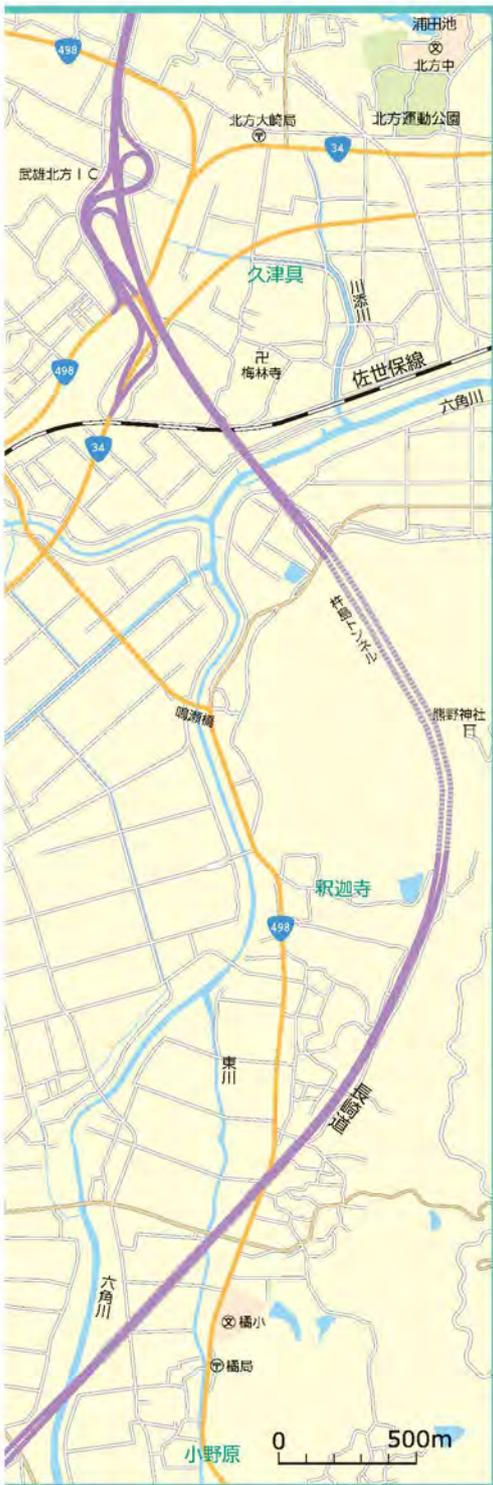
※水曜午後は眼科検診のみ(アイドック)  
火・土・日は手術実施  
武雄本院 武雄市武雄町昭和159  
TEL(0954) **23-7125** FAX(0954) **23-7126**  
武雄コンタクトレンズ  
TEL(0954) **23-7139** FAX(0954) **23-7128**



## 歯の健康維持のため歯科の主治医をもとう

現代の食生活は虫歯や歯周病を増やしただけでなく、思考力や集中力、生活習慣病などにも影響を及ぼしているといわれています。今恐れられている歯周病の主な原因は生活習慣です。偏った食生活や夜行性、喫煙、過度の飲酒など生活習慣の乱れと歯磨き習慣の乱れは表裏一体。また、糖尿病、ホルモン変調、心身症なども歯周病の原因といえますので、それぞれの専門医にも相談してください。歯はその人の一生にかかわってきます。

だから年齢の「齢」は「歯」なのです。歯と健康をトータルに考えるためには、信頼できる「歯の主治医」をもちたいですね。





## しちだこども医院

武雄市武雄町大字昭和 23-20  
TEL.0954-22-8122

**診療時間** | 平 日：午前 8時30分～12時 午後 2時～6時  
水・土曜：午前 8時30分～12時 日・祝日：休診

携帯から受付が出来ます → <http://paa.jp/t/111701/> <http://www.shichidakodomo.justhpbs.jp/>



武雄市武雄町昭和 4-11  
TEL 0954-23-4820  
松尾歯科矯正歯科 院長  
<https://www.matsuodc.com/>

院長/歯学博士 松尾 謙一郎  
副院長/歯学博士 松尾 恭子

診療時間	月	火	水	木	金	土	日
9:30▶13:00	●	●	●	●	●	●	—
14:30▶19:00	●	●	●	—	●	—	—

休診日：日曜・祝日  
歯科・矯正歯科・小児矯正歯科  
医療法人 松尾歯科矯正歯科

**松尾歯科矯正歯科**  
MATSUO DENTAL & ORTHODONTIC CLINIC

医療法人ファースト

## くさの耳鼻咽喉科・小児科

耳鼻咽喉科医 草野 謙一郎 院長  
小児科医 阿部 淳 副院長

診療時間	月	火	水	木	金	土
9:00~12:30	●	●	●	●	●	●
14:30~18:00	●	●	×	●	●	×



Web 予約



H P

武雄市朝日町大字甘久 1287 **メリーランド武雄内** TEL.0954-23-3333

### 歯周病のかかりはじめを見逃さない！

歯周病は自覚症状が少ないだけに、早期発見が大切です。自覚症状があれば早めに歯医者に行き、歯垢や歯石を除去してもらいましょう。そのときに正しいブラッシング方法の指導を受け、半年に一度か年に一度の頻度で、定期的にチェックしてもらおうといでしょう。



### しっかり予防！ 歯周病予防診断チェック

- |  |   |   |
|--|---|---|
| <input type="checkbox"/> 歯に歯垢がたまっていないか？      | <input type="checkbox"/> 水を飲むと歯や歯ぐきにしみないか？      | <input type="checkbox"/> 歯が長く見えるようになっていないか？ |
| <input type="checkbox"/> 歯ぐきが赤く充血し、腫れていないか？  | <input type="checkbox"/> 朝起きたときに、口の中がねばついていないか？ |   |
| <input type="checkbox"/> 歯を磨いたときに出血しないか？     | <input type="checkbox"/> 歯が少しぐらぐらしないか？          |   |
| <input type="checkbox"/> 歯ぐきがむずがゆい感じがしないか？   | <input type="checkbox"/> 歯ぐきが腫れ、痛まないか？          |   |
| <input type="checkbox"/> 口の中が嫌なにおい(口臭)がしないか？ | <input type="checkbox"/> 硬いものが噛みにくくないか？         |   |
| <input type="checkbox"/> 食べ物がよく歯にはさまらないか？    |   |   |

ひとつでも心当たりがある場合は、早めに歯科検診を！





# 一般社団法人 多久・小城地区医師会

多久・小城地区医師会事務局しまうちクリニック内  
TEL:0952-66-6036 FAX:0952-66-6037

多久・小城地区医師会は、多久市をはじめとした行政機関は勿論、関係各団体とも連携し、地域の皆様の健康の保持増進と地域医療・介護の充実を目指して活動しています。今後、少子化・高齢化等地域で解決して行かねばならない問題が増えると予想されますが、少しでも住民の皆様の身近にあって役に立つ存在でありたいと考えています。

多久・小城地区医師会会長 島内義弘

## 地域の身近な病院・医院

市外局番：0952

### 多久市

名称	所在地	電話番号
佐賀県医療生活協同組合 多久生協クリニック	多久市東多久町大字別府 3245番地5	76-3177
医療法人 池田内科胃腸科医院	多久市北多久町大字小侍 40番地5	71-9355
内田整形外科医院	多久市北多久町大字小侍 914番地1	75-8838
医療法人 江口内科・小児科医院	多久市東多久町大字別府 5318番地1	76-2137
太田医院	多久市北多久町大字小侍 630番地	74-3236
(医療法人社団高仁会) 中多久病院	多久市北多久町大字多久原 2512番地24	75-4141
多久市立病院	多久市多久町1771番地4	75-2105
医療法人社団 諸江内科循環器科医院	多久市北多久町大字小侍 604番地	75-3880
医療法人剛友会 諸隈病院	多久市北多久町大字多久原 2414番地70	74-2100
医療法人りゅう整形外科	多久市東多久町大字別府 4156番地7	76-2101

### 小城市

名称	所在地	電話番号
石井外科医院	小城市小城町249番地1	73-3641
伊東医院	小城市小城町278番地	73-3235
医療法人アイクレセント いなだ小児科・アレルギー科	小城市三日月町長神田 2173番地3	72-7800
(医療法人ロコメディカル) 江口病院	小城市三日月町金田 1178番地1	73-3083
おおしまクリニック	小城市牛津町乙柳 1096番地1	66-0314
(医療法人ひらまつ病院) ひらまつクリニック	小城市小城町815番地1	20-3500
小城市民病院	小城市小城町松尾4100番地	73-2161
耳鼻咽喉科 医療法人 上坂医院	小城市小城町251番地5	73-2930
上砥川戸塚クリニック	小城市牛津町上砥川 1234番地7	20-0573
こば皮ふ科クリニック	小城市三日月町長神田 2171番地6	37-0717

名称	所在地	電話番号
(医療法人友和会) 鶴田運動機能回復クリニック	小城市牛津町上砥川 174番地8	51-5611
ザイゼン眼科	小城市牛津町柿桶瀬 1062番地1	66-6631
酒井内科クリニック	小城市小城町617番地12	71-1377
坂田クリニック	小城市三日月町久米 2155番地2	72-1151
しまうちクリニック	小城市牛津町勝1499番地1	66-6036
医療法人 高橋内科	小城市小城町晴気200番地3	72-1100
(医療法人友和会) 鶴田整形外科	小城市牛津町勝1241番地6	66-4114
豊田医院 (内科)	小城市小城町畑田 2186番地7	72-2031
((福)清水福祉会) 介護老人保健施設栄水荘	小城市小城町814番地1	72-1717
にしかわ整形外科 クリニック	小城市三日月町長神田 2171番地5	73-8855
医療法人 野田好生医院	小城市小城町栗原5番地4	72-3232
はやしだ耳鼻咽喉科	小城市三日月町長神田 2171番地3	72-8741
(医療法人六科会) 徳富医院	小城市芦刈町三王崎 316番地3	66-1547
医療法人 ひらまつ病院	小城市小城町1000番地1	72-2111
医療法人孟子会 ひろおか内科・脳神経クリニック	小城市三日月町久米 1295番地2	73-8022
(医療法人藤井整形外科) 藤井整形外科医院	小城市小城町畑田 2345番地1	72-7650
まえだ脳神経外科・ 眼科クリニック	小城市三日月町長神田 2173番地2	72-6101
まなべ消化器内科 クリニック	小城市三日月町長神田 2173番地4	72-3636
医療法人修和会 村岡内科医院	小城市牛津町牛津734番地1	66-3750
医療法人 やなぎしまこども医院	小城市小城町中町549番地1	73-3666





# 小城・多久歯科医師会

多久市東多久町別府4636-1 木下歯科クリニック内  
TEL:0952-76-4970

## ビバ 美歯健康

～美しい歯からの健康づくり～

私たちは、子どもの白い歯を守ります。

私たちは、あなたの健康な歯と歯ぐきを守ります。

私たちは、あなたの食べるよろこびを守りつづけます。

小城・多久歯科医師会では「美歯健康」をスローガンに、子どもたちの歯とお口の健康づくりから全身の健康づくり、ひいては80歳で20本の歯を維持する「8020運動」を推進してまいりました。その成果は徐々に現れてきており、多くの方が8020を達成されるようになってまいりました。これからも歯とお口の健康維持増進活動を通して、地域の皆様の健康と生活の質の向上に貢献していきたいと考えております。

小城・多久歯科医師会 会長 木下 務

市民の皆様の健康に貢献することを願って様々な活動を行っています。

### ・歯を守る会

毎年6月4日から始まる歯と口の健康週間に合わせて多久市、小城市の小学校で健康講話、ブラッシング指導を行っています。

### ・歯の供養

小城市清水に建立した歯の供養塔において、抜去歯牙、不用になった義歯の供養を行っています。

### 自治体、事業所歯科健診等支援事業

- ・1歳6ヶ月児歯科健診
- ・3歳児歯科健診
- ・フッ化物塗布事業
- ・保育園、学校歯科健診
- ・フッ化物洗口事業
- ・妊婦健診・講話事業
- ・歯周病健診
- ・各種事業所歯科健診

## 地域の身近な歯科医院

市外局番：0952

### 多久市

名称	所在地	電話番号
井上歯科医院	北多久町大字小侍2-12	74-3333
井本歯科医院	北多久町小侍45-39	37-5181
うめず歯科口腔外科医院	北多久町大字小侍784-10	74-2505
木下歯科クリニック	東多久町大字別府4636-1	76-4970
たく歯科クリニック	多久町1769-1	75-6262

### 小城市

名称	所在地	電話番号
ウッディデンタルクリニック	牛津町柿樋瀬776-3	66-6480
おおば歯科	芦刈町芦溝893-8	63-8418
おわしデンタルクリニック	牛津町柿樋瀬929-11	65-3437
川副歯科医院	小城市95-1	73-3310
坂井歯科医院	牛津町柿樋瀬1115-4	66-0141
酒井たかよし歯科医院	牛津町上砥川1234-38	63-8180

名称	所在地	電話番号
副島歯科医院	芦刈町三王崎326-8	66-1184
としひこ歯科クリニック	三日月町久米949-1-2	73-3553
林田歯科医院	小城市松尾4054-1	73-2148
はらだ歯科医院	三日月町長神田1055-1	73-7363
樋口歯科医院	牛津町牛津245-5	66-4022
藤田歯科医院	小城市畑田2602-22	71-1344
船津歯科クリニック	小城市584-1	72-1225
松永歯科医院	小城市廿地219-8	73-3794
行武歯科医院	小城市晴気11-1	72-8511



生活ガイド



# 多久小城薬剤師会

## 1. かかりつけ薬局やおくすりノートの普及推進

おくすりノートは現在服用している薬の情報や過去に服用していた薬や副作用の情報、アレルギー歴等から飲み合わせ、重複などによる副作用を未然に防止したりして患者さんに最適な医療を提供できるようにするアイテムです。

## 2. 休日当番輪番体制維持への協力

## 3. 薬剤師職能、資質の向上

- ・薬学生実務実習受け入れ体制の整備と受け入れ薬局の支援
- ・学校薬剤師の学校環境衛生活動の充実と支援
- ・研修認定薬剤師の増加対策
- ・研修会の充実による参加者増加対策

## 4. インフルエンザ対策

- ・支部内の体制確立
- ・抗インフルエンザウイルス薬備蓄協力
- ・医師会をはじめとする他団体との連携強化

## 5. 在宅業務の推進

- ・健康介護まちかど相談薬局事業の推進
- ・中部広域連合における認定審査会への委員派遣

## 地域の身近な薬局・薬店

市外局番：0952

### 多久市

名称	所在地	電話番号
溝上薬局 多久店	多久市北多久町小侍43-36	71-9333
片桐薬局 京町店	多久市北多久町大字小侍602-8	74-2112
中山薬局	多久市北多久町大字小侍608-9	75-2330
フクチ薬局 多久駅南店	多久市北多久町大字小侍779-1	75-2823
片桐薬局	多久市北多久町大字小侍841-3	75-2014
スピカ薬局	多久市北多久町小侍881	75-8725
博賀堂薬局	多久市北多久町大字多久原2414-75	74-2727
虹の薬局 多久店	多久市東多久町大字別府3245-23	71-2087
のぞみ薬局	多久市東多久町大字別府4162-5	97-5101
アイ薬局 東多久店	多久市東多久町別府5320	76-3763

### 小城市

名称	所在地	電話番号
いなほ薬局	小城市牛津町乙柳1096-3	66-3561
神代薬局 セリオ牛津店	小城市牛津町柿桶瀬1062-1	66-6078
あかさか薬局 牛津東店	小城市牛津町勝字前満江1470-1	63-8530
ユートク薬局	小城市牛津町勝字前満江1499-1	51-5161
あかさか薬局 砥川店	小城市牛津町上砥川174-1	66-4893

名称	所在地	電話番号
うしづの薬局	小城市牛津町上砥川1234-33	20-1720
山本薬局	小城市小城市町174-1	72-6227
今泉薬局 本町店	小城市小城市町280-6	72-1930
今泉薬局	小城市小城市町470	72-5121
溝上薬局 中町店	小城市小城市町550-1	73-3361
けんけん薬局	小城市小城市町723-15	72-6565
たけだ薬局 須賀神社前店	小城市小城市町864-1	37-8819
溝上薬局 小城多久店	小城市小城市町栗原12-2	72-1852
たけだ薬局	小城市小城市町中町572-1	71-1190
いしまつ薬局	小城市小城市町晴気262-6	72-1103
あんず薬局	小城市小城市町松尾4010-5	97-5507
タイハイ薬局 小城市店	小城市小城市町松尾4091-1	73-7333
三日月薬局	小城市三日月町金田1178-7	72-4141
パニーズ薬局	小城市三日月町久米1295-2	71-1177
アガベ双葉薬局	小城市三日月町久米2153-1	72-1742
タイハイ薬局 メディカルモールおぎ店	小城市三日月町長神田2173-1	72-2228





# 多久市で味わうグルメ



株式会社サイネックスによる編集記事ページです | ここは有料広告掲載ページです



## 地元の食材を選んで地産地消



### 地産地消とは？

「地産地消」って聞いたことありますか。「ちさんちしよう」と読み「地元で生産されたものを地元で消費する」という意味です。

地場の食材を購入することで、輸送に使われるエネルギーを大きく減らすことができます。消費者も新鮮で安心感のある食材が入手でき、地場農業の活性化、食料自給率の向上などの効果も期待されます。

### 旬の食材を選ぼう！

食材の生産方法や、時期によって生産に要するエネルギーには大きな差があります。たとえば、野菜をビニールハウスで加温して、本来の季節以外に収穫するには、大きなエネルギーが消費されます。

旬の食材を購入することで、そのエネルギーを削減することができます。



**うどん**  
**はるそら**  
夜は居酒屋風  
営業時間 11:00 ~ 21:30  
多久市多久町 2153-2  
TEL 0952-75-8012



## エコだけじゃない地産地消のメリット



### 食料の自給率アップ

地域の生産物を着実に地域の消費に結びつけることで、地域レベルでの自給率向上に貢献できます。



### 地域農業・社会の活性化

農産物の消費拡大や産地直送などへの取組が活発になることで、農家の生産意欲や地域社会の活力を高めることができます。

### 環境や自然にやさしい地域社会づくり

地域内の資源を有効に使うことで、環境や自然に優しい地域社会をつくれます。

### 生産者と消費者の信頼づくり

地域の生産者と消費者が交流することで「顔が見える」関係が出来あがり、お互いの理解と信頼が深まります。



生活ガイド



# リフォームの基礎知識



## リフォームの進め方とポイント

### Step1 具体的な計画をたてる

- 時期、期間は？ ● 予算は？

リフォームの目的から具体的な計画を立てましょう。この時点での情報収集も大切なポイントです。



### Step2 事業者を決める～契約する

- 施工業者の事業内容がリフォーム目的と合致しているか？
- 実績や業務内容を吟味。信頼できる事業者か？
- 候補を数社選んで同じ条件で見積書を提出してもらい検討したか？

契約前に疑問点・不安点は徹底的に確認しましょう。

見積書・提案書や契約書だけでなく、打ち合わせの際の資料やメモなど書類にはしっかり目を通し、保管しておきましょう。



### Step3 着工

- 工事に向けての準備や近隣への周知は大丈夫か？
- 工程表に基づいて進んでいるか？
- 変更・追加などが発生していないか？

定期的に施工業者から報告・連絡を受けるようにしましょう。また、不安がある場合は施工業者の担当者を通じて確認するようにしましょう。

### Step4 着工後

- 事業者立ち会いの下、確認をし説明をうけたか？
- 今後のメンテナンスや保証先を確認したか？



## リフォームの疑問

### Q リフォームの費用はどのくらいかかりますか？

#### A 改装の範囲で変わっていきます

建物の一部分の改装もリフォームですし、全面改装でもリフォームです。当然のことですが、手を加えれば加える程かかる費用は増えていきます。例えば、畳敷きの6畳間をフローリングに替える場合は十数万円ですが、家全体に及び大掛かりな改装の場合は、建替えの方が安くなる事もあります。



### Q 満足いくリフォームのポイントは？

#### A まずは現在の不満点を挙げてみましょう

現在のお住まいの不満のある所をリストアップする事をおすすめします。そうする事でただ漠然と不満に感じていた事も具体的に検討出来るようになり、優先順位をつけて内容の整理もしやすくなります。

また、キッチンなどの設備の取り替えをお考えの場合は、ショールームなどで実際に見て触ってみる事も重要です。



### Q 信頼のおける事業者とは？

#### A 2～3社は候補を挙げて比較しましょう

- 費用の安さで決めずに、契約内容に納得した上で契約をかわしましょう。
- 建築士や増改築相談員などの資格者がいるか確認しましょう。
- 経験豊富で実績がある事業者かどうか確認しましょう。
- アフターフォローはどうなのか、必ず確認しましょう。



## 浴室をリフォームするには…

### 目的を決め、時期を計画する

浴室リフォームの動機は「設備を新しくしたい」、「広いお風呂につかりたい」など、様々だと思います。まずはリフォームの目的をはっきりさせましょう。また浴室全体のリフォームとなると、お風呂を使用できない日が続きます。そうした事も配慮して日程を調整しておきましょう。

### 見えない部分でも劣化は進んでいる

リフォームの理由の多くは、「壊れた」、「古くなった」、「ヒビがある」など目に見える劣化です。しかし見えない部分でも劣化は進行しています。漏水や結露による壁下地の腐朽や、シロアリによる土台侵食、水道管の腐食などがあります。何十年も経つ浴室の場合は、総合的なリフォームも検討してみましょう。

### 浴室のサイズを調べておく

ショールームの見学に行く前に、浴室のサイズを調べておきましょう。例外もありますが、システムバスやユニットバスは各メーカーの規格でいくつかのサイズがあるので、どのサイズが設置できるか見当がつきやすくなります。調べておくことで理想に近いものを見つけやすくなります。

### 家族のみんなが楽しめるバスタイムに

同居している家族の事情によってバリアフリーやユニバーサルデザインなどの機能優先のリフォームが多いと思います。確かに機能は重要ですが、やわらかい色の浴槽やカラフルな手すり、模様が入ったタイルなど「あそび」の要素も取り入れてはどうでしょう。家族のみんなが楽しめるバスタイムになるのではないのでしょうか。

### 見積書はしっかり確認

器具の交換から全体リフォームまで規模が様々だと、金額も様々です。例えば、水栓金具を取り替える時、金具だけか、配管も替えるのかで金額は違ってきます。又、見積書には専門用語も含まれているので業者との認識の違いがないように、疑問点は質問して、十分な確認をしましょう。

### 照明器具の注意点

窓の対面の壁に照明器具を設置すると、窓ガラスにシルエットが映り込んでしまいます。また、湯気が直接当たる浴槽の真上は避けましょう。浴室は湿気が多いので、湿気に強い、防湿型器具か防雨・防湿型器具を選択しましょう。



## 万ーに備えて、住まいの講座



株式会社サイネックスによる編集記事ページです | ここは有料広告掲載ページです

一般新築・増改築・各金融機関取扱 **建築請負業**

# 野田建設

佐賀県知事許可(般)第10135号 代表者 野田久敏

〒846-0014 多久市東多久町大字納所 6386  
TEL/FAX (0952)76-3529 携帯 080-5209-5210

## 屋根瓦工事 屋根瓦リフォーム

佐賀県知事許可(般・4)第5181号

# 三共住設

有限会社 代表取締役 古川 博明

多久市多久町 7058-17  
**TEL(0952)75-5064**  
**FAX(0952)75-6119**  
E-MAIL : info@sankyou-jyusetsu.com

# 黒岩 工務店

代表 黒岩 浩徳

多久市東多久町大字別府  
4251-3  
**TEL 0952-76-2548**

### 住まいの整備に関する補助金

介護保険制度では、「要支援1～2」や「要介護1～5」と認定された方が、自宅で生活をしやすい住環境にするための手すりの取り付けや段差解消などの、住宅改修に対して費用が支給されます。

また介護保険制度とは別に、高齢者向けや障がい者向けに住宅改修に助成金を支給しているところもあります。工事をお考えの際には事前に自治体に相談してみると良いでしょう。



### バリアフリー住宅

バリアフリー住宅は、高齢者や障がいを抱えている方も住みやすい生活をおくれる住宅のことです。床の段差をなくしたり、階段に手すりを取り付けるなどいつまでも安全で暮らしやすい家で小さな子どもから高齢者まで、みんなが居心地よく住めることが重要です。



### 自然塗料

室内の床や壁、柱、家具などの木製品は、多くは何らかの塗装がされています。特に大量生産の製品はそのほとんどに化学塗料が使われています。

近年、シックハウス症候群の原因となる、化学物質による室内の空気汚染が問題視されています。お子さんやご家族がアレルギー体質なら業者にまづ相談する必要があるでしょう。



### 業者の探し方

最近では自社ホームページを持っているリフォーム会社も多いようです。ポストに入ってくるチラシも情報収集のチャンスです。

またご近所や知り合いでリフォーム工事をした家があったら、その会社がどんな対応だったか聞いてみるのも一つの手です。



### リフォームと建築基準法

リフォーム時には、住宅に関する法律についても知っておく必要があります。通常業者さんが把握しており問題の起こることはあまりありませんが、知っておきたい法律としては建築基準法があります。建築基準法は住宅の安全性、居住性、周辺環境への配慮を目的としている法律で、新築だけでなくリフォーム時にも適用されるので注意が必要です。





# 葬儀について

※掲載の記事に関しましては、一般的な様式を掲載したものであり、各宗教や宗派または地域により異なる場合がございます。

故人の宗教に合わせた作法を 日常生活の中で、できるだけ考えたくないことかもしれませんが、どのような人生にも終焉は訪れます。いざというとき慌てないために、基本的な葬儀や法要の流れ、会葬のマナーは心得ておきましょう。

## 弔事の流れ 臨終から法要まで

葬儀は人生最後の儀式。弔事の一つひとつにしきたりがあり、意味があります。地方によって、また宗教や宗派によって名称や作法は異なりますが、大方の流れは次のようになります。

### 臨終

遺体を北枕に安置し、喪主、儀式の形式と日取り、葬儀社を決めて依頼し、寺院や知らせるべき人に連絡します。



### 通夜の準備

枕飾りをして遺体を安置。喪服、遺影の準備と世話役との打ち合わせ。戒名の依頼や隣近所への挨拶、死亡届の手配も行います。

### 通夜

故人との別れを惜しみ、夜通し香と灯火を絶やさず遺体を守ったのが本来の通夜ですが、最近では数時間ほどで終わる形式が多くなりました。通夜が終了した後は、通夜ぐるまいとして親族や親しい人に食事を振る舞ったり、代わりに折り詰めなどを渡したりすることもあります。



### 葬儀・告別式

通夜の翌日に、死者を弔うのが葬儀で、故人に別れを告げるのが告別式です。読経の後、遺族、親族が焼香し、参列者の焼香へと移ります。

### 出棺・火葬

最後の対面の後、別れの花などを行い、遺族の手で霊柩車へ。会葬者は合掌して見送ります。  
※葬儀・告別式の前行う場合もあります。



### 火葬・骨上げ

火葬の前に全員が焼香。火葬終了後は、二人一組になって箸で遺骨をはさみ骨壺に入れる骨上げを行います。

※葬儀・告別式の前行う場合もあります。

### 還骨回向

持ち帰った遺骨、位牌を祭壇に安置し、僧侶が読経中、遺族による焼香が行われます。このとき、本来7日目に行う初七日法要を、繰り上げてとりおこなう場合が多くなっています。

### 精進落とし

法要後、お世話になった人に感謝と慰労の気持ちを込めて喪主が挨拶。遺族が酒と料理でもてなし、故人をしのびます。

### 追善供養

初七日に始まり、三十五日、四十九日、百か日と、お経を上げて、お香で供養します。このとき納骨を行う場合もあります。



### 年忌法要

一周忌に始まり、2年目の三回忌、6年目の七回忌、その後十三回忌、十七回忌、二十三日回忌、二十七日回忌、三十三回忌、三十七回忌、五十回忌と法要を続けます。三十三回忌または五十回忌をもって、弔い上げ(最終の年忌法要)とする場合が多くなっています。

## お墓の形いろいろ

現在、墓地や霊園などで多く見られる形のお墓は、江戸時代の中頃から広く使われるようになったと言われてます。鎌倉時代から室町時代にかけて多く作られた、五輪塔(ごりんとう)など供養塔型のお墓も一部で見られます。近年は、背が低く横幅が広い洋型のお墓も増えてきました。また、既成の型にこだわらない自由なデザインのお墓も見られます。



### 和型

最も標準的な形のお墓です。竿石(さおいし)の下に上台石(じょうだいいし)、下台石(げだいいし)を重ねた形が多く見られます。下台石の下に芝台石(しばだいいし)を置いたり、竿石と上台の間スリンと呼ばれる石を置く場合もあります。また、付属品として香炉(こうろ)、水鉢(みずばち)、花立て(はなたて)、墓誌(ぼし)、卒塔婆立て(そとばたて)なども、必要に応じて設置されます。



### 和型供養塔

現在の和型墓石が広く普及する以前に多く作られた、供養塔の形をしたお墓です。五輪塔(ごりんとう)、多宝塔(たほうとう)、宝篋印塔(ほうきょういんとう)、無縫塔(むほうとう)などの種類があります。



### 洋型

芝生墓地やガーデニング霊園、西洋風霊園などの増加とともに、西洋風のお墓も増えてきました。台石の上に、和型と比べて背が低く、横幅が広い竿石を置いたお墓で、竿石の前面を斜めに加工した「オルガン型」や、垂直に加工した「ストレート型」などがあります。また、芝生墓地などで多く見られる「プレート型」もあります。



### デザイン墓石

伝統的な形にとらわれず、故人の趣味や個性を反映したオリジナルのデザインを施したお墓を選ぶ方も増えています。ただし、墓地や霊園によっては特異なデザインのお墓を建造できない場合がありますので、事前に確認する必要があります。

## 一般葬・社葬【家族葬】対応

20名以下の小規模プランもございます

# 多久斎場 あざみ苑

24時間年中無休

## TEL 0952-74-2340

多久市北多久町大字小侍2010-1

60代の約40%以上の方が終活をしています

終活

経験豊富なスタッフが誠心誠意対応致します

各種相談会随時実施中

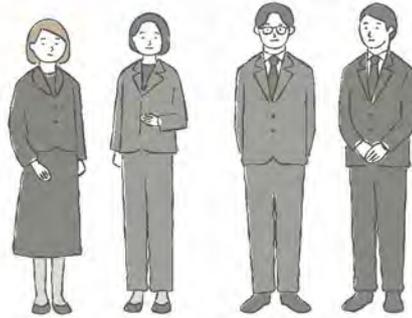
後悔相談してみませんか?



株式会社サイネックスによる編集記事ページです | ここは有料広告掲載ページです

## 服装のマナーについて

会葬者の服装は黒で統一する人がほとんどです。女性の場合は、地味なデザインのワンピースやスーツに、黒かベージュのストッキングを身につけて、濃い口紅は避け、傘は黒、ハンカチは白や地味な色のものを選びましょう。男性は、ブラックかダークスーツに、黒のネクタイを。



仕出し(精進・祝料理・折詰・鉢盛・寿司・弁当・活造り)



## 味の店 すえひろ

本店 多久市北多久町多久原(203号バイパス沿)

(代)071-2140・FAX71-2143

真心を込めたお手伝いをお約束いたします。

MEMORIAL HALL WAKOH  
メモリアル会館

**和光** 大ホール 450名様収容、小ホール 100名様収容  
家族葬も対応致します 大型駐車場完備

多久市北多久町大字多久原 668-1 ☎0952-76-2224

24時間受付・深夜でもお気軽にお電話ください。 詳しくはこちら▶

家族葬会館 ファミリーホール **さいな** 最大 50名様収容、宿泊施設完備  
駐車場 30台

《取り扱い商品》  
供花、生花、観葉植物、線香・ろうそく

Thank you for being in my life

フューネラル  
トータルサービス **あかり**

詳しくはこちらから▶  
多久市北多久町大字多久原 1628-1  
TEL.0952-37-1775  
つながりにくい場合は下記へ  
TEL.080-8566-2630

## 葬儀の作法について

故人を悼み、遺族への哀悼を表すために必ず焼香が行われる仏教に対して、神道では故人の霊が子孫を守る守護神となる儀式であると考え、葬儀以降の儀式にも「祭」がつきます。死を「故人を神のみもとへ送る」とされるキリスト教では、祈りは神に捧げるもので、葬儀は遺族を慰め、励ますために行われます。このように宗教によって葬儀の行い方にも異なったルールがあることを知っておきましょう。



生活ガイド



# 多久市商工会

佐賀県多久市北多久町大字小侍687-19

TEL:0952-74-2144 FAX:0952-74-4090 URL:http://www.sashoren.ne.jp/taku/

商工会は、地域に密着した唯一の総合経済団体です。

## 商工会事業概要

商工会は、地域事業者が会員となり、ビジネスやまちづくりのために活動を行う総合経済団体です。「商工会法」に基づいて設立され、全国の市町村に1,649(令和2年4月現在)の商工会があり、約78万の事業者が加入しています。全国的なネットワークと高い組織率(地域事業者の約60%が加入)を有し、国や都道府県の小規模企業支援施策(経営改善普及事業)の実施機関としても、さまざまな事業を実施しています。さらに各都道府県には商工会連合会があり、広域的に地域事業者のみなさまを支援いたします。



## 商工会の2大事業

### 事業者の経営改善

#### 経営改善普及事業

小規模事業者の経営や技術の改善発達のために、経済産業大臣や都道府県の定める資格をもつ経営指導員などが、金融・税務・経営・労務などの相談や指導に従事します。



### 地域社会の発展

#### 地域振興事業

地域の「総合経済団体」として、また中小企業の「支援機関」として、経済活動を通じた元気な地域づくりと商工業振興のため、意見活動、まちづくり、社会一般の福祉の増進など、さまざまな事業に取り組んでいます。



## 経営のこと、誰かに相談したい…。経営支援

商工会は多くの事業者の方々とともに歩む地元のビジネスパートナー。相談は原則無料、秘密は厳守です。一度、ざっくばらんにお話してみませんか？



### 1 頼ってください、経営指導員

商工会窓口での相談はもちろん、みなさまの事業所を直接訪問する巡回訪問も行い、事業や商売、経営の改善や事業発展をサポートいたします。「事業資金を借りたい…」「事業を継承したい…」「商品のパッケージを一新したい…」「税金のことがよくわからない…」「経営の革新を図りたい…」「取引先が倒産した…」など、さまざまなご相談に対応できる体制を整えています。



### 2 役に立ちます、セミナー、研修会

事業に必要な経営知識、最新の施策情報をご提供するため、各種講習会や研修会などを開催しています。経営力向上セミナーやIT初心者向けパソコン研修など、実際の業務にすぐ活かせる内容になっており大変好評をいただいております。



### 3 専門家を派遣します、「エキスパートバンク」

みなさまの相談に応じて、各商工会連合会で選定したエキスパートが直接事業所におうかがいする制度です。専門家の立場から、より具体的かつ実践的なアドバイスを受けることで、問題解決を図ることができます。たとえば、店舗レイアウトの改善、品質管理の導入、就業規則等の見直し、ISO導入に係る指導など、経営や技術力の強化を図りたい事業者の方々を支援します。都道府県ごとの制度内容になっており、一部費用をご負担いただく場合もございますので、お近くの商工会にお問い合わせください。



# 編集後記

「多久市 市民便利帳」は、多久市にお住まいの皆様へ、市の行政情報をお届けするとともに、地域企業の発展につなげることを目的として発行いたしました。

また、市民の皆様へ、より利便性の高い情報源としてご利用いただけるよう、官民協働事業として多久市と株式会社サイネックスとの共同発行としました。

「多久市 市民便利帳」は、地域の各団体及び事業者の皆様のご協力により、行政機関への設置はもとより、多久市の全世帯へ無償配布することができました。あらためて心より厚くお礼申し上げます。

- 「多久市 市民便利帳」に掲載の行政情報は、主に令和4年4月1日現在の情報を掲載しています。社会情勢の変動等により内容が変更される場合がありますので、あらかじめご了承ください。行政情報の内容・手続き等で不明な場合は、各担当課までお問い合わせください。
- また掲載されているスポンサー広告は、暮らしの情報としてご活用ください。広告内容については株式会社サイネックスにお尋ねください。

## 多久市 市民便利帳

令和4年12月発行

### 発行

多久市／株式会社サイネックス

### 制作

株式会社サイネックス  
〒543-0001 大阪府大阪市天王寺区上本町5-3-15  
TEL.06-6766-3333(大代表)

### 広告販売

株式会社サイネックス 西九州支店  
〒840-0801 佐賀県佐賀市駅前中央1-4-8  
TEL.0952-24-6550

※掲載している広告は、令和4年10月現在の情報です。



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。

無断で複写、転載することはお控えください。



医療法人永世会

# 谷口眼科婦人科

多久市からお越しの方  
県道 24 号線を武雄方面へ直進し、  
大崎交差点を右折。  
国道 34 号線を山内方面へ 7km 直進右側。

患者様にやさしい、開かれた眼科医療をご提供します。  
手術・レーザー治療を柱とした、高度な眼科医療をご提供します。

武雄市武雄町大字武雄 385-2



眼科

受付時間	月	火	水	木	金	土
8:30~12:00	●	●	●	●	●	●
14:00~17:30	●	●	●	●	●	/

【休診日】土曜午後、日曜、祝日

TEL.0954-23-3130



婦人科

受付時間	月	火	水	木	金	土
9:00~12:00	●	●	●	●	●	●
14:00~17:30	●	●	▲	●	●	/

【休診日】土曜午後、日曜、祝日  
▲…水曜午後は手術、検査(子宮卵管造影、子宮鏡)

TEL.0954-23-3170

当院併設

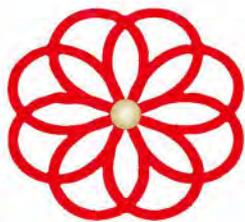


— 安心・信頼のコンタクトレンズ専門店 —  
**シティコンタクト**  
TEL 0954-26-8233



医療法人 永世会 **伊万里眼科**  
伊万里市新天町460-11 TEL 0955-21-0160

## 自然食レストラン



# 花ごよみ

定休日 / 毎週火曜日(祝日の場合翌日)

営業時間 / ランチ 11:00~15:00

佐賀県多久市多久町1812番地

TEL・FAX 0952-37-5288



より処 創作家庭料理

# ほのぼの庵

■地産地消のお店です!

TEL(0952)75-7620

多久市北多久町大字小侍975

<http://www.honobononagaya.jp/>